

令和 7 年（2025 年）第 1 回定例会

枚方市教育委員会会議録

令和 7 年（2025 年）1 月 27 日

枚 方 市 教 育 委 員 会

令和 7 年（2025年）第 1 回 枚方市教育委員会 定 例 会 議 案 書

案 件 名		
日程 1	報告第58号	臨時代理事項の報告について (1) 教職員の退職について（幼稚園）
日程 2	報告第59号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動について
日程 3	報告第60号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の普通退職について
日程 4	報告第61号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則等の一部改正について
日程 5	報告第62号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程及び枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程の一部改正について
日程 6	報告第63号	臨時代理事項の報告について (1) 令和 7 年度全国学力・学習状況調査への参加について
日程 7	議案第17号	枚方市教育振興基本計画の見直しについて
日程 8	議案第18号	小学校水泳授業民間活用に関する基本的な考え方について
日程 9	議案第19号	枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について

日程 1 0	報告第64号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 生徒指導について (令和6年7月30日報告分)
日程 1 1	報告第65号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について
日程 1 2	議案第20号	令和6年度優秀教職員表彰について

○開催日時 令和7年(2025年)1月27日 午前10時00分から
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

報告第58号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）1月27日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第27号 教職員の退職について（幼稚園）

臨時代理第 27 号

教職員の退職について（幼稚園）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 6 年（2024 年）12 月 24 日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

令和6年（2024年）12月31日付け教職員の退職

教職員の退職（任期付幼稚園講師）

所 属	職 氏 名
枚方市立蹉跎幼稚園	講師 吉村 善美

報告第59号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）1月27日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第28号 職員の人事異動について

臨時代理第 28 号

職員の人事異動について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 6 年（2024 年）12 月 24 日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

令和7年（2025年）1月1日付け人事異動

新	氏名	旧
事務局理事 併 理事（子育て・教育等施策連携 調整担当）	乾口 里美	理事（子育て・教育等施策連携 調整担当）

報告第60号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）1月27日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第29号 職員の普通退職について

臨時代理第 29 号

職員の普通退職について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 6 年（2024 年）12 月 27 日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

令和6年（2024年）12月31日付け普通退職

所 属	職 氏 名
総合教育部 新しい学校推進課	事務職員 ・ 栗山 純一

報告第61号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）1月27日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第30号 枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則等の一部改正について

臨時代理第30号

枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則等の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）12月27日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則等の一部を改正する規則

(枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則の一部改正)

第1条 枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表事務局の項中「教育次長」を「理事、教育次長」に改める。

第4条第1項の表中

「

教育次長	(1) 教育長の命を受け、市議会との連絡調整及び委員会の事務執行の調整を図るとともに、特命事項の執行に当たること。 (2) 教育長に対し、政策に関して意見を具申すること。
------	--

」

を

「

理事	(1) 教育長を補佐し、委員会の事務執行の調整を図ること。 (2) 教育長の命を受け、市議会との連絡調整を図ること。 (3) 教育長の命を受け、関係部局との協議を行い、及び連絡調整を図ること。 (4) 教育長に対し、政策に関して意見を具申すること。 (5) 教育長の命を受け、特命事項の執行に当たること。
教育次長	(1) 教育長の命を受け、市議会との連絡調整及び委員会の事務執行の調整を図ること。 (2) 教育長の命を受け、特命事項の執行に当たること。

」

に改める。

(教育機関の統括事務に従事させる職員の事務分掌に関する規則の一部改正)

第2条 教育機関の統括事務に従事させる職員の事務分掌に関する規則（昭和57年枚方市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条、第3条及び第4条第1項中「副教育長」を「理事、副教育長」に改める。

(教育長職務代理者による事務の委任に関する規則の一部改正)

第3条 教育長職務代理者による事務の委任に関する規則（令和6年枚方市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第3位」を「第4位」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「第2位」を「第3位」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「第1位」を「第2位」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 第1位 理事の職にある者

附 則

この規則は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

(参考資料)

枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則等の一部改正関係

新（改正後）	旧（現行）																																
[枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則関係] （職の設置） 第3条 事務局に置き、又は置くことができる職は、次の表に定めるとおりとする。 <table><tr><th>区分</th><th>置く職</th><th>置くことができる職</th></tr><tr><td>事務局</td><td></td><td><u>理事、教育次長</u></td></tr><tr><td>部</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>課</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table> 2・3 [略] （職務等） 第4条 前条第1項又は第2項の規定に基づき設置する職にある者（第3項に規定する者を除く。）の職務は、おおむね次の表のとおりとする。 <table><tr><th>区分</th><th>職務</th></tr><tr><td><u>理事</u></td><td><u>(1) 教育長を補佐し、委員会の事務執行の調整を図ること。</u></td></tr></table>	区分	置く職	置くことができる職	事務局		<u>理事、教育次長</u>	部	[略]	[略]	課	[略]	[略]	区分	職務	<u>理事</u>	<u>(1) 教育長を補佐し、委員会の事務執行の調整を図ること。</u>	[枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則関係] （職の設置） 第3条 事務局に置き、又は置くことができる職は、次の表に定めるとおりとする。 <table><tr><th>区分</th><th>置く職</th><th>置くことができる職</th></tr><tr><td>事務局</td><td></td><td><u>教育次長</u></td></tr><tr><td>部</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>課</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table> 2・3 [略] （職務等） 第4条 前条第1項又は第2項の規定に基づき設置する職にある者（第3項に規定する者を除く。）の職務は、おおむね次の表のとおりとする。 <table><tr><th>区分</th><th>職務</th></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	区分	置く職	置くことができる職	事務局		<u>教育次長</u>	部	[略]	[略]	課	[略]	[略]	区分	職務		
区分	置く職	置くことができる職																															
事務局		<u>理事、教育次長</u>																															
部	[略]	[略]																															
課	[略]	[略]																															
区分	職務																																
<u>理事</u>	<u>(1) 教育長を補佐し、委員会の事務執行の調整を図ること。</u>																																
区分	置く職	置くことができる職																															
事務局		<u>教育次長</u>																															
部	[略]	[略]																															
課	[略]	[略]																															
区分	職務																																

新（改正後）			旧（現行）		
		<u>(2) 教育長の命を受け、市議会との連絡調整を図ること。</u> <u>(3) 教育長の命を受け、関係部局との協議を行い、及び連絡調整を図ること。</u> <u>(4) 教育長に対し、政策に関して意見を具申すること。</u> <u>(5) 教育長の命を受け、特命事項の執行に当たること。</u>			
	教育次長	<u>(1) 教育長の命を受け、市議会との連絡調整及び委員会の事務執行の調整を図ること。</u> <u>(2) 教育長の命を受け、特命事項の執行に当たること。</u>		教育次長	<u>(1) 教育長の命を受け、市議会との連絡調整及び委員会の事務執行の調整を図るとともに、特命事項の執行に当たること。</u> <u>(2) 教育長に対し、政策に関して意見を具申すること。</u>
	部長	[略]		部長	[略]
	主任	[略]		主任	[略]
2～4 [略]			2～4 [略]		

新（改正後）	旧（現行）
[教育機関の統括事務に従事させる職員の事務分掌に関する規則関係] （事務従事） 第2条 教育委員会の事務局から教育機関の統括事務に従事させる職員は、<u>理事、副教育長</u>、教育次長、総合教育部長、学校教育部長、総合教育部次長、学校教育部次長及びおいしい給食課長の職にある者とする。 （職責） 第3条 <u>理事、副教育長</u>、教育次長及び部長は教育長の命を受け、次長は所属部長の命を受け、課長は所属上司の命を受け、所管する教育機関を統括するものとする。 （事務分掌） 第4条 <u>理事、副教育長</u>及び教育次長の事務分掌は、教育機関の事務執行の調整に関する事務とする。 2～4 [略] [教育長職務代理者による事務の委任に関する規則関係] （委任）	[教育機関の統括事務に従事させる職員の事務分掌に関する規則関係] （事務従事） 第2条 教育委員会の事務局から教育機関の統括事務に従事させる職員は、<u>副教育長</u>、教育次長、総合教育部長、学校教育部長、総合教育部次長、学校教育部次長及びおいしい給食課長の職にある者とする。 （職責） 第3条 <u>副教育長</u>、教育次長及び部長は教育長の命を受け、次長は所属部長の命を受け、課長は所属上司の命を受け、所管する教育機関を統括するものとする。 （事務分掌） 第4条 <u>副教育長</u>及び教育次長の事務分掌は、教育機関の事務執行の調整に関する事務とする。 2～4 [略] [教育長職務代理者による事務の委任に関する規則関係] （委任）

新（改正後）	旧（現行）
第2条　〔略〕 2　前項に規定する事務局の職員の順序は、次のとおりとする。 （1）<u>第1位</u>　<u>理事の職にある者</u> （2）<u>第2位</u>　副教育長の職にある者 （3）<u>第3位</u>　総合教育部長の職にある者 （4）<u>第4位</u>　学校教育部長の職にある者	第2条　〔略〕 2　前項に規定する事務局の職員の順序は、次のとおりとする。 （1）<u>第1位</u>　副教育長の職にある者 （2）<u>第2位</u>　総合教育部長の職にある者 （3）<u>第3位</u>　学校教育部長の職にある者

報告第62号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）1月27日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第31号 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程及び枚方市教育委員会
教育機関事務決裁規程の一部改正について

臨時代理第31号

枚方市教育委員会事務局事務決裁規程及び 枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）12月27日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

枚方市教育委員会事務局事務決裁規程及び枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程の一部を
改正する規程

(枚方市教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正)

第1条 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程（令和6年枚方市教育委員会規程第1号）の一部を
次のように改正する。

第2条第2項の表中

「

副教育長	副教育長の設置に関する規則（令和4年枚方市教育委員会規則第1号）第1条に規定する副教育長の職にある者
------	--

」

を

「

理事	枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号。以下「職制規則」という。）第3条第1項の表に規定する理事の職にある者
副教育長	副教育長の設置に関する規則（令和4年枚方市教育委員会規則第1号）第1条に規定する副教育長の職にある者

」

に改め、同表教育次長の項中「枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号。以下「職制規則」という。）」を「職制規則」に改める。

第3条第1項中「副教育長」を「理事、副教育長」に改め、同条第2項及び第3項中「副教育長又は教育次長」を「理事」に改める。

第6条第4項中「副教育長」を「理事、副教育長」に改める。

第9条第1項中「及び副教育長」を「、副教育長及び理事」に改める。

第13条第1項の表教育長の項中

「

1 副教育長
2 教育次長
3 所管の部長

」

を

「

1 理事

- | |
|---------|
| 2 副教育長 |
| 3 教育次長 |
| 4 所管の部長 |

」

に改め、同表副教育長の項及び教育次長の項を削る。

第17条の見出しを「（補助執行をさせた場合の専決等）」に改め、同条第2項を削る。

（枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程の一部改正）

第2条 枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程（昭和57年枚方市教育委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表教育長の項中

「

- | |
|---|
| 1 副教育長 |
| 2 教育次長 |
| 3 決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長 |

」

を

「

- | |
|---|
| 1 理事 |
| 2 副教育長 |
| 3 教育次長 |
| 4 決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長 |

」

に改め、同表副教育長の項及び教育次長の項を削る。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

枚方市教育委員会事務局事務決裁規程及び枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程の一部を改正する規程関係

新（改正後）		旧（現行）	
[枚方市教育委員会事務局事務決裁規程関係]		[枚方市教育委員会事務局事務決裁規程関係]	
(定義)		(定義)	
第2条 [略]		第2条 [略]	
2 前項に定めるもののほか、この規程において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。		2 前項に定めるもののほか、この規程において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。	
理事	<u>枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号。以下「職制規則」という。）第3条第1項の表に規定する理事の職にある者</u>		
副教育長	<u>副教育長の設置に関する規則（令和4年枚方市教育委員会規則第1号）第1条に規定する副教育長の職にある者</u>	副教育長	<u>副教育長の設置に関する規則（令和4年枚方市教育委員会規則第1号）第1条に規定する副教育長の職にある者</u>
教育次長	<u>職制規則第3条第1項の表に規定する教育次長の職にある者</u>	教育次長	<u>枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育会規則第4号。以下「職制規則」という。）第3条第1項の表に規定する教育次長の職にある者</u>

新（改正後）			旧（現行）		
	部長	[略]		部長	[略]
	係長	[略]		係長	[略]
（教育長の決裁事項等） 第3条 教育長の決裁を要する事項は、次のとおりとする。ただし、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項各号に掲げる事項を除く。 (1)～(20) [略] (21) <u>理事</u>、<u>副教育長</u>、教育次長及び部長に出張を命じ、その報告を受けること。 (22) [略] (23) 特別の勤務に従事する<u>理事</u>、<u>副教育長</u>、教育次長及び部長の週休日及び勤務時間の割振りを定めること。 (24) <u>理事</u>、<u>副教育長</u>、教育次長及び部長の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の勤務に替えて他の勤務日の勤務の免除（休日における勤務命令に伴う勤務時間の割振りの臨時変更を含む。）を行うこと。 (25) <u>理事</u>、<u>副教育長</u>、教育次長及び部長の休暇、職務に専念する義務の免除（人間ドックの受診に係るものに限る。）、介護休暇、			（教育長の決裁事項等） 第3条 教育長の決裁を要する事項は、次のとおりとする。ただし、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項各号に掲げる事項を除く。 (1)～(20) [略] (21) <u>副教育長</u>、教育次長及び部長に出張を命じ、その報告を受けること。 (22) [略] (23) 特別の勤務に従事する<u>副教育長</u>、教育次長及び部長の週休日及び勤務時間の割振りを定めること。 (24) <u>副教育長</u>、教育次長及び部長の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の勤務に替えて他の勤務日の勤務の免除（休日における勤務命令に伴う勤務時間の割振りの臨時変更を含む。）を行うこと。 (25) <u>副教育長</u>、教育次長及び部長の休暇、職務に専念する義務の免除（人間ドックの受診に係るものに限る。）、介護休暇、介護時		

新（改正後）	旧（現行）
介護時間休暇、障害のある職員の健康管理休暇、組合休暇及び欠勤を承認すること。 (26) <u>理事、副教育長</u>、教育次長及び部長に時間外勤務及び休日勤務を命ずること。 (27)～(40) [略] 2 教育長は、この規程において定めるもののほか、前項に規定する事項について必要と認める場合は、その一部を<u>理事</u>に専決させることができる。 3 教育長は、前項の規定により<u>理事</u>に専決させる事項を定めた場合は、必要に応じて、その周知をしなければならない。 (専決事項の特例) 第6条 [略] 2・3 [略] 4 <u>理事、副教育長</u>、教育次長及び部長は、上司の承認を得ずに、自己に係る有給休暇について専決することができる。 5・6 [略] (決定関与を受ける者)	間休暇、障害のある職員の健康管理休暇、組合休暇及び欠勤を承認すること。 (26) <u>副教育長</u>、教育次長及び部長に時間外勤務及び休日勤務を命ずること。 (27)～(40) [略] 2 教育長は、この規程において定めるもののほか、前項に規定する事項について必要と認める場合は、その一部を<u>副教育長又は教育次長</u>に専決させることができる。 3 教育長は、前項の規定により<u>副教育長又は教育次長</u>に専決させる事項を定めた場合は、必要に応じて、その周知をしなければならない。 (専決事項の特例) 第6条 [略] 2・3 [略] 4 <u>副教育長</u>、教育次長及び部長は、上司の承認を得ずに、自己に係る有給休暇について専決することができる。 5・6 [略] (決定関与を受ける者)

新（改正後）	旧（現行）												
第9条 決裁を受けるに際しては、当該決裁を受ける事項に係る事務を所管し、又は担当する係長に始まり、当該決裁を受ける事項に応じて、課長代理、課長、次長、部長、教育次長、<u>副教育長及び理事</u>（参事又は主幹が担当する事項にあつては、当該事務を所管し、又は担当する主幹、次長、参事、部長、教育次長、<u>副教育長及び理事</u>）の決定関与を受けなければならない。この場合において、決定関与を受ける者が決定関与を受ける複数の職を兼ねるときは、当該職のうち上位に置かれる職として決定関与をするものとする。 2 [略] （代決） 第13条 決裁を受ける事項について、次の表の左欄に掲げる者が不在であるときは、それぞれ同表の右欄に掲げる者が同欄に定める順序により、当該事項について代決することができる。 <table> <tr> <th>教育長又は専決者</th><th>代決することができる者</th></tr> <tr> <td>教育長</td><td> <u>1 理事</u> <u>2 副教育長</u> <u>3 教育次長</u> <u>4 所管の部長</u> </td></tr> </table>	教育長又は専決者	代決することができる者	教育長	<u>1 理事</u> <u>2 副教育長</u> <u>3 教育次長</u> <u>4 所管の部長</u>	第9条 決裁を受けるに際しては、当該決裁を受ける事項に係る事務を所管し、又は担当する係長に始まり、当該決裁を受ける事項に応じて、課長代理、課長、次長、部長、教育次長<u>及び副教育長</u>（参事又は主幹が担当する事項にあつては、当該事務を所管し、又は担当する主幹、次長、参事、部長、教育次長<u>及び副教育長</u>）の決定関与を受けなければならない。この場合において、決定関与を受ける者が決定関与を受ける複数の職を兼ねるときは、当該職のうち上位に置かれる職として決定関与をするものとする。 2 [略] （代決） 第13条 決裁を受ける事項について、次の表の左欄に掲げる者が不在であるときは、それぞれ同表の右欄に掲げる者が同欄に定める順序により、当該事項について代決することができる。 <table> <tr> <th>教育長又は専決者</th><th>代決することができる者</th></tr> <tr> <td>教育長</td><td> <u>1 副教育長</u> <u>2 教育次長</u> <u>3 所管の部長</u> </td></tr> <tr> <td>副教育長</td><td> <u>1 教育次長</u> <u>2 所管の部長</u> </td></tr> <tr> <td>教育次長</td><td>所管の部長</td></tr> </table>	教育長又は専決者	代決することができる者	教育長	<u>1 副教育長</u> <u>2 教育次長</u> <u>3 所管の部長</u>	副教育長	<u>1 教育次長</u> <u>2 所管の部長</u>	教育次長	所管の部長
教育長又は専決者	代決することができる者												
教育長	<u>1 理事</u> <u>2 副教育長</u> <u>3 教育次長</u> <u>4 所管の部長</u>												
教育長又は専決者	代決することができる者												
教育長	<u>1 副教育長</u> <u>2 教育次長</u> <u>3 所管の部長</u>												
副教育長	<u>1 教育次長</u> <u>2 所管の部長</u>												
教育次長	所管の部長												

新（改正後）		旧（現行）	
部長	[略]	部長	[略]
係長	[略]	係長	[略]
2～5 [略]		2～5 [略]	
<u>（補助執行をさせた場合の専決等）</u>		<u>（補助執行等をさせた場合の事務の処理等）</u>	
第17条 [略]		第17条 [略]	
		<u>2 前項前段の規定により、枚方市教育員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成18年枚方市教育委員会規則第9号）第3条第4項に規定する教育長の決裁を受けるに際して受ける副市長の決定関与について第9条の規定の例による場合においては、同条第1項の規定中「及び副教育長」とあるのは「、副教育長及び副市長」とする。</u>	
[枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程関係]		[枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程関係]	
(代決)		(代決)	
第14条 決裁を受ける事項について、次の表の左欄に掲げる者が不在のときは、それぞれ同表の右欄に定める者が同欄に掲げる順序によ		第14条 決裁を受ける事項について、次の表の左欄に掲げる者が不在のときは、それぞれ同表の右欄に定める者が同欄に掲げる順序によ	

新（改正後）		旧（現行）	
り、当該事項について代決することができる。		り、当該事項について代決することができる。	
決裁・専決者	代決することができる者	決裁・専決者	代決することができる者
教育長	<u>1 理事</u> <u>2 副教育長</u> <u>3 教育次長</u> <u>4 決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長</u>	教育長	<u>1 副教育長</u> <u>2 教育次長</u> <u>3 決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長</u>
		副教育長	<u>1 教育次長</u> <u>2 決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長</u>
		教育次長	<u>決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長</u>
部長	[略]	部長	[略]

新（改正後）			旧（現行）		
	中央図書館係長	[略]		中央図書館係長	[略]
2 ～ 4 [略]			2 ～ 4 [略]		

報告第63号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）1月27日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第32号 令和7年度全国学力・学習状況調査への参加について

臨時代理第32号

令和7年度全国学力・学習状況調査への参加について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和7年（2025年）1月10日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

令和7年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領に基づき、本調査に参加する。

2. 目的

令和7年度全国学力・学習状況調査に枚方市立小中学校が参加して、全国的な状況との関係において本市児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、本市児童・生徒の課題の改善に向けた教育の成果と課題を検証することで、今後の教育施策や教育指導に反映させ、以て本市児童・生徒の学力向上につなげる。

3. 参考資料（別添）

- （1）令和7年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知） 【写し】
- （2）令和7年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

議案第17号

枚方市教育振興基本計画の見直しについて

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第1号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和7年（2025年）1月27日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 内容

別紙1のとおり

議案第18号

小学校水泳授業民間活用に関する基本的な考え方について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第1号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和7年（2025年）1月27日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 内容

別紙2のとおり

議案第19号

枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第10号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和7年（2025年）1月27日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 内容

次ページのとおり

2. 参考資料（別添）

枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について－図書館資料の貸出点数の最適化

枚方市教育委員会規則第 号

枚方市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

枚方市立図書館条例施行規則（平成23年枚方市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第14条中「12点」を「15点」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(参考資料)

枚方市立図書館条例施行規則の一部改正関係

新（改正後）	旧（現行）
（個人への貸出しの数量） 第14条 個人に貸出しを行う図書館資料の数量は、1人につき<u>15点</u>を限度とし、このうちCD等の数量は、6点を限度とする。	（個人への貸出しの数量） 第14条 個人に貸出しを行う図書館資料の数量は、1人につき<u>12点</u>を限度とし、このうちCD等の数量は、6点を限度とする。

議案第20号

令和6年度優秀教職員表彰について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和7年（2025年）1月27日

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

1. 内容

別紙4のとおり

枚方市教育振興基本計画

平成 28 年（2016 年） 6 月

令和 2 年（2020 年） 9 月 [計画見直し]

令和 7 年（2025 年） 1 月 [計画見直し]

枚方市教育委員会

はじめに

枚方市教育委員会では、このたび平成 28 年（2016 年）6 月に策定した、「枚方市教育振興基本計画」について 2 回目の見直しを行いました。

枚方市教育振興基本計画は、教育基本法に基づき、第 5 次枚方市総合計画を上位計画とし、市長が定める枚方市教育大綱を踏まえ、枚方市の教育のめざすべきものについて、平成 28 年度（2016 年度）から令和 9 年度（2027 年度）までの中長期的な目標を設定し、目標を実現するための基本的な方向性を示すものとして策定しているものです。

社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などに関わらず、誰一人取り残されることなく個人と社会のウェルビーイングを実現していくためには、子どもたちの教育においても一人ひとりの学びを充実させる個別最適な学びや他者を理解し協力して課題解決につなげる協働的な学びの推進によって、主体的・対話的で深い学びの実現が不可欠と考えています。枚方市教育委員会では、これらの学びが速やかに実現されるよう、教育環境の整備や地域団体・企業との連携、専門員の配置、様々な体験の提供など、新しい時代を見据えた教育の充実に取り組んでいるところです。

また、予測困難な時代においても、令和 6 年（2024 年）3 月に策定した新たな「枚方市教育大綱」等を踏まえつつ、引き続き本計画に基づき、教育を取り巻く様々な課題に的確に対応していくことで、すべての子どもたちの未来をひらき、これからの社会の担い手、そして創り手となれるよう教育の更なる充実と発展に全力で取り組んでいきます。

最後に、本計画の見直しにあたり、貴重なご意見をいただきました皆様に厚く御礼申し上げますとともに、今後も引き続き、枚方の子どもたちのため、本市教育行政の推進に、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和 7 年（2025 年）1 月

枚 方 市 教 育 委 員 会
教 育 長 谷 元 紀 之

目 次

第1章 教育振興基本計画の策定にあたって

- ① 計画策定の趣旨 1
- ② 計画の位置づけ 1
- ③ 計画期間 2

第2章 教育を取り巻く現状及び枚方市のこれまでの取り組みと課題

- ① 教育を取り巻く現状 3
- ② 枚方市における教育の主な取り組みと課題 7

第3章 枚方市の教育がめざすもの

- ① 枚方市の教育がめざすもの 17
- ② 教育目標 18

第4章 めざすべき教育を実現するために

- ① 基本方策 19
- ② 重点的に進める取り組み 20
 - (1) 社会を生き抜く力の育成 20
 - (2) 豊かな心と健全な体の育成 20
 - (3) 誰一人取り残されない教育の実現 21
 - (4) 豊かな学びを支える学校園づくり 21
 - (5) 遊びや学びの充実 21
- ③ 10の基本方策に基づく取り組み 21
 - 基本方策1 確かな学力と自立を育む教育の充実 22
 - 基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実 23
 - 基本方策3 教職員の資質と指導力の向上 24

基本方策 4	「ともに学び、ともに育つ」教育の充実	25
基本方策 5	幼児教育の充実	26
基本方策 6	社会に開かれた学校づくりの推進	26
基本方策 7	学びのセーフティネットの構築	27
基本方策 8	学びを支える教育環境の充実	28
基本方策 9	生涯学習の推進と図書館の充実	29
基本方策 10	文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実	30
4	計画の推進	32
	(1) 計画の推進方法	32
	(2) 進行管理及び公表	32
参考		
	枚方市教育振興基本計画策定の経過（平成 27～28 年度）	33
	枚方市教育振興基本計画見直しの経過（令和 2 年度）	33
	同上（令和 6 年度）	34
	用語解説	35

第1章 教育振興基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

急速に進展する少子高齢化やグローバル化、核家族化やコミュニケーションの希薄化による家庭や地域での教育力の低下、ICT（情報通信技術）の発達による高度情報化等、社会を取り巻く状況が大きく変化し、教育をめぐる課題も、経済的格差の拡大や、いじめや不登校への対応、体罰等の不祥事防止などますます複雑・多様化しています。

平成18年12月に教育基本法が改正され、時代に即した教育理念が示されるとともに、国に対しては、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「教育振興基本計画」）を策定する義務が、また、地方公共団体に対しては、地域の実情に応じてこれを策定する努力義務が規定されました。

本市においては、教育振興基本計画に替わるものとして、平成21年度に枚方市教育委員会教育目標を策定し、この目標に基づいて、体系的かつ総合的に教育行政を展開してきました。

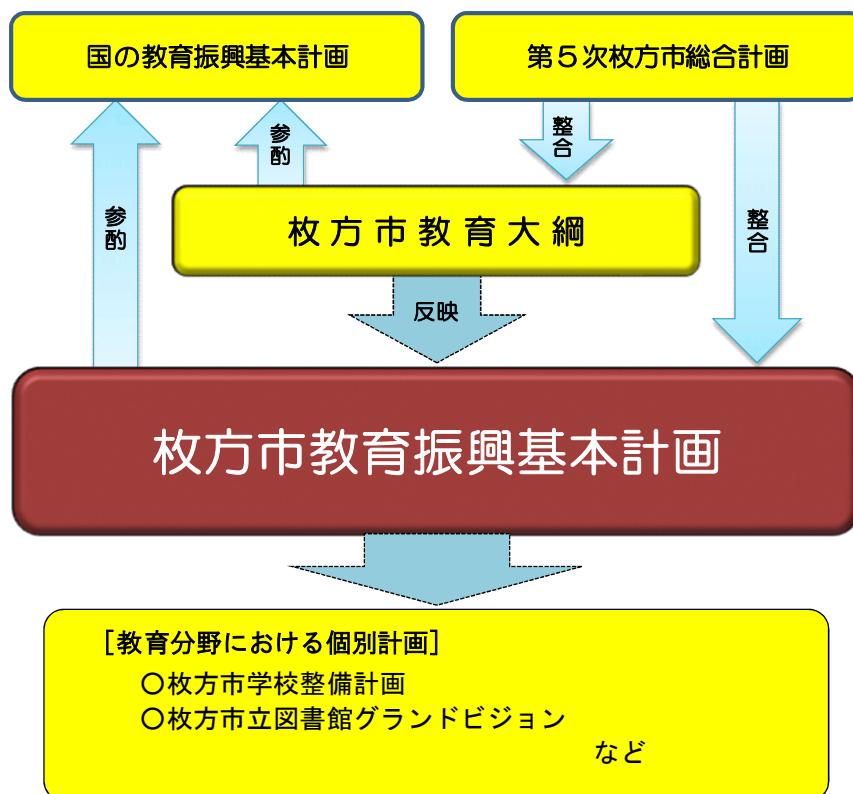
しかしながら、今日の社会状況において教育の果たす役割の重要性が一段と高まってきていること、また、平成26年4月からの中核市への移行に伴い本市の教育課題等を踏まえた独自の教職員研修の実施が可能になったこと、さらに地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化等を図ることを目的とした教育委員会制度改革が行われたことを契機として、本市において教育基本法に基づく教育振興基本計画を策定することとしました。

教育振興基本計画は、第5次枚方市総合計画を上位計画として、市長が定める枚方市教育大綱を踏まえ、本市教育のめざすべきものについて、中長期的な目標を設定し、目標を実現するための取り組みの基本的な方向性を明らかにするものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく、教育振興基本計画（枚方市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画）として位置づけます。

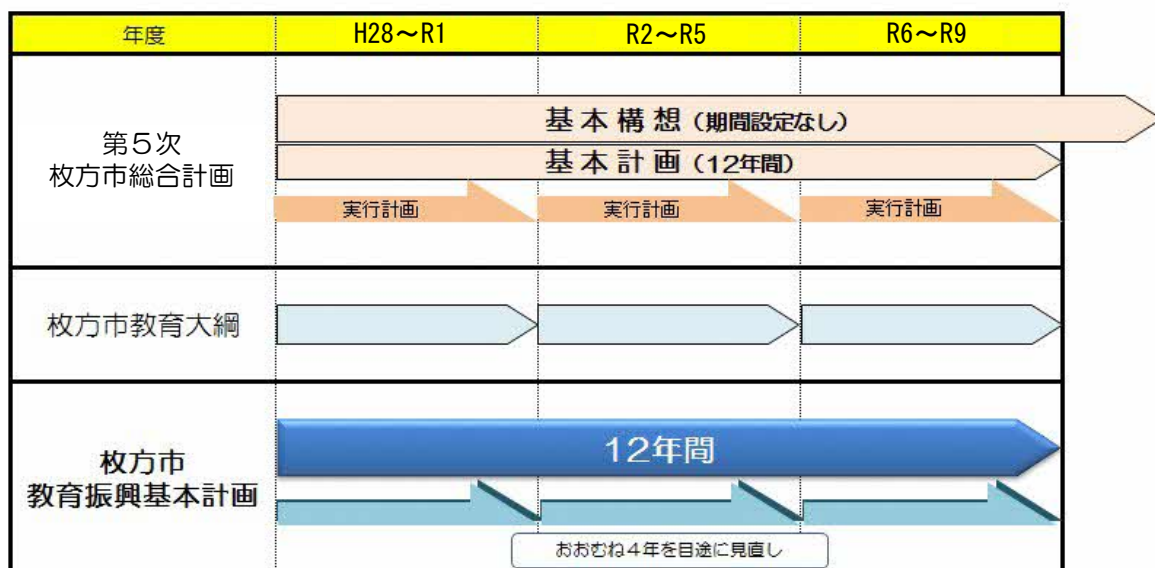
(計画の体系)



3 計画期間

本計画は、平成28年度から令和9年度までの12年間を計画期間とします。
また、平成28年度からおおむね4年を目途に組みの検証・評価を行い、見直しを行うものとします。

なお、国の教育に関する施策の変更等、社会状況に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて本計画を改訂します。



第2章 教育を取り巻く現状及び枚方市のこれまでの取り組みと課題

1 教育を取り巻く現状

① グローバル化する社会の持続的な発展

将来の予測が困難な VUCA*と言われる時代の中で、個人と社会のウェルビーイング*を実現していくためには、社会の持続的な発展に向けて学び続けるとともに、地球規模の諸課題を自らに関わる課題と捉え、持続可能な開発のための目標（SDGs*）の実現を意識し、日本や外国の言語、文化を理解しながら世界で活躍するリーダー人材の育成が求められています。

また、地域の具体的な課題など実社会における課題解決型学習*（PBL:Project Based Learning）やキャリア教育*、主権者教育*など、様々な活動を通じて主体的に社会の形成に参画する態度を育成していく必要があります。

本市においても、「主体的・対話的で深い学び*」の視点から、課題解決型学習などの子ども主体の学習活動を重要視しており、総合的な学習の時間等を使って、SDGsの達成に向けた企業との連携や身近な地域課題の解消などをテーマに社会とのつながりを意識した課題解決の検討などに取り組んでいます。自ら考える基盤となる知識の習得と探究力の鍛錬を組み合わせ、グローバルな視点をもって課題に対応できる人材の育成に取り組む必要があります。

② 誰一人取り残されない共生社会の実現に向けた教育の推進

近年、いじめ重大事態や学校での暴力行為の発生件数や、不登校児童・生徒数は全国的にも増加傾向にあり、さらに、産休・育休取得者や特別支援学級の増加等を要因とする教員不足が喫緊の課題となっています。また、児童虐待、子どもの貧困、ヤングケアラー*など、多様化・複雑化する子どもの抱える困難に対応するとともに、障害のある子どもや医療的ケア児などへのサポート、外国にルーツを持つ子ども、性的マイノリティ、特定分野に特異な才能のある児童・生徒への理解など、それぞれの子どもの応じたきめ細やかで多様な対応が求められています。

本市においても、各児童・生徒の状況やニーズに合わせた「個別最適な学び*と協働的な学びの一体的充実」を重視し、あらゆる子どもたちが公正・公平に学びと向き合える環境づくりを進めています。誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向け、一人ひとりが自分の良さを認識し、他者を価値のある存在として尊重できるよう多様性を理解するための教育をさ

らに推進することが必要です。

③ 共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

生涯学習は、一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて学び続けるものであり、これを推進するためには、年齢に関わらず学びの機会を提供する社会教育が重要となります。社会教育は地域住民がともに学ぶものであり、子どもや若者、高齢者など世代を超えた交流により形成された地域コミュニティの基盤の上で、地域や社会へ貢献する、また地域の担い手となる人を尊重できる社会がめざされるべきであり、そのためにも社会教育が果たす役割は大きいと言えます。

本市においては、社会教育は生涯学習の一翼を担うものと位置付けられており、長寿化が進展する人生 100 年時代においては、様々な年代の市民が生涯にわたり自らに必要な知識や能力を身に付け、一人ひとりの生活を豊かにし、地域や社会の問題解決のための活動に資するよう各種講座の充実などに取り組むことが求められています。

あわせて、豊かな文化・芸術に触れることができる機会や、まちへの愛着を育むため、歴史・文化などに触れる機会の提供、生涯にわたり健やかに暮らすための運動習慣を確立できる環境づくりなど、市全体で生涯学習を推進していく必要があります。

④ 教育デジタルトランスフォーメーション（D X）の進展

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、生命及び世界経済に深刻な打撃を与えました。これまで当たり前であった日常生活に大きな変化を及ぼす一方で、世界全体にデジタル化の飛躍的進展をもたらしました。教育分野においても、感染拡大当初は I C T の活用が十分ではなく、デジタル化への対応の遅れが浮き彫りとなりましたが、これを契機として、G I G A スクール構想*による 1 人 1 台端末の早期の実現や、遠隔授業・ビデオ会議システムを活用した教育が進展し、学びの変容がもたらされました。

また、生成 A I *やロボットの発達、メタバース*空間などの先端技術が一層進展し、それらの活用を前提とした I C T 環境の整備が加速しています。教育の分野においても、I C T を活用することが特別なことではなく「日常化」するなど、デジタル化をさらに推進することが不可欠となっています。

本市においては、1 人 1 台端末を学校での授業やコミュニケーションツールとして積極的に使用するだけでなく、いつでもどこでもインターネットにつながるモバイル通信の利点を生かして、課外活動や家庭学習など場所にとらわれ

ない自由な活用を推進しています。その結果、本市の1人1台端末の活用率は全国平均より高い水準となっています。今後も、新たな時代を見据え、情報活用能力と、それを生かし仲間と協働し、課題解決につなげる力の育成に取り組んでいきます。

⑤ いじめの防止・早期解決に向けた対応

国において平成29年に「いじめの防止等のための基本的な方針」が改訂され、いじめの定義の解釈の明確化や、学校基本方針に基づく対応の徹底、組織的な対応の必要性のほか、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー*等の専門家や警察等の関係機関との連携、解消に至るまでの被害者への支援継続の徹底等の対応が示されました。同時に策定された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」は令和6年8月に改訂され、重大事態案件が増加する昨今の状況に合わせて、事案の未然防止や弁護士会等との平時からの連携、申し立てがあった際の学校や関係者の対応の明確化など、いじめ問題への取り組みがより一層強化されました。

本市では、令和5年度に教育委員会に「いじめ対策係」を設置し、専門職を含めた人員を増強することで、いじめ防止対策の強化を図るとともに、生じたいじめ事案に対して第三者的な立場から調査するため、「枚方市学校いじめ重大事態調査委員会」を設置しました。また、市長部局には「枚方市いじめ相談窓口」が設置され、いじめを市全体の問題として捉え、いじめ防止対策に取り組む体制が整備されました。加えて、「枚方市いじめ問題対策連絡協議会」を定期的開催し、平時から関係団体間の連携強化やいじめ防止対策を検討するなど、一丸となっていじめ対策に取り組んでいます。

⑥ 不登校児童・生徒への支援

不登校児童・生徒への支援については、児童・生徒の社会的自立に向けた様々な取り組みが行われている中、不登校児童・生徒数は依然高い水準で推移していることから、令和5年3月に国が取りまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」に基づき、不登校児童・生徒の教育機会の確保や、相談体制の充実などの対策を推進していくことが重要です。

また、令和6年8月の法令改正により、不登校児童・生徒が教育支援センターや自宅等で行った学習の成果を成績に反映できることが明文化されるなど、不登校児童・生徒の努力の成果が適切に評価される体制整備が進んでいます。

今後は、不登校児童・生徒の状況を適切に把握するとともに、児童・生徒が

自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することをめざした多様な支援を通して、学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童・生徒を確実に支援につなげられるよう体制の整備を進める必要があります。

本市においても、1人1台端末やSNS相談等を活用し、児童・生徒の健康状況や気持ちの変化の早期発見に努め、早期支援につなげる仕組みを構築しています。不登校状態にある児童・生徒に対しては、校内教育支援ルームや教育支援センター「ルポ」で教育相談や学習支援を行っているほか、民間事業者と連携した居場所づくり、メタバース空間の活用など、児童・生徒の社会的自立につながる取り組みを進めています。

⑦ 子どもの貧困問題への対応

子どもの貧困が社会問題となる中、国においては、令和5年4月に制定された「こども基本法」に基づき、子ども施策を総合的に推進するため、「子供の貧困対策に関する大綱」等の3大綱を一元化した「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定されました。貧困の背景には様々な社会的要因があることを踏まえつつ、子どもや若者の今とこれからの最善の利益を図るとともに、すべての子どもや若者が生まれ育った環境によって左右されることなく、一人ひとりが心身ともに健やかに成長でき、夢や希望を持つことができるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進し、全ての子ども・若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざしています。

本市においても、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画として位置付ける「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」など、既存の各法令に基づく3計画を一体化した「(仮称)枚方市こども計画」の策定に向けて市長部局において取り組まれており、引き続き、経済的な負担軽減や、学習支援、相談支援などの施策を教育委員会としても連携して推進していくとともに、教育と福祉の連携や、地域や関係機関等との連携により、支援を必要とする家庭をより早期に把握し、家庭や子どもが置かれている状況に応じた適切な支援につなげていく必要があります。

2 枚方市における教育の主な取り組みと課題

本計画の令和2年9月の見直し以降、これまでに進めてきた主な取り組みと課題について、「基本方策」ごとに、以下のとおりまとめました。

<基本方策1 確かな学力と自立を育む教育の充実>

【これまでの主な取り組み】

各中学校区に配置した小中一貫・学力向上推進コーディネーターを中心に、校内組織体制の充実を図るとともに、授業改善やICTの有効活用、少人数指導等により学力向上の取り組みを推進しました。これらの取り組みにより、令和6年度全国学力・学習状況調査*の平均正答率は、小学校、中学校ともに全国平均を上回りました。

全市立小・中学校に日本人英語教育指導助手、外国人英語教育指導助手を、また、市独自で小学校に英語専科教員を配置する等、外国語指導体制の強化を図るとともに、英語の4技能5領域（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やりとり）」「話すこと（発表）」「書くこと」）をバランスよく育成するため、授業改善に取り組みました。また、関西外国語大学と連携し、留学生と交流等をする「枚方英語村」を開催するなど、英語を使った体験的な活動を通して、より実践的な英語力を育みました。

児童・生徒の学習意欲を高め、基礎学力の向上を図るため、各小・中学校において授業外での学習をサポートする放課後自習教室を開室しました。

ICTの活用については、1人1台端末を授業内外で積極的に活用するとともに、学校教育における情報化を推進するための意見聴取会を設置し、外部専門家や市立小中学校教職員からの意見を取り入れ、より良い授業づくりをめざしました。

また、研修計画や「枚方版ICT教育モデル」に基づく研修の実施やICT活用実践事例の共有等、教職員のICT活用指導力向上に向けた取り組みを行うことにより、ICT利活用を進めました。

小学校における少人数指導については、子どもたちへのきめ細かな指導による教育効果を高めるため、本市独自の支援学級在籍児童を含めた少人数学級編制（第1学年から第4学年までは35人、第5・第6学年は40人）を実施しました。

また、学校司書を市立全19中学校区へ配置するとともに、小学校にも順次配置し、学校図書館の環境整備及び有効活用等に取り組むとともに、様々な読書への動機づけ活動として、朝読書や校内ビブリオバトル*を実施するなど、読書活動の充実を図りました。

【主な課題】

- ・ より良い学びにつながる授業改善及び校内研究組織体制の強化
- ・ 実践的な体験活動を通じた英語によるコミュニケーション能力の育成
- ・ 情報活用能力のさらなる育成等に向けた、1人1台端末の活用推進
- ・ 読書習慣の定着に向けての動機づけへの取り組みの推進

＜基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実＞

【これまでの主な取り組み】

自他の生命を尊重し、子どもたちが豊かな人間性を身に付けることができるよう、学校園において人権教育を適切に位置付け、校園長を中心に組織的に人権教育を進めるため、講演会や実践報告会等、様々な研究を通して推進を図りました。

健全な身体の育成に向け、児童の泳力向上を主な目的に、小学校における水泳授業について、民間施設や民間の専門スタッフを活用した取り組みを進めました。

中学校部活動については、部活動の活性化と充実を図るとともに、顧問教員が生徒指導や授業研究等の時間を確保するため、外部人材の指導協力者の派遣を行いました。また、地域連携・地域移行に関しては、「枚方市中学校部活動の在り方懇話会」での意見聴取や児童生徒アンケートの結果等を踏まえ、令和5年度には大学との連携による地域部活動を試行的に実施しました。

安全・安心でおいしい学校給食提供のため、野菜類を中心に地元農産物の利用推進を図りました。また、食物アレルギー対応について、国・府のガイドラインに基づいたアレルギー対応にかかる運用の徹底を図り、ヒヤリハット・事故報告の蓄積による再発防止等の観点を踏まえ、「学校園におけるアレルギー疾患対応の手引き」を、よりの確で迅速な対応ができるよう改訂しました。

また、中学校における全員給食に向けて、令和4年12月に「今後の中学校給食に関する方針」を策定し、可能性調査により、本方針の有効性を検証した上で最適な事業手法を確定しました。さらに、子育て世帯の負担軽減策として、令和6年2学期より、小学校給食の無償化を実施しました。

全学校園で学年等に応じて、内科、歯科、眼科、耳鼻科検診等を実施したほか、専門的な立場から児童・生徒の支援を行うため、学校園医による健康相談や、学校薬剤師による空気、飲料水等の検査を行うとともに、幼稚園・小学校では、歯科衛生士によるブラッシング指導などに取り組みしました。

また、豊かな心の育成として、文化財に関する情報発信に取り組んだほか、野外活動センターでの学校キャンプなど、自然を生かした野外活動、体験活動

に取り組みました。

【主な課題】

- ・人権教育に係る研修会等に対する参加ニーズの高まりへの対応と授業への反映
- ・外国籍の子どもや保護者等に対する日本語習得等の学習機会の提供
- ・子どもたちの健康の保持・増進と体力向上のため、運動に親しみ実践する意欲の向上
- ・子どもたちの豊かな心を育むため、社会との関わりを通じた文化・芸術等に親しむ機会の拡大
- ・水泳授業民間活用の推進
- ・今後の中学校部活動の在り方についての検討
- ・中学校全員給食に向けた施設整備

＜基本方策３ 教職員の資質と指導力の向上＞

【これまでの主な取り組み】

『学び続ける教職員』を育成し、枚方市の子どもたちの『生きる力』をはぐくむ」をテーマに、毎年度設定する重点項目に基づき各種研修を実施し、教職員の資質・指導力の向上を図りました。また、教育推進プランナー等（学校教育に関して高い見識や経験を有する校長経験者等）を中心に、経験年数の少ない教職員の育成や学校訪問などにより校内研究・校内研修の支援に取り組みました。

枚方市が取り組む教育の発信と今後の方向性について市民と共有する場として「GIGAフェス」を実施しました。

児童・生徒の確かな学力を育むため、豊かな人間性と高い専門性を有する優れた教員を養成する授業の達人養成講座を実施しました。研修では、外部講師による講演・演習や研究授業・実践報告等を行い、新学習指導要領*についての理解を深め、今求められている授業像を明確にし、実践に生かしました。

【主な課題】

- ・教職員の世代交代が進む中、経験知の継承や教職員一人ひとりの資質と指導力の向上
- ・学習指導要領の改訂を踏まえた教育課題や個別最適・協働的な学びの一体的な充実に向けた授業づくり研修の実施
- ・教職員が児童・生徒一人ひとりに適切な支援を行うために、教育データを分析する力の育成に向けた研修の実施
- ・教職員の業務量を適切に管理した上で、授業改善のための時間や子どもたち

＜基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実＞

【これまでの主な取り組み】

障害の有無にかかわらず、全ての子どもたちが「ともに学び、ともに育つ」教育の推進に向けて、一人ひとりの自立に向けた効果的な指導、支援の充実に努めました。通常の学級に在籍する発達障害等の児童・生徒を支援するため、専門家を派遣し、指導・助言を行うとともに、職員が学校園、保育所（園）、医療機関等を巡回し、就学相談を実施しました。

小・中学校の支援教育の中心となる支援教育コーディネーターの活動時間を確保するため非常勤講師を加配し、また肢体不自由児介助員、学校看護師を配置し、肢体不自由学級に在籍する児童・生徒や、医療的ケア児の介助等の支援を行いました。さらに、発達に課題のある児童・生徒の学習の補助や学校生活における介助を行うため、令和5年度から特別支援教育支援員の配置に取り組みました。

今後の支援教育の充実について検討するため、令和5年度より、学識経験者や教職員、市民で構成される支援教育充実審議会を開催し、令和7年度の答申をめざしています。

また、自校式通級指導教室を設置・拡大し、他校に移動することなく時間割の中で通級による指導を受けることができるようにするなど、児童・生徒に寄り添った支援を行いました。

【主な課題】

- ・一人ひとりの社会的自立に向けた効果的な指導・支援の充実
- ・支援を必要とする児童・生徒に対応した人員の確保や設備の充実
- ・支援教育充実審議会の答申を踏まえた今後の支援教育の在り方の検討
- ・自校式通級指導教室の増設

＜基本方策5 幼児教育の充実＞

【これまでの主な取り組み】

幼児期から児童期への円滑な接続をめざした幼保こ小連携の取り組みとして、給食体験や授業体験など幼児が小学校生活に期待や親しみを持てるような活動を実施するとともに、幼児期・児童期の育ちについての合同研修や授業視察等を通じて、保育・教育内容の相互理解を図りました。

また、保護者の就労支援の一環として、令和4年度より幼稚園給食を段階的

に導入し、令和5年度には全ての市立幼稚園において給食の提供を開始しました。

市立幼稚園において、幼児の心身の健全な発達を促すとともに、幼児教育の充実と保護者の子育て支援及び就労支援の充実を図るため、預かり保育を実施するとともに、2・3歳児の未就園児及び保護者が、安心して遊び、交流できる場として幼児教育教室を実施しました。

【主な課題】

- ・ 幼児が健やかな成長をとげられるよう、発達や特性に応じた取り組みの推進
- ・ 幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校との連携による幼児教育の充実
- ・ 保護者が利用しやすく、安心して子どもを預けられる環境の整備

<基本方策6 社会に開かれた学校づくりの推進>

【これまでの主な取り組み】

全市立44小学校に、保護者や地域住民等で構成する学校運営協議会を設置、コミュニティ・スクールとして位置付け、学期に1回程度、学校運営に必要な支援などについて協議しています。また、定期的に研修を実施し、各学校の実践事例を共有するとともに、コミュニティ・スクールへの理解を深め、地域全体で子どもたちの健やかな成長を支えていく学校づくりを進めています。

学校での取り組みや子どもの状況、教育委員会での取り組み等については、ホームページや学校ブログで日々情報発信しているほか、学校における事件・事故や災害時の対応について保護者や地域の方々と共有するため、「非常変災時における措置」「学校いじめ防止基本方針」「学校危機管理マニュアル」を学校ブログに掲載するなど、地域や保護者等へ学校情報を提供しました。

【主な課題】

- ・ コミュニティ・スクールでの取り組みの充実など、地域住民や保護者による学校運営参画の活性化
- ・ 学校と保護者との情報共有、連絡体制の充実
- ・ 地域や保護者等とのさらなる協力関係を基にした学校園ガバナンスの確立

<基本方策7 学びのセーフティネットの構築>

【これまでの主な取り組み】

全市立小学校で、正門の監視カメラやオートロックの活用、安全監視員等による見守りを行い、不審者の侵入等の防止に取り組みました。加えて、交通専

従員・交通指導員の配置や、関係機関と連携し通学路の合同点検を行うなど、通学路の安全対策に取り組みました。

いじめ問題対策については、学校・家庭・地域が連携して、未然防止、早期発見・早期解決をめざす観点から、問題防止啓発のため、「ストップ！いじめ」を全市立小・中学校の新入生保護者に配付するとともに、児童・生徒に貸与している1人1台端末に配信しました。学校においては、学期に1回以上、児童・生徒に対するアンケートと教育相談を実施するなど、いじめの未然防止に取り組みました。

令和5年度には、いじめ重大事態に係る事実関係について調査審議を行う「枚方市学校いじめ重大事態調査委員会」を設置したほか、教育委員会事務局に弁護士、スクールソーシャルワーカーを含む「いじめ対策係」を新設するとともに市長部局にも「枚方市いじめ相談窓口」を設置し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応できるよう体制を強化しました。

学校での問題行動への対応については生徒指導主事を中心とした情報の共有や、必要に応じた聞き取りによる事実確認、保護者への連絡も含め、一連の動きをマニュアル化しており、より機能的な生徒指導体制の充実に努めています。

不登校児童・生徒の支援に関しては、ICTの活用や不登校支援協力員により未然防止に取り組むとともに、校内教育支援ルームや教育支援センター「ルポ」において教育相談や学習支援等を実施しているほか、令和5年度からは、民間活力活用に向けた行政と民間事業者の対話の場「枚方市公民連携プラットフォーム」*を活用し、児童・生徒の「居場所づくり」事業に取り組むなど、多様な居場所の確保、拡充に努めています。

すべての児童・生徒にとって学校が安全安心な居場所となるよう児童・生徒を主体とした「魅力的な学校づくり」と「わかりやすい授業」づくりに取り組み、児童・生徒が主体的に学びを深める「個別最適な学び」と子どもたちの対話を重視した「協働的な学び」の推進によって、不登校・いじめを生まない環境を整えていきます。また、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待、子どもの貧困など子どもを取り巻く様々な課題に対し、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置・派遣しています。

【主な課題】

- ・子どもが自ら危険を回避する能力を養う安全・防災教育の推進
- ・いじめ、不登校の未然防止、早期発見・早期解消に向けた取り組みの推進
- ・児童虐待、子どもの貧困問題等への対策の推進

- ・学校内、通学路の安全対策の推進

＜基本方策 8 学びを支える教育環境の充実＞

【これまでの主な取り組み】

老朽化する学校施設を計画的に更新するため、校舎、園舎、体育館等の維持保全、予防保全工事や長寿命化改修を実施しました。

また、学校エレベーターについては、令和 5 年 3 月策定の「学校施設のエレベーター設置等に関する方針」をもとに、エレベーターの実施設計・工事を行い、令和 5 年度末時点で設置校数は市立小・中学校 64 校中 9 校となりました。

「枚方市学校規模等適正化基本方針（改定版）」に基づく大規模校・過密校対策として、菅原東小学校の仮設校舎 6 教室を令和 4 年度に増築、令和 5 年度より供用開始しました。また、令和 6 年度から令和 11 年度までの間、樟葉小学校入学予定児童・在籍児童が樟葉北小学校へ指定校変更できる制度を新設しました。

I C T環境の整備として、校務支援システムによって、学校における児童・生徒の情報管理を一元化することで、教職員の負担を軽減したほか、学校内の情報セキュリティの向上を図りました。さらに、令和 4 年度には全市立中学校に採点支援システムを導入し、採点業務にかかる負担の軽減を図りました。

また、老朽化した第三学校給食共同調理場に代わる施設として、既存の小学校単独調理場 6 箇所を共同調理場及び親子方式共同調理場へ転換しました。さらに、香里小学校及び樟葉西小学校給食調理場について、既存の建物を活用した長寿命化工事を行うとともに、ドライシステム調理場*として整備しました。

【主な課題】

- ・「枚方市学校整備計画」に基づく学校施設の計画的な更新整備
- ・学校エレベーターの整備促進など学校施設のバリアフリー化、省エネ化
- ・学校施設における I C T環境整備など教育の情報化の推進
- ・人口減少などの社会情勢や、公共施設の今後の在り方を踏まえた学校規模の適正化
- ・小学校単独調理場の長寿命化工事及びドライシステム調理場整備の促進

＜基本方策 9 生涯学習の推進と図書館の充実＞

【これまでの主な取り組み】

社会教育活動を推進するため、毎年度、共通のテーマを設定し、社会教育基

礎講座、家庭教育支援事業、社会教育（人権）講座等を開催しました。また、「枚方市日本語・多文化共生教室『よみかき』」を各生涯学習市民センターで実施しました。

図書館の充実については、蔵書計画に定める収集方針を踏まえ、入門書から専門書まで蔵書のバランスを重視した資料の計画的な収集を行いました。また、令和3年度より「ひらかた電子図書館」*を導入するとともに、「スマート登録」を開始し、スマートフォンやタブレット端末等に表示されるバーコードで図書館を利用できる「スマート貸出」、「LINE連携」を開始しました。さらに、中央図書館においては、幅広い分野の図書館資料を所蔵するとともに、子どもの読書活動を推進するため、年間を通して「おはなし会」を開催したほか、親子で楽しめるイベントや、学校と連携して「中学生の調べ学習コンクール」を開催しました。

学校図書館への支援として、市立小学校への学校司書配置を拡充し、学校司書と連携しながら学校図書館運営の支援や、学校図書館システムの管理・技術的支援、授業で活用するための資料提供等を行いました。

さらに、児童・生徒の1人1台端末から、ひらかた電子図書館へのアクセスを可能としたほか、利用者数に制限なく同時にアクセスできる児童書読み放題パックの提供を開始したことにより、児童・生徒の電子書籍閲覧数が大幅に増加しました。

【主な課題】

- ・様々な世代の市民に対する多様な学習機会の提供
- ・電子書籍の普及など、読書環境の変化や市民ニーズに対応した図書館運営

＜基本方策10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実＞

【これまでの主な取り組み】

歴史講座や歴史ウォークなど、市民一人ひとりが歴史、文化に親しめる啓発普及を進めました。出土した遺物や遺跡等の保存管理に努めるとともに、発掘調査現地説明会や、文化財の展示等の活用を行いました。

特別史跡百済寺跡の再整備事業については、令和5年度に歴史的建造物の築地塀の建設工事を完了しました。

中学校オーケストラ鑑賞事業や小学校アウトリーチ事業を通して、子どもたちが文化・芸術に触れる機会を創出しました。

また、子どもたちのスポーツに対する関心を高め、夢を育む事業として、子ども夢基金等を活用し、トップアスリートとのふれあい事業を開催するととも

に、枚方市スポーツ推進計画に基づき、ラグビーカーニバル等のスポーツイベントや各種競技大会を開催しました。

放課後児童対策については、子どもの個性や創造性を育む環境の整備や、子育てと仕事の両立支援の実現に向け、「児童の放課後を豊かにする基本計画」に基づき、全ての児童を対象とした放課後の安全な居場所づくりと、小学校入学以降も保護者が安心して就労できる環境の整備を進めてきました。さらに、令和5年度からは全市立小学校で、留守家庭児童会室と放課後オーブンスクエア*を一体的に運営する「総合型放課後事業」の取り組みを、民間活力を活用しながら進めています。

【主な課題】

- ・ 市民一人ひとりが豊かな文化、芸術に触れる機会の提供
- ・ 市民の健康の維持増進を図るスポーツ環境の整備や健康スポーツの推進
- ・ 学校教育と生涯学習とのさらなる連携の推進、放課後の安全な居場所づくりの充実

＜その他の取り組み：コロナ禍における対応＞

令和2年1月31日、枚方市新型コロナウイルス対策本部が設置されてから、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症とされるまでの間、コロナ禍により枚方市の教育行政は大きな影響を受けました。

学校においては、令和2年3月、感染予防を目的とする一斉臨時休校を実施し、以降、学年・学級閉鎖や分散登校、また部活動の停止や校外学習・修学旅行の中止等を余儀なくされました。

また、「学校の教育活動を実施するにあたって」「枚方市立小中学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（保健管理）」に基づき、児童・生徒は、消毒・検温・マスクの着用・食事の際は会話を控える等、様々な制約を受けながら学校生活を送ることとなりました。

休校期間や出席停止期間に提供できなかった給食については、給食費相当分を還付したほか、就学援助認定世帯へ特別給付金の給付を行うなど、家計の負担を軽減するための措置を講じました。

緊急事態宣言期間中においても学びを止めないための取り組みとして、「ハイブリッド型授業」を導入したほか、各種研修や会議等についてはビデオ会議システムを活用するなど、学びの変容がもたらされるとともに、学校教育や教育行政でのICTの活用が飛躍的に進みました。

また、各種イベントや事業についても、中止・延期や規模の縮小等制限を受

けながら実施したほか、講座の動画配信や電子書籍の貸出など非接触型のサービス提供を行い、コロナ禍が終息した現在も継続して市民にとって利便性の高いサービスとして提供しています。

これらコロナ禍における教育委員会での取り組み内容については、「教育委員会におけるこれまでの新型コロナウイルス感染症への対応措置の内容について」と題し、「教育に関する事務の点検及び評価報告書（令和4年度事業分）」の別冊としてとりまとめました。

今後、コロナ禍が与えた影響を踏まえ、オンライン化の進展などコロナ禍で得られた成果を、これからの教育活動に生かしていきます。

第3章 枚方市の教育がめざすもの

1 枚方市の教育がめざすもの

第2章で述べた教育を取り巻く現状や、これまで本市が進めてきた取り組みや課題を踏まえつつ、引き続き、次の3点を枚方市のめざすべき教育とします。

- ①知（確かな学力）、徳（豊かな人間性）、体（健康・体力）の調和のとれた「生きる力」を育み、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育を充実させること
- ②子どもたちが学ぶ楽しさを感じながら、安全に安心して学校での生活が送れるよう、子どもの安全対策やいじめの未然防止、貧困対策など学びのセーフティネットを構築するとともに、老朽化した学校施設の更新など教育環境を充実させること
- ③一人ひとりの市民が生きていくために必要な基礎的な知識や技術等について学べる機会の提供や、知の源泉となる図書館の充実、文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりなど、人とまちを支える社会教育を推進すること

これらの3点を着実に進め、枚方市のめざすべき教育の実現を図るため、平成28年度を始期とする令和9年度までの教育目標を定めます。

教育目標は、3点の枚方市のめざすべき教育に加え、今後、新しい時代を生きる上で必要な資質・能力を確実に育むこれからの教育の方向性も踏まえ、引き続き、次のとおり設定します。

学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく

～個人と社会のウェルビーイングの実現をめざし、可能性を最大限に伸ばす～

- 知・徳・体の調和のとれた「生きる力」に必要な基礎的な学力や自ら考える力は、主体的・協働的な学習の中で培われるものです。また、グローバル化が進展するなど、これからの社会の変化に対応できる資質・能力を養う教育をめざすことを『学びあい』という言葉で示しました。
- 人と人とがつながりあう力を育むことは教育の目標であるとともに、子どもと子ども、子どもと大人、大人と大人、学校、家庭、地域など、年齢や立場を超えて協働することは、魅力あるまちづくりを行う上でも必要なものです。こうしたつながりを深めるための教育や環境づくりをめざして、『つながりあい』という言葉で示しました。
- 『学びあい』や『つながりあい』の中で育まれた人間力や他者と協働・共生する力は、一人ひとりが社会を生き抜くうえで土台となるものです。子どもから大人まであらゆる世代の人が輝き、これからの社会を生き抜き、未来への可能性を最大限に伸ばす教育を推進することを、『一人ひとりの未来をひらく』という言葉で示しました。
- これまでサブテーマに掲げてきた、「自立」、「協働」、「創造」については、国の第4期教育振興基本計画を踏まえ、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」、「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」に関連付けられるものとして、その理念を発展的に継承するとともに、個人と社会のウェルビーイングの実現をめざすことを反映し、メインテーマと連動させています。

第4章 めざすべき教育を実現するために

1 基本方策

枚方市のめざすべき教育を踏まえ、教育目標を達成するための基本的な方向性となる10の基本方策を設定します。

枚方市のめざすべき教育

- ①知（確かな学力）、徳（豊かな人間性）、体（健康・体力）の調和のとれた「生きる力」を育み、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育を充実させます。
- ②子どもたちが学ぶ楽しさを感じながら、安全に安心して学校での生活が送れるよう学びのセーフティネットを構築するとともに、教育環境を充実させます。
- ③一人ひとりの市民が生きていくために必要な基礎的な知識や技術等について学べる機会の提供や、知の源泉となる図書館の充実、文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりなど、人とまちを支える社会教育を推進します。

教育目標

学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく

～個人と社会のウェルビーイングの実現をめざし、可能性を最大限に伸ばす～

基本方策

- 基本方策1 確かな学力と自立を育む教育の充実
- 基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実
- 基本方策3 教職員の資質と指導力の向上
- 基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実
- 基本方策5 幼児教育の充実
- 基本方策6 社会に開かれた学校づくりの推進
- 基本方策7 学びのセーフティネットの構築
- 基本方策8 学びを支える教育環境の充実
- 基本方策9 生涯学習の推進と図書館の充実
- 基本方策10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

2 重点的に進める取り組み

本計画は、12 年間の中長期的な方向性を明らかにするもので、前述の「10 の基本方策」に基づき、総合的かつ計画的に教育施策を推進するものですが、ここでは、教育を取り巻く現状や、令和 6 年 3 月に策定された新たな「枚方市教育大綱」の重点方針等を踏まえ、今後、おおむね 4 年間で進めるべき重点的な取り組みを示します。

5つの重点的に進める取り組み

(1) 社会を生き抜く力の育成

- ・ 1 人 1 台端末を活用した個別最適で協働的な学びの推進による「主体的・対話的で深い学び」の実現
- ・ 自ら考え対処する課題解決型学習（PBL）などの子ども主体の学習活動の推進
- ・ 市内大学や企業との連携、海外との交流など実践的な体験活動を通じたキャリア教育の推進
- ・ 高い意欲と優れた指導力の育成とともに、多様な価値観を認めることができる教員の育成

(2) 豊かな心と健全な体の育成

- ・ 多様な価値観や個性、文化への理解と全ての人の人権を尊重し、自他の生命を大切にする心の養成
- ・ 健全な身体の育成に向け、大学や地域スポーツ施設等と連携した効果的な授業実践
- ・ 健全な食生活を形成する食育や、経済的な負担を気につけない質の高い安全で安心な学校給食の提供

(3) 誰一人取り残されない教育の実現

- ・ いじめの防止、早期発見・早期解決に向けたスクールソーシャルワーカーや弁護士等の専門家の活用と、市長部局と教育委員会の連携
- ・ 不登校の児童・生徒が登校しやすい学校づくりや、学校復帰以外の選択肢を含めた支援、ICT等を活用した学習支援など個に応じた取り組みの推進
- ・ 支援が必要な児童・生徒に対する 1 人 1 台端末などの効果的な ICT 活用による支援
- ・ 一人ひとりの学力の進度に合わせた家庭学習や自学自習など ICT の活用による個別最適化された学びの実現
- ・ 児童虐待、子どもの貧困、ヤングケアラー等の様々な課題に対し、子どもの情報の適切な共有化などを通じた早期発見や早期対応の強化

(4) 豊かな学びを支える学校園づくり

- ・ I C T環境の充実やバリアフリー化、学校体育館への空調設備の導入など良好な学習環境の整備に加え、教室棟の空調設備更新や照明設備の L E D化による Z E B化*など適切な維持管理の実施
- ・ 公共施設全体の適正配置のあり方を踏まえた学校規模の適正化の検討
- ・ 学校ブログを通じた日々の情報発信や、コミュニティ・スクールの推進や社会に開かれた教育課程の実現による、地域や保護者との協力関係の構築
- ・ 共通アプリを使用した学校情報の発信や出欠連絡など、デジタル技術を活用した学校と保護者との連絡体制の充実

(5) 遊びや学びの充実

- ・ 幼保こ小の架け橋プログラムの取り組みや、就学前児童と小学生の交流体験、職員の合同研修を通じた幼児期から児童期への教育の円滑な接続の推進
- ・ I C タグシステムや電子図書館など市立図書館における電子媒体を活用した利便性の高いサービスの提供や学校図書館のさらなる充実
- ・ 社会教育と学校教育との連携による社会と関わる機会や文化・スポーツなどの体験活動の充実
- ・ 児童の総合的な放課後対策による「時間」「空間」「仲間」の3間の提供及び留守家庭児童会室の土曜日開室や、三季休業期のみの利用受付の検討

3 10の基本方策に基づく取り組み

教育目標を達成するための基本的な方向性となる 10 の基本方策に基づいて、次のとおり取り組みを進めていきます。

基本方策 1 確かな学力と自立を育む教育の充実

知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育み、将来の社会を担う人材を育成するためには、子どもの学習意欲を向上させるとともに、基礎的な学力や自ら学び考える力を伸ばしていくことが求められています。変化の激しい社会に柔軟に適応していくためにも、物事を多角的に捉え、多様な他者と協働しながら社会課題や生活課題に「新たな解」を生み出せる素養の育成が重要となります。

学校教育においては、一人ひとりの教育的ニーズを大切にし、教職員及び児童・生徒が、1人1台端末を校務及び学習に日常的に活用した個別最適で協働的な学びを進め、「主体的・対話的で深い学び^{*}」の実現に向けた授業改善を繰り返しながら、子どもたちの確かな学力と自立を育みます。

また、9年間を見通した教育課程の編成、小・中学校の円滑な接続、幼保こ小等の円滑な接続を踏まえ、シームレスな学びの推進に向け、教職員の指導力や学校力の向上を図ります。

さらに、仮想空間やデジタル技術、ネットワークの活用が一般化された超スマート社会（Society 5.0）^{*}に対応するため、プログラミング教育^{*}の推進や情報活用能力のさらなる育成の視点も踏まえながら、ICT活用による新しい学校教育の確立に向けた「枚方版ICT教育モデル」や国のGIGAスクール構想に基づき、1人1台端末等のICTを活用した協働型・双方向型の授業及び個別最適化された学びの一層の推進に取り組みます。

また、「主体的・対話的で深い学び」の視点から、「正解（知識）の暗記」、「正解主義」への偏りから脱却し、目の前の課題に向き合い自ら考え対処する課題解決型学習（PBL）などの子ども主体の学習活動を推進していきます。

市内大学と連携したイベントや海外の小学校とのオンライン交流など、より実践的な体験活動を通じて、国際化に対応した英語によるコミュニケーション能力を育成するとともに、諸外国の文化や習慣等について理解を深める国際理解教育を推進します。また、学校図書館の活用による言語能力や情報活用能力の育成、職業体験や社会見学、社会人による特別授業、企業等と連携して課題解決を考える取り組みなどにより、社会と関わる機会を多く作り、未来を切り開く資質・能力の育成を図っていきます。

さらに、感染症等の危機事象による学校の臨時休業などにも対応できるよう、オンライン授業等のICTを有効に活用した学習活動の充実を図るなど、子

もたちの「ウェルビーイング」の向上に資する新しい教育に向けた取り組みを進めます。

基本方策２ 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

近年、子どものコミュニケーション能力や社会適応能力、体力・運動能力の低下が課題となっており、子どもの豊かな人間性や社会性、健やかな体が育まれる環境づくりが求められています。

自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。一人ひとりの個性や価値観、多様化する人権課題を身近に感じ、考える機会をすることで、全ての人の人権を尊重し、自他の生命を大切にすることを養います。また、多様な文化を認め合い、人類普遍の理念である平和の持つ意義を学ぶとともに、国際社会に貢献する資質や態度を身に付けられる教育を進めます。

外国籍や長く外国で居住していたなどの理由で、日本と異なる言語・文化・習慣で育った子ども等に対しては、日本語習得のための機会の提供や相談支援などを進めながら、学習の中で互いの文化を学び、尊重し合うことで、多文化共生の推進に取り組みます。

小・中学校期における健全な身体の育成に向け、大学との連携による効果的な体育科の授業実践や民間活力を活用した専門スタッフによる水泳指導などにより、体力・技術力の向上に取り組むとともに、中学校部活動については、引き続き専門的なスキルを持つ外部人材の活用や、大学、地域活動団体との連携によって、子どもたちが継続してスポーツや文化芸術に触れ合うことのできる機会の確保に努めます。

また、生活習慣の未確立やアレルギー疾患の増加等、子どもの健康に関する課題が多様化していることを踏まえ、給食を通じて、望ましい食習慣や食を選ぶ力を育むとともに、食物アレルギーに配慮した安全・安心な給食の提供など、健全な食生活の形成と健やかな体が育まれる環境づくりを推進します。小学校給食については、子育て世帯のさらなる負担軽減を図るため、令和6年2学期より給食費無償化に取り組んでいます。中学校給食については、これまでの検証や課題整理を踏まえ、PFI方式*による新給食センターの整備などにより、令和10年2学期からの全員給食実施に向けた取り組みを進めます。

さらに、豊かな心と社会性を養うため、文化・芸術に親しむ機会や、自然を

生かした野外活動などの体験活動を拡充します。

基本方策３ 教職員の資質と指導力の向上

本市においては、経験豊かな多くの教職員の退職が続く中、教職員の世代交代が進んでおり、倫理観・規範意識及び子ども理解と集団づくり、授業力やマネジメント力等、教職員一人ひとりの資質と指導力の向上が求められています。

『学び続ける教職員』を育成し、枚方の子どもたちの『生きる力』をはぐくむ」ことを目標に、本市の教育課題に即した独自のカリキュラム（指導計画）で「研修履歴を活用したキャリアステージに応じて学び続ける教職員の育成」「『Hirakata 授業スタンダード』に記載されている授業計画時に大切にしたい５つのＣの視点に基づいた授業改善」「人権尊重に基づいた子ども理解と、認め合い高め合う集団づくりへの支援の充実」「課題解決型学習（Project Based Learning [PBL]）による授業改善」を重点項目とした教職員研修の充実を図り、教職員の資質・指導力の向上をめざします。

また、教育的愛情にあふれ、高い意欲と優れた指導力を有する教職員を育成するため、授業の達人・授業マイスターによる研究授業等により、授業改善につなげることで、子どもたちの「確かな学力」と「生きる力」を育みます。このため、教育委員会の学校支援機能を充実させるとともに、子どもと向き合う時間の確保や学校教育の水準の維持・向上に資するため、教職員が、健康でやりがいを持って生き生きと勤務できるよう、業務量を適切に管理するとともに心理的安全性*のある職場づくりを強化する等、学校の働き方改革を推進します。

さらに、「主体的・対話的で深い学び」のための授業改善や、「カリキュラム・マネジメント*」等の組織運営改善に係る教育課題に対応した研修のほか、教職員研修に関する最新の情報や資料、研究校の実践などを確認できるポータルサイト「まなV i V A！ひらかた」の活用促進などで指導力の底上げを図ります。また、情報活用指導力の育成のため、ICT活用のねらいを明確にした教職員のICT活用指導力の向上に係る研修にも取り組みます。

基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

障害の有無にかかわらず、全ての子どもたちが学校・地域社会の中で積極的に交流・活動し、「ともに学び、ともに育つ」という観点から、障害への理解の促進や、ともに育つ環境づくり等を踏まえた教育を推進する必要があります。また、支援教育を進めるにあたっては、一人ひとりの自立に向けた効果的な指導・支援の充実が求められています。

障害のある子どもと障害のない子どもが交流や共同学習を通じ、ともに学び、互いを理解する教育を一層充実させるとともに、全ての学びの場における子どもたちの過ごしやすさを検討し、ユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組みます。

障害のある子どもの教育機会の確保や自立と社会参加の推進に当たってのコミュニケーションの重要性に鑑み、ICTの活用も含め、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教科書、教材、支援機器等の活用を促進します。また、通級指導教室については、特別支援教育支援員の配置拡充によるサポートの充実を図るとともに、他校に移動することなく時間割の中で通級による指導を受けることが可能な自校式通級指導教室の拡充を図ります。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育環境の整備を進めるとともに、支援教育に関する教職員研修の充実に取り組みます。

さらに、専門的な知識・技能をもつ相談員が市内幼稚園、認定こども園を訪問して教育相談に応じる幼稚園巡回相談や、就学前の幼児を対象とした言語訓練指導など、個に応じた指導、支援を通じて就学前から各園、家庭と連携して支援教育の充実を図っていきます。

配慮を要する子どもについて、支援教育コーディネーターを中心に、教育支援ツールなどを活用して、より効果的・効率的に個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・見直しを行うとともに、引き続き、保護者、支援学校等の関係機関と連携し、支援が必要な全ての子どもについて全教職員の共通理解のもと、学校全体で一人ひとりの状況に応じた支援教育の充実に取り組みます。

また、学識経験者や教職員、市民で構成される支援教育充実審議会で議論を深め、専門的・多角的な視点をもって支援教育の充実を図っていきます。

基本方策 5 幼児教育の充実

少子化の進行、核家族化や男女共同参画社会の進展、ひとり親家庭の増加等、子どもの育ちや子育て支援へのニーズが多様化する中で、子どもの生きる力と個性を育む環境が求められています。幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を養う重要なものであり、様々な体験を通して幼児が心身ともに健やかな成長をとげられるよう、幼児一人ひとりの発達や特性に応じた取り組みを進める必要があります。

幼児教育の目的は「生涯にわたる人格形成の基礎を養う」ことであり、令和元年度から市立幼稚園で拡充した3歳児保育などに引き続き取り組みながら、「幼稚園教育要領」にある、自立心や協同性、道徳性などの「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を実現するため、幼児一人ひとりの望ましい発達を促すとともに、学級集団に応じた適切な指導を行います。また、小学校区ごとに作成する「架け橋コンパス」を活用した、幼保こ小の架け橋プログラムの取り組みや、就学前児童と小学生の交流体験、職員の合同研修などを通じて幼児期（幼稚園・保育所（園）・認定こども園等）と児童期（小学校）の教育の円滑な接続・連携を図り、学びや発達の連続性を踏まえた取り組みを推進します。

幼稚園での預かり保育については、受け入れ定員の拡大や実施時間の延長などの充実を図ってきており、今後も引き続き、保護者の心身のリフレッシュや就労支援等のニーズに対応できるよう取り組みます。

また、地域の未就園児も含めた親子での遊びの場の提供や、保護者交流の場の提供、さらには子育て相談の取り組みを推進します。

基本方策 6 社会に開かれた学校づくりの推進

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりが必要であり、保護者や地域住民とともに学校運営を進める「社会に開かれた学校づくり」の推進が求められています。

保護者や地域住民の理解や協力を得て、各学校において特色ある教育活動を展開していくため、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みの構築やコミュニティ・スクール等、学校運営に地域住民や保護者が参画する体制の活性化に取り組みます。また、地域人材等も積極的に活用しながら、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組みます。

学校園の信頼の醸成や課題解決の促進のため、全国学力・学習状況調査の結果や分析内容をはじめ、「学校いじめ防止基本方針」や校内における相談体制、各学校の教育計画を各学校ブログに掲載するなど、学校の取り組みや校内での子どもの状況等の情報を積極的に公表していきます。また、学校と保護者との連絡体制については、共通アプリを使用した学校情報の発信や児童・生徒の出欠連絡など、デジタル技術を生かした利便性の高い連絡手段の確立に取り組みます。

教育に関わる課題が多様化・複雑化する中、より地域や保護者との協力関係を築きながら、学校の組織としてのあり方の見直しや業務の改善を進めることで、「チーム学校*」としての機能を果たせるよう、学校園ガバナンスの確立に取り組みます。

基本方策 7 学びのセーフティネットの構築

近年、登下校時の交通事故や不審者等により子どもが犠牲となる事件・事故が生じており、子どもが安全で安心して学べる環境づくりが求められています。

また、インターネット等によるいじめや、学校生活や家庭環境など様々な理由による不登校等、生徒指導上の課題が深刻化する中、子どもたちが安全に安心していきいきと学校での時間を過ごせる環境づくりが必要です。

子どもが安全で安心して学べる環境づくりに向けて、オートロックや機械警備、監視カメラの設置等による学校施設内の安全確保や、地域で行われている子どもの安全を見守る活動との連携のほか、専用端末を使用した子どもの位置情報履歴確認サービス等による、通学路も含めた安全対策の強化、不審者情報等緊急情報のSNS発信など、複合的な対応により安全で安心な体制の構築に努めます。

さらに、近年の子どもが巻き込まれた事件・事故や、大規模災害の教訓を生

かし、子ども自らが危険を回避する能力を養う安全・防災教育を推進します。

必要な消耗品・備品等の配備など、新型コロナウイルス感染症等への対応を契機に見直した、状況に応じた安全対策を引き続き活用するとともに、子どもたちには、自分や周囲の大切な人を守るための実践力を育てます。

いじめは重大な人権問題であるとの認識のもと、平時より関係団体・家庭・地域が連携して、いじめを起こさない、いじめを許さない環境づくりを進めるとともに、SNS相談の実施などによるいじめの早期発見、早期解決に取り組みます。また、市長部局に設置されたいじめ相談窓口との連携を図り、相談体制の整備を推進し、相談者等に寄り添った解決をめざします。さらに、いじめを受けた、いじめに関わった児童・生徒に対しては、各学校の心の教室相談員やスクールカウンセラーにより心のケアを図ります。

児童・生徒の不登校の兆しにも留意しながら、より一層の未然防止に努めるとともに、「つながりなしをゼロに」をキーワードに、引き続き、児童・生徒の状況に合わせた居場所の拡充を図りながら、校内教育支援ルームや教育支援センター「ルポ」での学習支援、メタバース空間などを生かしたオンライン支援など、児童・生徒の社会的自立をめざした取り組みを進めます。

また、不登校やひきこもり、児童虐待、子どもの貧困、ヤングケアラー等、支援を必要とする児童・生徒に関わる様々な事象に対しては、未然防止や早期対応ができるよう、行政各分野が持つ子どもの情報の共有化を適切に進めるとともに、「子どもを守る条例」を踏まえながら、関係部署、関係機関、地域とともに総合的な取り組みを進めていきます。

基本方策 8 学びを支える教育環境の充実

少子化の進行による児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化が進む中で、学校施設の更新や教育の情報化の推進等、より安全で充実した教育環境が求められています。また、教職員の多忙化が課題となる中で、教職員が授業や子どもたちと向き合う時間を確保するための取り組みが必要です。

学校施設のバリアフリー化については、「学校施設のエレベーター設置等に関する方針」に基づき、各校へのエレベーター整備などを進めます。また、令和6年度末に策定する「枚方市学校整備計画（第2期実施計画）」に基づき、学校施設の長寿命化の推進やトータルコストの縮減を図るため、計画的な保全

改修に取り組むとともに、施設の省エネルギー化を推進するため、教室等の空調更新に加えて、照明設備のLED化によるZEB化に取り組むなど、良好な学習環境の整備を進めます。

空調設備については、新たに学校体育館に整備した空調設備の効率的な維持管理を行うとともに、教室等の空調設備の更新等に向けて、より効果的・効率的な維持管理・更新に取り組めます。

学校規模等適正化に関しては、公共施設全体の適正配置のあり方を示す公共施設マネジメント推進計画の改訂等と整合を図りながら検討を行います。さらに、現状の学校施設の有効活用についても検討を行います。引き続き、ICTを効果的に活用したわかりやすく深まる授業や、個に応じた家庭学習の充実を実現するため、1人1台端末や周辺機器等の整備・更新に取り組めます。教育委員会と学校とが、今まで以上に一体となって学校運営を進めていくため、ICT等を活用したより効率的な情報共有や連絡体制の確立をめざします。

また、教職員が子どもと向き合い、指導に専念できる時間をより多く確保するため、ICTを活用し情報の一元管理や通知表や指導要録等の事務処理を軽減するとともに、今後もより効果的・効率的な学校運営に向けた業務の見直しや、教職員の健康保持等、勤務環境の整備に取り組めます。また、個人情報等を含むデータをサーバにより管理し、枚方市立学校情報セキュリティポリシーに基づいた運用を徹底することで、データの機密性、完全性、可用性を担保し、学校内の情報セキュリティのさらなる向上を図ります。

衛生面に配慮した安全で安心な給食を安定的に提供するため、老朽化が進む小学校給食調理場の計画的な整備に向けた検討を進めます。

基本方策9 生涯学習の推進と図書館の充実

社会が激しく変化し、複雑になる中で、生涯にわたり自らに必要な知識や能力を身に付けることが必要となっています。そうしたことを支えるためには、子育て、健康・医療・介護、職業、情報社会、安全・防災、環境問題等、様々な課題に関する学びと、その成果を生かす機会が生涯にわたって提供されることが必要です。

それぞれの分野における様々な行政部門・団体との連携を強めながら、特に基礎的な知識・技術の学習機会の提供に取り組めます。

図書館においては、令和3年に策定した「枚方市立図書館第4次グランドビジョン」に基づき、知の源泉となる図書館資料を収集・保存し、市民ニーズに応じた資料や情報を提供する基本的な役割を果たすことで、誰もが読書に親しむことができる環境を整え、市民の学びを支えます。また、いつでもどこでも図書に親しむことができる市民サービスとして開始した「電子図書館」についても、さらなる利用促進に努めます。

また、ICタグシステムの導入拡大や予約図書受取ロッカーの配置により、待たない貸出手続きや24時間いつでも借りられる環境を整え、誰もが利用しやすい快適な図書館サービスの提供を広げていきます。

読書が果たす重要な役割を踏まえ、学校図書館への支援・連携強化、学校司書の育成・支援など、学校教育と連携を図ることにより、生涯にわたる読書習慣を養えるよう子どもの読書活動を推進します。

基本方策 10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする 体験活動の充実

「人生100年時代」においては、一人ひとりの市民が多様な個性・能力を開花させ、生涯学び、活躍していくためには、豊かな文化・芸術にふれ、自然との関わりを持つことが大切です。

また、市民のふるさと意識やまちへの愛着を育むには、まちの歴史文化への理解を深めることが必要です。さらに、生涯にわたって健やかな生活を過ごすことを可能にするためには、健康な運動習慣を確立することが必要です。

こうしたことから、子どもの時から様々な体験活動や、子どもたちが安全で自由に過ごすことができる空間を提供するとともに、地域等とも連携しながら、生涯にわたって人生を豊かにする多様な学習機会を提供していくことが求められています。

社会教育と学校教育の連携を強化し、子どもたちが文化・芸術や自然の中での活動等、様々な体験ができる機会を確保します。また、子どもたちの夢や将来の可能性を広げるため、地域の特色や活力を生かしながら、3季休業期などに児童の参加・体験型のプログラムを提供していきます。

生涯学習市民センターや総合文化芸術センターなどを活用し、子どもたちをはじめとする市民が文化・芸術についての関心を深め、そこに喜びや楽しみを感じられるような環境整備に努めます。

また、文化財等の適切な保存を進めるとともに、特別史跡百済寺跡等の貴重な歴史文化遺産について、多くの市民の理解と共感を得て、文化財に関する情報発信を行い、郷土愛が育まれ継承されるよう取り組みを進めます。

また、各種スポーツ・レクリエーション活動については、プロスポーツに触れる機会の提供や、スポーツ環境の整備に取り組むとともに、健康の維持増進を図るため、身近なところで誰もが取り組める健康スポーツの推進に取り組めます。

令和7年3月に策定する「児童の放課後を豊かにする行動計画」に基づき、子どもの成長に必要な要素として、自由で自主的な子どもの「時間」、安全に自由に遊べる「空間」、異年齢の集団を含む「仲間」の「3間（さんま）」を確保・充実し、遊びや豊かな体験等を通じて、家庭や学校以外の第3の児童の居場所として、全市立小学校で実施している留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアを一体とした総合型放課後事業の取り組みを一層強化します。また、小学校入学以降も保護者が安心して就労できる環境の整備を進めるため、児童と保護者のニーズを汲み取った施策についても充実を図ります。

4 計画の推進

(1) 計画の推進方法

本計画については、第4章に掲げる「基本方策」に基づいて、毎年、市長公約等を踏まえ、具体化を図るための取り組みを決定し、その推進を図るものとします。

(2) 進行管理及び公表

第4章に掲げる「基本方策」及びその具体化を図るための取り組みの進行管理及び達成状況については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく「点検及び評価」をあてるものとし、効果的な教育行政の推進と市民への説明責任を果たすものとします。

「基本方策」の具体化を図るための取り組みについては、毎年度、6月を経過した時点の進捗状況をまとめ、市民に公表するものとします。

また、達成状況については、当該年度終了後、教育委員会による点検及び評価を行い、議会へ報告するとともに、市民に公表するものとします。

枚方市教育振興基本計画策定の経過（平成 27～28 年度）

（１）枚方市教育振興基本計画策定審議会委員名簿

選出区分	氏名	所属団体
学識経験を有する者	会長 島 善信	大阪教育大学
	竹内 由紀子	元枚方市立小学校長
	西川 信廣	京都産業大学
	林 文子	枚方地区人権擁護委員会
	村上 明子	関西外国語大学
市民団体又は関係団体を代表する者	副会長 狩野 史男	枚方市コミュニティ連絡協議会
	農頭 麻衣子	枚方市PTA協議会

（２）審議経過

平成 27 年	8 月	枚方市教育振興基本計画策定審議会に「枚方市教育振興基本計画の策定に関する調査審議」について諮問 第 1 回枚方市教育振興基本計画策定審議会 ・枚方市教育振興基本計画の策定について
	9 月	第 2 回枚方市教育振興基本計画策定審議会 ・枚方市教育振興基本計画（骨子案）について
	10 月	第 3 回枚方市教育振興基本計画策定審議会 ・枚方市教育振興基本計画（素案）について
平成 28 年	1 月	第 4 回枚方市教育振興基本計画策定審議会 ・枚方市教育振興基本計画（案）について
	3 月	第 5 回枚方市教育振興基本計画策定審議会 ・枚方市教育振興基本計画（答申案）等について
	4 月	市民意見の募集 募集期間：4 月 1 日～4 月 20 日 意見：12 人（53 件） 第 6 回枚方市教育振興基本計画策定審議会 ・審議会の答申（案）に対する市民からのご意見募集結果について ・枚方市教育振興基本計画答申（案）の修正案について
	5 月	枚方市教育振興基本計画策定審議会から「枚方市教育振興基本計画の策定に関する調査審議」について答申

枚方市教育振興基本計画見直しの経過（令和 2 年度）

令和 2 年	7 月 ～ 8 月	枚方市教育に関する事務の点検評価員への意見聴取 和田 良彦（大阪教育大学 副学長） 浦嶋 敏之（関西外国語大学 教授） 木村 典嗣（税理士）
	8 月 ～ 9 月	パブリックコメントの実施 実施期間：8 月 28 日～9 月 16 日 意見：19 人（60 件）

枚方市教育振興基本計画見直しの経過（令和6年度）

令和6年	10月	枚方市教育に関する事務の点検評価員への意見聴取 和田 良彦（四天王寺大学 副学長） 浦嶋 敏之（関西外国語大学 教授） 木村 典嗣（税理士）
	12月	パブリックコメントの実施 実施期間：12月6日～25日 意見：4人（7件）

用語解説

■ ア行

【ウェルビーイング】(P. 3)

身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみでなく、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

【AI (エーアイ)】(P. 4)

人工知能を意味する Artificial Intelligence の略。人間が持っている、認識や推論などの能力をコンピュータでも可能にするための技術の総称。

【SDG s】(P. 3)

Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標。平成 13 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDG s) の後継として、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。

■ カ行

【学習指導要領】(P. 9)

学校教育法施行規則に基づき、学校の教育課程の基準として定められているもの。小学校、中学校、高等学校別に作成され、教科等の目標や大まかな教育内容を体系的に示しています。約 10 年に 1 度を目安に見直されており、新学習指導要領は小学校では令和 2 年度、中学校では令和 3 年度より実施。

【課題解決型学習】(P. 3)

変化の激しい時代を生き抜くために、課題解決能力や想像力を通じて社会に価値を生み出す力を育てることを目的に、子どもたちが主体的に、仲間と協力しながらプロジェクトや課題解決に取り組む学習形態。

【カリキュラム・マネジメント】(P. 24)

子どもや地域の実態を踏まえて各学校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領に基づき教育課程(カリキュラム)を編成し、それを実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。

【GIGA スクール構想】(P. 4)

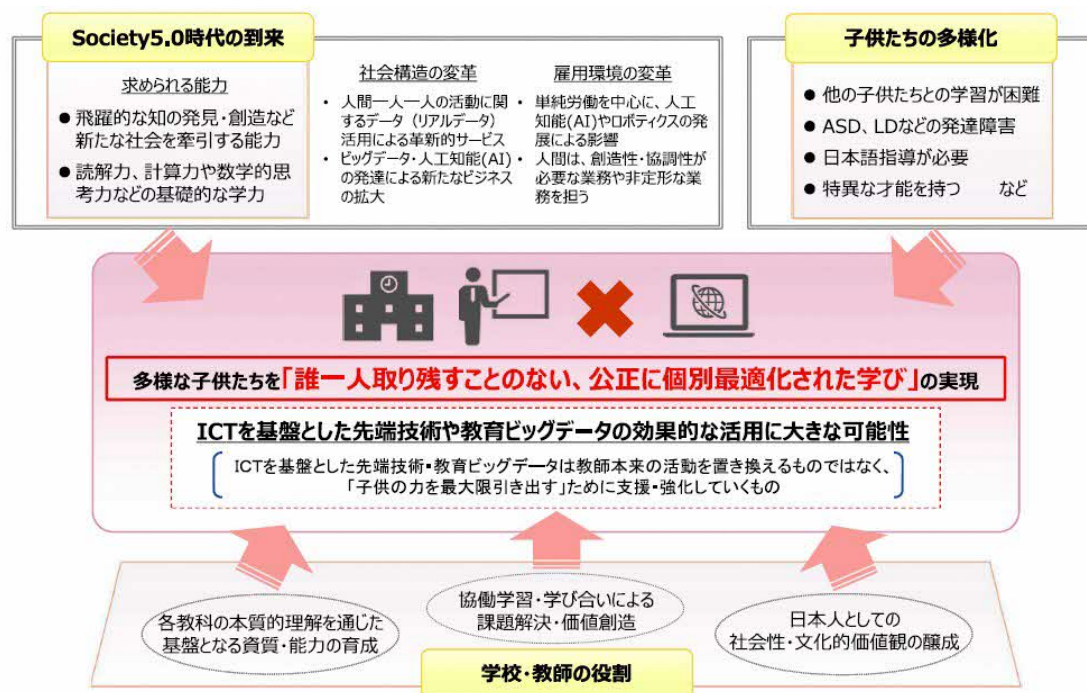
Society 5.0 時代に生きる子どもたちの未来を見据え、ICT 環境の自治体間格差をなくし、全国一律で児童生徒向けの 1 人 1 台学習用端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想。GIGA は、Global and Innovation Gateway for All の略。

【キャリア教育】(P. 3)

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

【個別最適な、個別最適化された学び】(P. 3)

新時代における先端技術を活用した学びのあり方。1人1台のタブレット端末など、ICTの活用や、学習履歴、行動等のビッグデータ分析による一人ひとりに最適な学習コンテンツの提供や、個々の子どもに応じたよりきめ細やかな指導、学びにおける時間・距離などの制約を取り払うための遠隔技術の活用などを含んでいる。(イメージ図参照)



1

文部科学省「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」
(令和元年6月)より抜粋

■ サ行

【主権者教育】(P. 3)

主権者として求められる力を育成する教育のこと。選挙権年齢及び成年年齢の引下げにより、これまで以上に求められている。

【主体的・対話的で深い学び】(P. 3)

新学習指導要領において実現が求められている授業改善の視点。「主体的な学び」とは、学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげること。「対話的な学び」とは、子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深めること。

【心理的安全性】(P. 24)

組織の中で、自分の考えや気持ちを誰に対しても安心して発言できる状態のこと。

【スクールソーシャルワーカー】(P. 5)

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待、子どもの貧困など子どもを取り巻く様々な課題に対し、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働き掛け、児童・生徒の学校生活の充実や家庭の教育力向上を支援します。教職員と連携した校内ケース会議でのファシリテーションや福祉的手法の助言、及び関係機関との連携のコーディネート等を行い、課題の解決に向けた対応を図ります。社会福祉士等の資格を有しています。

【ZEB 化】(P. 21)

Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることをめざした建物のこと。

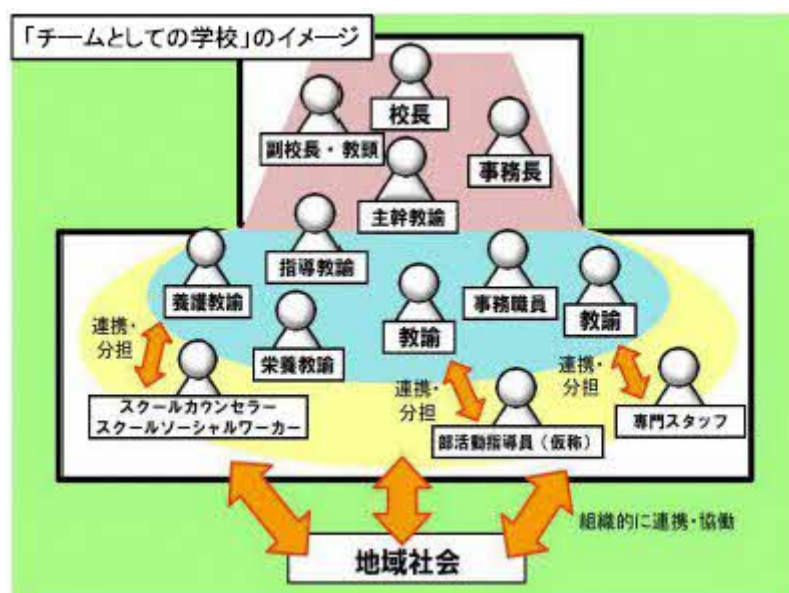
【全国学力・学習状況調査】(P. 7)

文部科学省が平成 19 年度から実施している、全国的な学力・学習状況の調査。対象は、小学校 6 年生、中学校 3 年生。義務教育の機会均等と水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的にしています。

■ タ行

【チーム学校】(P. 27)

校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子どもたちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校のこと。(イメージ図参照)



中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」
（平成 27 年 12 月）より抜粋

【超スマート社会】(P. 22)

国が示している、情報技術や AI（人工知能）を駆使してつくりあげる次世代

の社会像。Society 5.0 とも呼ばれている。

【ドライシステム調理場】(P. 13)

水を必要以上に流さず、流したら水分を取り除き、床を常に乾いた状態に保つことにより、食中毒の原因となる細菌の繁殖を防止し、水はねによる汚染等を防止するシステムを導入した調理場。

■ ハ行

【PFI】(P. 23)

Private Finance Initiative の略称。民間の資金と経営能力・技術力を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。低廉かつ良質な公共サービス提供の実現を目的としている。

【ビブリオバトル】(P. 7)

お気に入りの本を持ち寄り、その本の魅力を紹介する知的書評合戦のこと。

【ひらかた電子図書館】(P. 14)

インターネットを通じて、パソコンやスマートフォン、タブレット端末等から電子書籍が読めるサービス。

【VUCA】(P. 3)

将来の予測が困難な時代の特徴である、「変動性 (Volatility)」「不確実性 (Uncertainty)」「複雑性 (Complexity)」「曖昧性 (Ambiguity)」の頭文字を取ったもの。

【プログラミング教育】(P. 22)

物事を順序立てて論理的に考える力や、プログラミングに関する技術及び知識を学ぶための教育。

【放課後オープンスクエア】(P. 15)

自分で考えて自由に遊んだり、学んだりできる放課後の居場所として、放課後・土曜日・三季休業期に学校施設の一部を開放するもの。

■ マ行

【メタバース】(P. 4)

インターネット上に作られた仮想空間のこと。アバターと呼ばれる自分の分身を使って、仮想空間の中で交流することができる。

■ ヤ行

【ヤングケアラー】(P. 3)

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。家庭内のデリケートな問題であることなどから、表面化しにくい

といわれている。

【幼保こ小の架け橋プログラム】(P. 21)

子どもに関わる大人が立場を超えて連携し、架け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上で、すべての子どもの学びや生活の基盤を育むことをめざすもの。

枚方市教育振興基本計画

平成 28 年 6 月

令和 2 年 9 月（見直し）

令和 7 年 1 月（見直し）

発 行 : 枚方市教育委員会

担 当 : 枚方市教育委員会事務局総合教育部教育政策課

住 所 : 〒573-1159 枚方市車塚 1 丁目 1 番 1 号

連絡先 : TEL : 050-7105-8018 FAX : 072-851-1711

E - mail : kysoumu@city.hirakata.osaka.jp

U R L : <http://www.city.hirakata.osaka.jp/>

「枚方市教育振興基本計画(見直し案)」についてのパブリックコメント(結果公表)

「枚方市教育振興基本計画(見直し案)」についてのパブリックコメントにつきまして、市民の皆さまからご意見をいただき、誠にありがとうございました。
お寄せいただきましたご意見と、ご意見に対する本市教育委員会の考え方を以下のとおり公表します。

実施期間	令和6年12月6日 から 令和6年12月25日 まで（ 20日間 ）
意見収集方法	意見回収箱への投函【提出者1人】、市ホームページの入力フォーム【提出者3人】
意見提出者数	4人
公表意見数	7件(※1枚の意見提出用紙に複数の意見を記入されている場合は、意見ごとに1件としています)。

	意見	件数	教育委員会の考え方
<基本方策3 教職員の資質と指導力の向上>			
1	24ページ基本方策3. 教職員の資質と指導力の向上においても、「先生」が放送大学の「生徒学生」として学ぶ事で、「学ぶ側教わる側」の体験で生徒の心情理解に役立つ。この意味でも放送大学が枚方にサテライトキャンパスを持つ意味がある。 また優れた指導力は必ずしも成績優秀でエリートの人とは限らない。失敗を経験した「負けた側の気持ち」がわかる事」も大事である。成績は悪いが人の気持ちが理解できる優しい先生も必要である。受験勝者が高い指導力ではない事も考える必要がある。	1	教職員の資質と指導力の向上のための取り組みとして、「学び続ける教職員」を育成し、枚方の子どもたちの「生きる力」をはぐくむことを目標に、知識・技能を教わる研修や、自ら課題に向かって主体的に考える研修など、教職員研修の充実を図っています。 また、外国語について大学と連携を図り、学生と一緒に専門的な授業を受講するなど教師自身が学ぶ側となることで、あらためて外国語の授業について考え、学んだことを自校で実践するという、学びと実践のサイクルの構築を通して、指導力の向上に努めています。
<基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実>			
2	「市独自の少人数学級編制(ダブルカウント)は、枚方市として実施を継続する。」 というのを、25ページに載せてほしいです。 先日の枚方市支援教育充実審議会の中間報告、保護者説明会の資料から抜粋しました。 (①「ともに学び、ともに育つ」教育についてのページです。) 保護者説明会でも、しっかりそこを確認できましたし、今までの市議会や市教委の回答からみてもずっと継続と言われていたことなので、知らない間になくさないためにも必ず載せていただきたいです。	1	市独自の少人数学級編制事業については、本計画25ページ中段に記載している「障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育環境の整備を進める」ことの中に含んでいます。
3	25ページの「他校に移動することなく時間制の中で通級による指導を受けることが可能な自校式通級指導教室の拡充を図ります。」の部分ですが、 「他校に通うのではなく通級担当教員が自校に出張してくることなどで、設置校でなくとも利用しやすい環境を整えていきます。」という風にしてほしいです。 ニーズがまだ足りない中での教室の拡大には反対だからです。なぜならダブルカウントの市費配置が今年度からできなくなっているのに、箕面市みたいな市費で補うという直接的でなくとも、府からの配置以上に通級拡大配置してしまうと、結局市費がダブルカウント以外に使われてしまう懸念があるためです。	1	通級指導教室については、第3期実行計画において、令和9年度までの全小中学校への設置をめざして取り組んでいるところです。なお、設置の在り方については、利用人数や教員配置等を含め、より良い方策を検討したうえで拡充を図ってまいります。

	意見	件数	教育委員会の考え方
<基本方策7 学びのセーフティネットの構築>			
4	【これまでの主な取り組み】(11p)について 「安全監視員等による見守りを行い」とありますが、「安全監視員」というプロあるいは不審者対応の訓練をした職員を設置されているように受け取れますが、実際は、校長から地域に素人のボランティアの要請がされています。 正門の監視カメラやオートロックの活用があるにもかかわらず、正門の安全監視員がなぜ必要なのか合理的な理由がわかりません。 真に必要なであれば、ボランティアではなく、不審者対応訓練を行った職員(または警備会社などのアウトソーシング)として設置すべきです。	1	現在、学校における不審者の侵入防止等、児童に対する安全対策として、監視カメラやオートロックを活用しております。 児童のさらなる安全の確保に向けて、地域や保護者の皆様が積極的な監視活動に取り組んでいただいているところであり、その呼称を安全監視員(ボランティア)としているものです。 訓練を受けた者の設置が必要な場合は、ご意見のような対応になると考えております。
<基本方策9 生涯学習の推進と図書館の充実>			
5	29ページ、基本方策9、生涯学習を図書館公民館とせまく考えているが放送大学等通信制学校を含め、学校教育自体を生涯学習に活用する発想が全く出てない。さしあたっては、放送大学のサテライトキャンパスを枚方市内に誘致する事、子供のためだけの学校教育ではない事が重要である。	1	生涯学習については、基本方策10においても「人生100年時代」における生涯学習の重要性や、生涯にわたっての人生を豊かにする様々な学習機会の提供の必要性などについて記載しており、本計画に基づき、具体の施策を進めていく中で、子ども以外を対象とした取り組みの充実についても検討していく考えです。 なお、本市所在の大学では、生涯学習の一環として、『ひらかた市民大学開催事業』などの取り組みが行われております。
<基本方策10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実>			
6	「留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアを一体とした総合型放課後事業の取り組みを一層強化します」とありますが、留守家庭児童会室(学童保育)は児童福祉法に基づく保育であり、また、学童内での宿題の援助は、教育ではないので教えてはいけなく、と学童保育ではされています。 本計画の「教育の振興に関する施策」と「留守家庭児童会室および放課後オープンスクエア」との位置付け(関係性)について明確にしていたきたいです。 また、留守家庭児童会室と学校とは、例えば(特に朝から夕方まで狭い教室にすることになる夏休み、冬休みは)空調がある体育館を留守家庭児童会室も使用できるようにする、児童の情報を留守家庭児童会室と学校と連携して共有する、なども必要ではないか、と思われます。	1	本市の教育振興基本計画については、第1章の中で第5次枚方市総合計画を上位計画として、市長が定める枚方市教育大綱を踏まえ、本市教育がめざすべきものについて、中長期的な目標を設定することとしています。 「留守家庭児童会室及び放課後オープンスクエア」については、教育大綱を踏まえ本計画に位置付けているもので、各根拠法令の枠組みの中で実施しているところです。これらは目的や法的根拠こそ違いはあるものの、いずれも遊びや活動を通じて、主体性や社会性といった非認知能力の育成に寄与するものであり、学校教育とも深く関わるものと考えております。 また、学校施設の活用については、これまでからも有効活用に努めているところですが、今後は「児童の放課後を豊かにする行動計画」に基づき学校との連携をさらに進めてまいります。
<その他(個々の事業についてのご意見など)>			
7	枚方市では令和6年度に小学校の体育館に空調設備を設置されます。この空調設備設置は避難所生活の維持を目的と聞いています。先行設備完了校では利用団体の空調設備利用について検討をお願いしたいと思います。 5月頃でしたか教育政策課から体育館の空調設備利用についての周知がありました。 体育館の空調設備を利用団体(バトミントン、バスケ、バレーボール、卓球、剣道、空手)の利用は限られていますが中には使って当然と我が物顔で利用される団体が存在する。例えばバトミントンはシャトルの動きが風の影響があるので利用しないと様々です。 わがままな利用、節電の為に利用団体に有料化を一考して頂ければどうでしょうか。 この電気代は我々の税金で利用されているので時間当たり¥500程度の徴収をしてはどうでしょうか。	1	小中学校体育館への空調設備の整備については、児童生徒の熱中症対策を目的に取り組んでおり、副次的効果として避難所の環境改善につながるものと考えております。 学校施設開放事業における体育館の空調利用については、既に空調設備が設置され、供用開始となっている学校では、室内外の温度に関わらず、使用許可を受けた団体からの利用申出があれば、空調設備の利用を認めています。 また、本事業に係る使用料の徴収については、受益者負担の観点から、現在、検討を進めているところです。

小学校水泳授業民間活用 に関する基本的な考え方

2025年1月

枚方市教育委員会

< 目 次 >

1. これまでの経過	… P1
2. 学校プールの状況や水泳授業を取り巻く現状・課題	… P1
(1) 施設状況について	
(2) 水泳授業について(小学校プールの使用)	
(3) 民間活力を活用した水泳授業について	
(4) 民間活力を活用した水泳授業の効果検証	
3. 今後の検討に向けた民間事業者へのヒアリング結果	… P3
(1) ヒアリング対象施設(事業者)	
(2) 施設(事業者)からの意見について	
(3) 本ヒアリングを踏まえた受入れコマ数の見込みについて	
4. これまでの課題や事業者ヒアリングを踏まえた考え方の整理	… P4
(1) 実施期間	
(2) 授業(移動)時間	
(3) エリアごとの学校と民間施設のマッチング	
(4) バスの確保策	
(5) スタッフ派遣	
(6) 民間事業者が受入れ不可となった際の対応	
5. 市保有プール等の活用について	… P6
6. コスト試算・比較	… P7
(1) コスト試算	
(2) コスト比較結果	
7. 今後の方向性	… P9

巻末資料

1. これまでの経過

本市では、児童の泳力向上を図り、併せて水泳授業に関連する教員の業務改善や、学校プールの老朽化に伴う維持管理、改修・改築費用の縮減などにつなげるため、令和3年12月に「市立小学校の水泳授業における民間活力の活用について―基本的な考え方―」を作成し、令和4年度から、小学校水泳授業における民間活用の取り組みを進めてきました。

基本的な考え方では、市立小学校の水泳授業において、民間施設や民間スタッフの活用を進め、効果検証を行いながら、順次、全ての小学校で活用を図るものとしておりましたが、この間の物価高騰などによる社会状況の変化や、全校での民間活用に必要な民間施設の受入れ枠の状況を確認する必要性など、事業実施の中で明らかになってきた様々な課題について、検証を行った上で、基本的な考え方をブラッシュアップし、新たに作成するものです。

2. 学校プールの状況や水泳授業を取り巻く現状と課題

(1) 施設状況について

学校プール施設の老朽化について、令和6年度末時点で築40年以上が経過する学校のプール施設は、44校のうち、39校(88.6%)あり、そのうち大規模改修の目安となる築50年越えは23校(52.3%)となっています。

※ 各学校プールの状況については巻末資料「①各学校プールの状況について」参照

(2) 水泳授業について(小学校プールの使用)

現状の学校プールを使用した水泳授業は、概ね6月から9月頃にかけて、各学年およそ6～8回の授業を行っており、着替え等の時間も含め、授業1回に2時限(例:1, 2時限、3, 4時限など)使用しています。授業は概ね学年単位で実施し、複数の教員が入水し指導を行うとともに、プールサイドでの安全監視なども必要です。また、プール清掃や、薬剤投入などの水質、水温管理なども教員が行っています。

そのほか、施設の老朽化による安全面の課題や、雨天や高温などの気象条件により授業ができないなど、学校運営面での課題もあるほか、他市においてはプールの水道の止め忘れにより多額の水道料金が請求される例が散見されています。加えて、令和7年度の大阪府公立学校教員採用選考テストにおいては、これまで実施してきた実技テスト(水泳)の項目が廃止されるなど、水泳授業をめぐる状況も変化してきています。

(3) 民間活力を活用した水泳授業について

令和4年度以降、児童の泳力向上や教員の負担軽減、学校プール施設の経費の縮減の視点から、民間活力を活用した水泳事業を、民間施設を利用するケースと、学校にスタッフを派遣するケースを併用して実施してきました。

学校にスタッフを派遣するケースは、民間の専門スタッフの派遣を受けて、学校プールでその指導を受けるものです。

	HR															1 時間目															休															2 時間目															休															3 時間目															休															4 時間目														
	8時															9時																														10時																														11時																														12時														
	30	35	40	45	50	55	00	05	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	00	05	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	00	05	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	00	05	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	00	05	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	00	05	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	00	05	10	15	20	25																																				
A学年	集合	移動	更衣	体操 シャワー	入水															体操 シャワー	更衣	集合	移動	3 時間目															4 時間目																																																																																	
B学年	1 時間目															2 時間目															集合	移動	更衣	体操 シャワー	入水															体操 シャワー	更衣	集合	移動																																																																			
C学年	掃除															5 時間目															休															6 時間目															終礼																																																											
	13時															14時																														15時																																																																										
	30	35	40	45	50	55	00	05	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	00	05	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	00	05	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	00	05	10	15	20	25																																																																								
	集合	移動	更衣	体操 シャワー	入水															体操 シャワー	更衣	集合	移動																																																																																																	

(4) 民間活力を活用した水泳授業の効果検証

令和4年度に民間活力を活用した水泳授業を実施した学校でのアンケートでは、児童の泳力向上について、9割以上の教員から「児童の泳力が向上した」との回答があるとともに、同じく9割以上の児童が「泳ぎやすかった」と回答し、そのうちの6割以上が「指導がわかりやすい」と回答するなど、本事業は児童の泳力向上に大きな効果があると考えられます。

また、水質管理などの授業準備や、入水しての指導が不要になることから、他の授業準備などの業務を充実させることができたなど、9割近い教員から業務改善につながったとの意見がありました。

ほかにも、屋内型施設で授業を行うことで、天候に関わらず計画的に授業が実施できることや、専門スタッフの指導から学んだことは、転任先の学校での指導に活かせるなどの意見もありました。

一方では、民間施設までの移動時間が有効に活用できないといった意見や、指導は民間施設のスタッフが行うが、評価は教員が行うことから、双方の目線合わせなどが難しいといった意見もありました。

このような検証を踏まえ、本事業については、総じて効果が課題よりも大きいといえることから、拡充の方向で取り組んでいます。市内及び近隣の民間施設において、現行の運用だけでは全校で授業を実施できるだけの受入れ枠の確保に課題が生じることとなりました。

3. 今後の検討に向けた民間事業者へのヒアリング結果

令和6年6月から7月にかけて、市内及び近隣の民間事業者に対し、本市の事業に対する今後の受入れ枠の拡大見込みや、必要となる条件整備などについてヒアリングを行いました。

(1) ヒアリング対象施設(事業者)

市内および近隣の民間水泳施設 計14施設を運営する計9事業者

＜ヒアリング対象施設(事業者)一覧＞

枚方スイミングスクール	ビッグ・エスくずは
枚方スイミングスクール香里	くずはスイミングクラブ
牧野スポーツクラブ	くずは男山スイミングスクール
コナミスポーツクラブ香里ヶ丘	コパンスイミングスクール長尾
コナミスポーツクラブ寝屋川	リーズスイミングクラブ
コナミスポーツクラブ八幡	グンゼスポーツ枚方
ビバスポーツアカデミー枚方	グンゼスポーツ京都八幡

(2) 施設(事業者)からの意見について

① 施設の受入れ枠拡大について：

- ・各事業者とも、量に差はあるものの総じて受入れ拡大は可能。
- ・現在の民間活力を活用した水泳授業は概ね5月から2学期までの間で授業日程が調整されているが、受入れ枠を拡大するためには、多くの事業者は、3学期まで含めた通年での授業実施が必要。
- ・一部の事業者では、施設会員との同時利用や、系列の市外店舗の利用による受入れ枠の確保が可能。

② 契約について：

- ・スタッフの人材確保や効率的な配置のため、授業時間の組み方の工夫や、複数年契約が必要。
- ・スタッフ体制の整備やバスの確保のため、学校での実施日などのスケジュールを事業者により早期に示すことが必要。

③ 送迎バスについて：

- ・運転手不足などから、送迎用のバスの確保が困難となっている。特に令和7年度は大阪・関西万博の影響もあり、特に困難となることが予想される。
- ・学校や民間施設によっては、付近にバスの乗降場所・待機場所がないことも課題。

④ スタッフ派遣について：

- ・学校プールへのスタッフ派遣は、人材確保や採算性などの面から難色を示す事業者が多い。
- ・一部の事業者からは、スタッフ派遣に前向きな意見や、学校の協力や必要スタッフ数など条件面が合えば実施可能との意見があった。

⑤ その他、本事業に対する意見等について：

- ・事前に指導や評価の進め方について学校間で調整ができれば、複数校合同で授業を実施することも可能との意見があった。
- ・現禁野小学校のプールについて、条件があれば、活用検討は可能との意見があった。

(3) 本ヒアリングを踏まえた受入れコマ数の見込みについて

本ヒアリングの結果、民間事業者での受入れ可能コマ数の合計については以下のとおりであり、計算上は全小学校での実施に必要なコマ数を上回ることが確認されました。

- ・全学校での実施に必要なコマ数の総数
およそ1,760コマ(※各学校のクラス数等から算出)
 - ・各施設における受入可能コマ数の総数
およそ1,820コマ(※施設からの聞き取り内容から算出)
- ※ 授業1回分(1時限45分を2時限連続)を1コマとしています。

4. これまでの課題や事業者ヒアリングを踏まえた考え方の整理

ここまで確認できた課題や事業者ヒアリングを踏まえ改めて、全小学校で水泳授業の民間活力の活用を推進していくために必要な課題や検討事項への対応について、次のとおり考え方を整理しました。

(1) 実施期間

全校での民間活力活用の実施に向けては、屋内温水プールであることや民間プール施設の受入れ枠の拡大を踏まえ、3学期まで含めた通年での授業実施を目指して、学校・民間事業者と協議・調整を進めます。

(2) 授業(移動)時間

学校から利用施設までの移動時間については、これまで徒歩またはバスを用いて10分以内程度を目安に施設利用を行ってきましたが、今後、限られた民間施設を効率的に活用し、全校に拡大していくためには、移動時間が支障となることが想定されます。そのため、本事業の目的である児童の泳力向上に効果的な指導時間を確保しつつ、移動に費やすことができる時間の最大値について、事業者ヒアリングを交えて検討を行いました。その結果、授業時数の工夫なども合わせて行うことで最大20分程度まで移動時間を拡大することが可能と考えました。

(3) エリアごとの学校と民間施設のマッチング

上記(1)及び(2)で記載した実施期間、移動時間を前提に、各小学校と民間施設のマッチングを検討した結果の例は、次の表のとおりです。

エリア	北部	中部	南部	東部	合計
施設数	5	2	5	2	14
施設受入校数 ※()はバス利用校数	10(6)	4(2)	25(19)	5(5)	44(32)
授業コマ数	410	150	985	215	1,760

この検討からは全校での施設利用も可能となる見込みですが、中部エリアや東部エリアに民間施設が少ないこともあり、南部エリアの施設で過半数の学校の受入れを行うことになり、一部の学校においては移動時間が長くなることやスタッフ派遣の検討が必要になるなどの課題が生じることが想定されます。

(4) バスの確保策

送迎用のバスについては、事業全体のコスト試算・比較のほか、学校と民間施設の効果的なマッチングを図りながら、徒歩による移動が15分以上かかる場合や、徒歩での移動が困難な場合に利用します。

昨今の運転手不足などによるバス借り上げ料高騰の状況を踏まえつつ、円滑な授業実施のため安定した移動手段の確保が必要となることから、民間事業者や学校とも協議のうえ、授業日程(バスの利用日)を早期に調整することや、複数年契約などの取り組みにより、費用の縮減を図るとともに、バスを確保します。

(5) スタッフ派遣

水泳授業における民間活用については、施設利用を優先としつつ、施設の受入れ可能コマ数、学校と施設間の距離(移動時間)・移動手段の確保、大規模校などの課題により、施設利用が困難な学校について、スタッフ派遣による授業を行います。

(6) 民間事業者が受入れ不可となった際の対応

民間施設を利用する学校においては、当該校のプール施設の維持管理は行わない方針ですが、もし、何らかの事情により民間施設が利用不可となった場合には、他の民間施設での受入れや、他の学校プールの活用等について、学校・民間事業者と協議のうえ、対応を検討します。

なお、後述の新たな施設の誘致が実現した場合には、当該施設についても、同様に対応を検討します。

5. 市保有プール等の活用について

前述の検討のとおり、現状においては総数として民間施設の受入れ枠はあるものの、全小学校での安定的な施設利用には、移動時間の制約による課題が生じることが想定されます。

課題解消を図る手段として、市保有プール等を活用した新たな施設整備について、一例として、事業者ヒアリングでも意見聴取を行った禁野小学校移転後の跡地活用として、中部エリアに新たな施設整備が実現した場合の各小学校と民間施設のマッチングの検討結果の例は、以下のようになります。

エリア	北部	中部	南部	東部	合計
施設数	5	3	5	2	15
施設受入校数 ※()はバス利用校数	10(6)	13(10)	16(10)	5(5)	44(31)
授業コマ数	410	455	680	215	1,760

この検討では、北部、中部、南部エリアでバランスよく施設利用ができるとともに、移動時間等についての課題も一定、解消を図ることができます。

6. コスト試算・比較

現状の学校プールを改築・修繕して維持した場合と民間活力活用を推進した場合のコスト比較について、プールの耐用年数を踏まえて50年間の、コスト試算・比較を行った結果は、次のとおりです。

(1) コスト試算

① 学校プールを改築・修繕して維持管理した場合の1校あたりのコスト(耐用年数を 50 年として試算)

<管理経費>

水道代・薬品代	350,000円/年
水質検査	53,000 円/年
ろ過機維持管理費	396,000 円/年
清掃委託料	62,000 円/年
各種修繕料	50,000 円/年
合計(年間維持管理費)	911,000 円/年
50 年の試算	<u>45,550,000 円</u> (911,000 円×50 年)

<工事費>

改築費(解体および建設)※	250,000,000 円
大規模改修費※	100,000,000 円
合計	<u>350,000,000 円</u>

※他市同等規模事例参照

改築費:(島根県米子市)令和4年度福米西小学校プール改築建築主体工事

大規模改修費:(寝屋川市)令和6年度市立石津小学校プール改修工事

全校で学校プールを改築・修繕・維持管理した場合の必要コスト(50 年)

$$(\underline{45,550,000 \text{ 円}} + \underline{350,000,000 \text{ 円}}) \times 44 \text{ 校} = \underline{17,404,200,000 \text{ 円}}$$

(参考)国の補助制度(学校施設環境改善交付金)について

国(文部科学省)において、学校水泳プールの新改築※事業に係る費用について、対象事業費の 3 分の 1 を補助する制度があります。補助対象外経費や、国の予算状況、各自治体の申請状況等により、採択率が変動するなどの不確定要素がありますが、仮に改築費全額を対象経費として全校が採択された場合の国庫補助の収入額及び必要コストは以下の通りです。

$$\text{＜収入額＞ } 250,000,000 \text{ 円} \times 1/3 \times 44 \text{ 校} = 3,666,667,000 \text{ 円}$$

※改築・・・既存の施設を全部取り壊し、更地にしてから同様の施設を造る工事

② 民間活力活用を拡大した場合のコスト

(試算条件)

- ・2027 年度までに全校で民間活力活用実施(2024 年度:12 校、2025 年度:14 校、2026 年度:29校、2027 年度:44 校)
- ・可能な限り民間施設利用を優先し、施設利用が困難な場合はスタッフ派遣を検討
- ・現禁野小学校移転後跡地の新たな屋内プール整備を考慮せず、全校が周辺の民間施設を利用するものとして試算
- ・児童一人あたりの委託単価については、民間活力活用開始時点8,500円から現行9,000円に値上げしていることから、今後の物価高騰などを見込み、10,000 円で試算
- ・全校での民間施設利用への移行期(2025～2029 年度)の 5 年間については、児童数の将来推計を踏まえながら実施校数など移行状況に合わせて試算
- ・2030 年度から 2074 年度までの45 年間については、全校での民間施設利用が継続していく安定期として、委託単価(10,000 円)に人口推計(人口推計のない 2054 年度以降は、前年度比の減少率をかけて算出)から算出された児童数を掛け合わせた額に 2029 年度と同台数のバスが必要(同額のバス代)になるものとして委託料を試算

<2025 年度～2074 年度の想定コスト>10 年ごと

	委託料(円)	バス代(円)	コスト合計(円)
2025 年度～ 2034 年度	1,460,250,000	962,860,000	2,423,110,000
2035 年度～ 2044 年度	1,371,500,000	1,109,900,000	2,481,400,000
2045 年度～ 2054 年度	1,257,480,000	1,109,900,000	2,367,380,000
2055 年度～ 2064 年度	1,077,020,000	1,109,900,000	2,186,920,000
2065 年度～ 2074 年度	909,790,000	1,109,900,000	2,019,690,000
合計	<u>6,076,040,000</u>	<u>5,402,460,000</u>	11,478,500,000

全校に民間活力活用を拡大した場合の必要コスト(50 年)

6,076,040,000 円(委託料) + 5,402,460,000 円(バス代) = **11,478,500,000 円**

(2)コスト比較結果

「①学校プールを施設改修し維持した場合」と「②民間活力活用を拡大した場合」のコスト比較

① 17,404,200,000 円 > ② 11,478,500,000 円 (5,925,700,000 円の効果額)

(参考)国庫補助を想定した場合

5,925,700,000 円－3,666,667,000 円(国庫補助)＝2,259,033,000 円(効果額)

以上、50 年間でコストを比較した結果、設定条件においては民間活力活用を拡大した場合の方が、効果が見込まれることが確認できた。

7. 今後の方向性

ここまでの効果検証及び課題に対しての考え方の整理や、コスト試算・比較も踏まえたうえで、公教育の公平性の観点からも本事業を全小学校に拡大していく方向で、今後、関係部署との協議や各学校、民間事業者と調整を行い、令和7年度中に本事業の推進に係る当面の年次計画を作成します。

巻末資料

①各学校プールの状況について

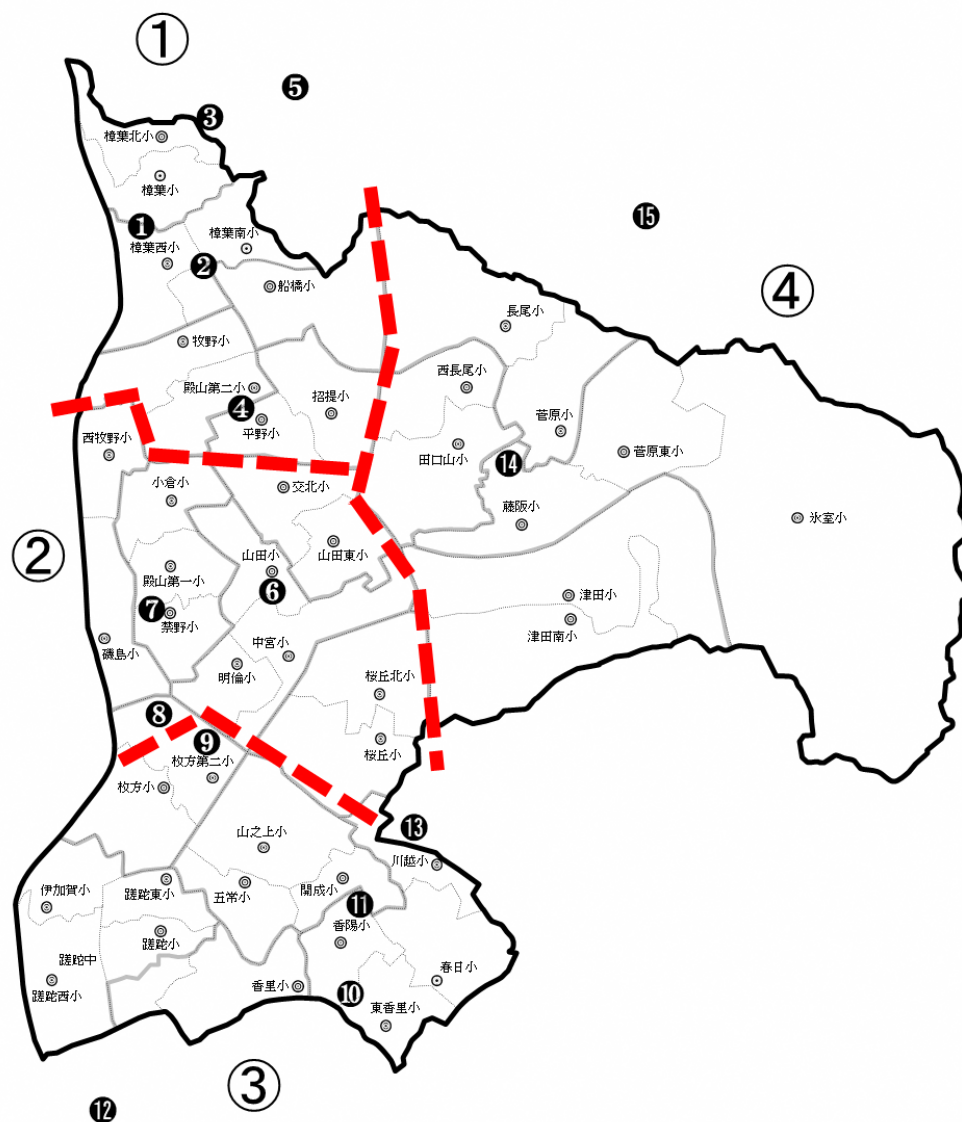
学校名	築年度	令和6年度末経過年数	民間活力活用
枚方小	平成 2 年	34 年	
枚方第二小	昭和 35 年	64 年	あり
蹠跣小	昭和 42 年	57 年	あり
香里小	昭和 36 年	63 年	あり
開成小	昭和 42 年	57 年	あり
五常小	昭和 40 年	59 年	
春日小	昭和 43 年	56 年	
桜丘小	昭和 44 年	55 年	
山田小	昭和 47 年	52 年	あり
明倫小	昭和 48 年	51 年	
殿山第一小	昭和 38 年	61 年	あり
殿山第二小	昭和 33 年	66 年	あり
樟葉小	昭和 62 年	37 年	
津田小	昭和 34 年	65 年	
菅原小	昭和 62 年	37 年	
氷室小	平成 8 年	28 年	スタッフ派遣
山之上小	昭和 46 年	53 年	
牧野小	昭和 46 年	53 年	
交北小	昭和 46 年	53 年	
香陽小	昭和 46 年	53 年	
招提小	昭和 47 年	52 年	
中宮小	昭和 47 年	52 年	
小倉小	昭和 47 年	52 年	
樟葉南小	昭和 47 年	52 年	あり
磯島小	昭和 48 年	51 年	
蹠跣西小	昭和 49 年	50 年	
樟葉西小	昭和 49 年	50 年	あり
田口山小	昭和 50 年	49 年	あり
西牧野小	昭和 50 年	49 年	
川越小	昭和 52 年	47 年	一部あり
蹠跣東小	昭和 53 年	46 年	

学校名	築年度	令和6年度末経過年数	民間活力活用
桜丘北小	昭和 54 年	45 年	
津田南小	昭和 54 年	45 年	
樟葉北小	昭和 54 年	45 年	あり
船橋小	昭和 54 年	45 年	
菅原東小	昭和 55 年	44 年	
山田東小	昭和 55 年	44 年	
藤阪小	昭和 56 年	43 年	
平野小	昭和 56 年	43 年	
長尾小	昭和 57 年	42 年	
東香里小	昭和 57 年	42 年	
伊加賀小	昭和 58 年	41 年	
西長尾小	昭和 60 年	39 年	
禁野小(旧中宮北小)	昭和 55 年	44 年	

②民間活用実施校一覧

校名	実施手法	移動方法	利用施設	備考
香里小	施設利用	徒歩	枚方スイミングスクール香里 (東香里3丁目9-8)	令和6年度～
川越小	施設利用	徒歩	リーズスイミングクラブ (交野市松塚1-1)	令和6年度～ (3・4年生のみ)
樟葉西小	施設利用	徒歩	ビッグ・エスクズは (楠葉並木2-30-1-101)	令和4年度～
殿山第二小	施設利用	徒歩	牧野スポーツクラブ (養父丘1-2-54)	令和4年度～
山田小	施設利用	徒歩	ビバスポーツアカデミー枚方 (甲斐田町2-15)	令和4年度～
田口山小	施設利用	バス	コパンスイミングスクール長尾 (長尾谷町3-3-2)	令和4年度～
蹉跎小	施設利用	バス	コナミスポーツクラブ香里ヶ丘 (香里ヶ丘3丁目3-1)	令和4年度～
殿山第一小	施設利用	バス	ビバスポーツアカデミー枚方 (甲斐田町2-15)	令和5年度～
枚方第二小	施設利用	徒歩	枚方スイミングスクール (朝日丘町2-19)	令和5年度～
樟葉南小	施設利用	徒歩	くずはスイミングクラブ (楠葉並木1丁目27-1)	令和5年度～
樟葉北小	施設利用	バス	くずは男山スイミングスクール (八幡市男山長沢14-5)	令和5年度～ (高学年は徒歩)
開成小学校	施設利用	徒歩	コナミスポーツクラブ香里ヶ丘 (香里ヶ丘3丁目3-1)	令和5年度～
氷室小学校	スタッフ派遣	—	—	令和4～5年度

③市立小学校と民間施設の配置図



① 北 部	①ビッグ・エスくずは	②	⑧グンゼスポーツ枚方
	②くずはスイミングクラブ	③ 南 部	⑨枚方スイミングスクール
	③くずは男山スイミングスクール		⑩枚方スイミングスクール香里
	④牧野スポーツクラブ		⑪コナミスポーツクラブ香里ヶ丘
	⑤コナミスポーツクラブ八幡		⑫コナミスポーツクラブ寝屋川
② 中 部	⑥ビバススポーツアカデミー枚方		⑬リーズスイミングクラブ
	(参考)⑦現禁野小学校跡地活用により新たに整備した場合の施設	④ 東 部	⑭コパンスイミングスクール長尾
			⑮グンゼスポーツ京都八幡

※ 市外の施設については、最寄りのエリアに含める。

「令和6年度優秀教職員表彰」について

1. 内容

教職員の一層の職務意欲を高め組織の活性化を図るとともに、元気で独創的な学校と教育を創造するため、枚方市内の公立学校において模範となる実践活動や優れた提言、提案を行った教職員・チームのうち、特に有益な調査研究、発明発見、工夫考察等をしたもの（様々な教育課題に対する効果的な実践活動及び優れた提言、提案であり、かつ、枚方市内の公立学校の模範となるような業績をあげた教職員・チーム）を表彰する。

2. 対象

枚方市立小中学校の教職員及びチーム

3. 選考について

□ 選考基準

次のいずれかに該当し、枚方市内の公立学校において模範となる顕著な業績をあげていること。

- (1) 児童・生徒の教科指導や生徒指導等（生徒指導、進路指導、栄養指導など）において、指導方法の工夫や意欲的な取組みにより優れた成果をあげていること。
- (2) 学校運営改善や地域との連携・協働、学校事務改善等において、学校の活性化に向けての創意工夫や貢献などが特に優れ、顕著な成果をあげていること。
- (3) 教材開発や指導方法の工夫、学校運営改善等において、特に優れた研究・提案等を行っていること。
- (4) その他、前各号と同等の実践又は貢献をし、他の模範として推奨に値するもの。

4. その他

- ・表彰件数 : 特に枠を設定しない。
- ・スケジュール（予定）： 令和7年1～2月＝審査及び決定、同年2月下旬～3月上旬＝表彰

令和6年度 優秀教職員表彰 候補者（個人・学校・チーム）リスト

学校名	表彰区分	職名	氏名	功績		推薦者(課)
川越小学校	個人	指導教諭	岡川 陽介	学校の教育力向上 (人権教育 平和学習)	平和学習の取組が評価され、NHK「原爆の日特集・ヒロシマを未来につなぐ2024」に出演し、枚方市の取組を紹介。市内7小学校に講師として招聘され平和学習を実施。	学校長
香里小学校	個人	教諭	浜田 将	学校の教育力向上 (文科省「幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業」)	上記、架け橋プログラムの取組の研究主任を2年間担当。この実績から、令和5年度管理職研修における発表者、令和6年度授業力向上研修の発表者にも選ばれた。	学校長
小倉小学校	個人	教諭	山本 健斗	学校の教育力向上 (教科指導と特別支援教育の連携による授業改善)	通常の学級担任と支援学級担任の共同による「0.5歩先の支援」を意識し「学びのユニバーサルデザイン」の実現に尽力。EDIX関西の公開授業を実施、全国に発信した。	教育研修課長
蹉跎東小学校	個人	教諭	西田 恵子	学校の教育力向上 (授業改善の推進)	上記、授業改善分野において、大阪府のJK担当者として3年間研究を推進した。授業デザインの段階から全学年に関わることで、全学年の教員力向上につながった。	教育指導課長
東香里小学校	個人	教諭	森 麻子	学校の教育力向上 (府TM指定校 探究学習)	およそ4年間に及ぶ当該校のPBL研究に寄与した。令和6年度は、大阪府のTM加配担当者として、全市への発信を行った。	学校長
第一中学校	個人	教諭	藤井 恭子	学校の教育力向上 (生徒指導・不登校支援)	「ルポ」の担当教諭として、市内全体の不登校の児童生徒のアセスメントや指導支援、不登校対策について取り組んだ。児童生徒課のめざす不登校支援に寄与している。	児童生徒課長
招提中学校	個人	教諭	辻 拡之	学校の教育力向上 (進路指導主事としての業務改善の推進)	進路指導主事。市内全中学校の進路指導主事に対し、進路指導の在り方をファシリテートした。オンライン出願について市教委と連携し、現場へのスムーズな導入に寄与。	支援教育課長
桜丘北小学校	個人	栄養教諭	小西 卓	学校の教育力向上 (栄養教諭として食育指導の推進)	栄養教諭として、中学校での研究加配経験を生かし、当該校全クラスで年間120回の栄養指導に関わった。取組内容を他の栄養教諭に提供し、枚方市の食の指導に尽力した。	学校長
蹉跎東小学校	個人	副主査	芝高 陽平	学校の教育力向上 (事務職員として学校の組織的運営の補助)	上記、働き方改革分野において、事務職員としての力を発揮。事務職員が専門職として学校運営に関わり、学校力の強化に寄与。市のめざす事務職員像の具現化となった。	教職員課長
蹉跎東小学校	学校	—	—	学校の教育力向上 (授業改善・業務改善の推進)	授業改善と働き方改革を学校運営の両輪として推進し、学校力の向上に努めた。人材育成も進み、授業改善担当、働き方改革担当が各分野で市内全体発表を実施した。	教職員課長 教育指導課長
香里小学校 香里幼稚園	チーム	—	—	学校の教育力向上 (文科省「幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業」)	文部科学省「幼保小架け橋プログラム」に関し3年間研究し、実践モデルとして今後の市内の取組に大きな影響を与えた。	教育指導課長 公立保育 幼稚園課
PBL チャレンジ ネットワーク	チーム	—	—	学校の教育力向上 (PBLに関する授業改善)	市内PBLの研究のためのチーム。全小中学校においてPBLを実現することをめざした「枚方版PBLの要件」作成に尽力した。	教育研修課長

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項 殿
の認定を受けた地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人の長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

文部科学事務次官

藤原 章夫

令和 7 年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）

この度、文部科学省において、令和 7 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（以下「実施要領」という。）を別紙のとおり決定しましたので通知します。

令和 6 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（令和 5 年 12 月 21 日付け 5 文科教第 1356 号別紙）からの主な変更点は、下記のとおりです。

なお、実施要領 7.（１）調査結果の示し方及び（２）文部科学省による調査結果の公表に定める事項については、中学校理科において、生徒が活用する ICT 端末等を用いた文部科学省 CBT システムによるオンライン方式（以下「CBT」という。）及び IRT（項目反応理論をいう。以下同じ。）を活用する予定であること等を踏まえ、「全国的な学力調査に関する専門家会議」において検討の上、追って具体的な取扱いの詳細をお示しすることとします。

各設置管理者等におかれては、全国学力・学習状況調査の実施及び調査結果の管理・公表等について、法令及び実施要領等に基づき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

については、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては調査に関係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人の長及び公立大学法人理事長におかれては調査に関係する附属学校に対して、御周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いします。

記

- ・経年変化分析調査及び保護者に対する調査は実施しないこと。
- ・中学校理科に関する調査をCBTで実施すること。
- ・中学校理科に係る調査結果の示し方としてIRTスコアを利用すること。
- ・引き続き、障害のある児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮を可能とすること。
- ・CBTで実施する中学校理科及び児童生徒質問調査を後日実施とする場合に、学校外での実施を可能とすること。

<本件担当>

文部科学省総合教育政策局参事官(調査企画担当)付学力調査室
電話：03-5253-4111（内線 3726）

令和７年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和６年１２月２３日
文部科学省
令和６年１２月２７日一部訂正

１．調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

２．調査の名称

令和７年度全国学力・学習状況調査

３．調査の対象等

（１）調査の対象

国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

ア 小学校調査

小学校第６学年、義務教育学校前期課程第６学年、特別支援学校小学部第６学年

イ 中学校調査

中学校第３学年、義務教育学校後期課程第３学年、中等教育学校前期課程第３学年、特別支援学校中学部第３学年

（２）障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題の使用、代理解答、別室の設定などの配慮を可能とする。

ただし、特別支援学校及び小・中学校等の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、以下の事由がある児童生徒については、原則として、当該事由に係る教科に関する調査の対象としない。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている場合

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている場合

（３）日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題の使用などの配慮を可能とする。ただし、例えば、国語、算数・数学及

び理科の時間に日本語指導のための取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。

4. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語、算数及び理科とし、中学校調査は、国語、数学及び理科とする。国語、算数・数学及び小学校理科は、冊子を用いた筆記方式（以下「PBT」（= Paper Based Testing）という。）で実施する。中学校理科は、生徒が活用するICT端末等を用いた、文部科学省CBTシステム（以下「MEXCBT」という。）によるオンライン方式（以下「CBT」（= Computer Based Testing）という。）で実施する。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

- ① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
- ② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

(ウ) 調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、記述式の問題を一定割合で導入する。

イ 質問調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問調査（以下、児童を対象とする場合は「児童質問調査」、生徒を対象とする場合は「生徒質問調査」、児童及び生徒を対象とする場合は「児童生徒質問調査」という。）を、児童生徒の活用するICT端末等を用いたCBT（生徒質問調査にあつては、MEXCBTによるCBT）で実施する。

(2) 学校質問調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問調査（以下「学校質問調査」という。）をオンラインによる回答方式で実施する。

5. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査（調査の時間割モデルは別紙1）

ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語、算数及び理科それぞれ45分とする。調査実施日は、令和7年4月17日木曜日とする。

(イ) 児童質問調査の調査実施日は、令和7年4月18日金曜日から同年4月30日水曜日までの間で、各学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日とする。

イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語、数学及び理科それぞれ50分とする。

国語及び数学の調査実施日は、令和7年4月17日木曜日とする。理科の調査実施日は、令和7年4月14日月曜日から同年4月17日木曜日までの間で、各学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日とする。

(イ) 生徒質問調査の調査実施日は、理科の調査実施日と同一とする。

ウ 集計対象

文部科学省が5. の調査結果を示すに当たっては、教科に関する調査については令和7年4月17日木曜日まで、児童生徒質問調査については同年4月30日水曜日までに実施された調査の結果を全体集計の対象とする。

(2) 後日実施等

ア 教科に関する調査

(ア) 教科に関する調査を調査実施日に実施できないやむを得ない事情等がある学校や、実施時のトラブルや欠席等により教科に関する調査を実施できなかった児童生徒については、教育委員会及び学校等の判断により、令和7年4月18日金曜日以降に調査を実施することができる。なお、同日以降に実施した教科に関する調査の結果は、全体の集計からは除外することとするが、令和7年4月30日水曜日までに実施（以下「後日実施」という。）されたものについては、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(イ) CBTで実施する中学校理科については、後日実施の場合は学校外での実施も可とする。

イ 児童生徒質問調査

児童生徒質問調査については、調査実施日に実施できない場合は学校外での実施も可とする。

(3) 学校質問調査

令和7年4月1日火曜日から同年4月17日木曜日までの間に実施する。

(4) 調査実施に関するスケジュール

別紙2のとおりとする。

(5) 調査問題等の公表

文部科学省は、令和7年4月17日夕刻以降、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する(中学校理科については、非公開とする問題を除く。)

6. 調査の実施体制等

(1) 調査の参加主体と実施系統（調査の実施系統図は別紙3・別紙4）

ア 調査は、文部科学省が、イで定める調査の参加主体の協力を得て実施する。

イ 調査の参加主体は学校の設置管理者（都道府県教育委員会、市町村教育委員会、

学校法人、国立大学法人、公立大学法人等）（以下単に「設置管理者」という。）とする。

ウ 設置管理者は、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。その際、設置管理者における調査責任者及び担当者等を指名するとともに、適切に実施体制を整備すること。

エ 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。その際、学校における担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

オ 都道府県教育委員会は、ウに定めるほか、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。

カ 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。

（２）調査マニュアルの作成・配布

調査の具体的な実施方法等については、令和７年３月頃に作成・配布する予定の調査マニュアルで示す。

７．調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会及び学校に対して、調査結果等を提供する。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、公立学校に係る調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当てることとする。

（１）調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア PBTで実施する教科に関する調査の結果

（ア）各教科に係る問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等

（イ）以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ

- ① 都道府県教育委員会
- ② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③ 指定都市教育委員会
- ④ 教育委員会
- ⑤ 学校
- ⑥ 児童生徒

（ウ）各教科の設問ごとの正答率等

（エ）各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ CBT で実施する教科に関する調査の結果

（ア）各教科に係る問題の全体のIRTスコア等

（イ）以下をそれぞれ単位とした各教科のIRTスコア等の分布等が分かるグラフ

- ① 都道府県教育委員会
- ② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③ 指定都市教育委員会
- ④ 教育委員会
- ⑤ 学校
- ⑥ 児童生徒

(ウ) 各教科の公開問題の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の公開問題の設問ごとの解答類型別生徒数の割合

ウ 児童生徒質問調査及び学校質問調査の結果

(ア) 児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況と教科に関する調査の正答率、IRTスコア等との相関関係の分析

エ その他調査の目的の達成に資する分析

(2) 文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する。

ア 以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ、上記（1）アからウまでで示した結果。ただし、（イ）から（エ）までの区分で公表する内容については、別に定める。

（ア）国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）

（イ）都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（ウ）都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（エ）指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（オ）地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京23区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

イ 教科に関する調査の解答状況及び質問調査の回答状況（一般に公開された場合に、個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化処理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）

ウ その他調査の目的の達成に資する分析

(3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校に対して、以下の調査結果を提供する。

(ア) 都道府県教育委員会

- ① 当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況
- ② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ③ 域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ④ 域内の市町村教育委員会ごとに、当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ⑤ 域内の市町村教育委員会ごとに、当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

(イ) 市町村教育委員会

- ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ② 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

(ウ) 学校

- ① 当該学校全体の状況
- ② 各学級の状況
- ③ 各児童生徒の状況
- ④ 各児童生徒に関する個人票

(エ) その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

(4) 調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

(ア) 各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備した上で、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

(イ) 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの学習指導等の改善に向けて取り組むこと。

(ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。

(エ) 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。

(ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒ごとに各教科の解答状況及び児童生徒質問調査の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校ごとに各教科の平均正答数等、児童生徒質問調査の回答割合及び学校質問調査の回答状況等を一覧にしたもの）を大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。

(イ) 各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。

(ウ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。

- ① 児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること
- ② その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手續等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名又は学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

- ③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。
- (イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。
- ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。
- (ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- (エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。
- ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。
- ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
- ③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。
- また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。
- なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。
- ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
- ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
- ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、（ア）を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア（エ）を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

8. 調査実施に当たっての相談体制

(1) 設置管理者においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 文部科学省は、調査実施に当たっての設置管理者及び学校等からの問合せ等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

9. 留意事項

(1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施等

ア 各教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。

イ 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

ウ 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。

(2) 個人情報の保護等

ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。

イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しないこととする。

ウ 各教育委員会及び学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）や個人情報の保護に関する条例等に基づき、適切に取り扱うこと。

（3）教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

（ア）小学校調査

国語、算数及び理科：それぞれ1単位時間相当

（イ）中学校調査

国語、数学及び理科：それぞれ1単位時間相当

イ 児童生徒質問調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

令和 7 年度全国学力・学習状況調査の時間割のモデル

主な実施予定日

・教科に関する調査（中学校理科以外）	：令和 7 年 4 月 1 7 日（木）（調査基準日）
・生徒質問調査、中学校理科	：令和 7 年 4 月 1 4 日（月）～1 7 日（木）
・後日実施の期間	：令和 7 年 4 月 1 8 日（金）～3 0 日（水）

1. 小学校

○調査基準日（4 月 17 日）

1 時限目	休憩	2 時限目	休憩	3 時限目
国語 (45 分)		算数 (45 分)		理科 (45 分)

○児童質問調査の実施日（4 月 18 日～30 日のうち事前に学校ごとに調整された 1 日）

任意の 1 時限	
準備 (15 分程度)	児童質問調査 (20 分程度)

※学校外（自宅等）での実施も可

2. 中学校

A. 4 月 14 日～16 日に生徒質問調査・理科を実施する学校

○生徒質問調査・理科の実施日

（4 月 14 日～16 日のうち事前に学校ごとに調整された 1 日の午前又は午後）

●時限目			休憩	●時限目
準備 *1 (15 分程度)	生徒質問調査 +CBT 練習 (25 分程度)	休憩 *2 (10 分程度)	準備 (10 分程度)	理科 (50 分)

*1 準備の時間を使用して、端末の立ち上げ、ログイン、画面の調整などを行うことを想定。

*2 必要に応じて、休憩の時間を使用して、画面の調整などを行うことを想定。

※質問調査プログラムに CBT の操作練習や、実施方法の説明等を含むため、生徒質問調査は理科の前に実施すること。

※学年全体で同じ時間に調査を実施するのが困難な場合は、例えば、以下のように実施することが考えられる。その場合、クラスごとに休憩時間をずらして設定するなど、先に調査を実施した生徒が後から実施する生徒と接触しないようにするための配慮を、各学校で適切に行うこと。

	1 時限目			休憩	2 時限目		休憩	3 時限目		休憩	4 時限目
1 組	準備	質問調査等	休憩	準備	理科						
2 組						休憩	準備	質問調査等	休憩	準備	理科

○調査基準日（4 月 17 日）

1 時限目	休憩	2 時限目
国語 (50 分)		数学 (50 分)

B. 4月17日（調査基準日）に全ての調査を実施する学校

○調査基準日（4月17日）

1時限目	2時限目	3時限目	4時限目
国語 (50分)	数学 (50分)	生徒質問調査 +CBT練習	理科 (50分)

又は

1時限目	2時限目	・・・	5時限目	6時限目
国語 (50分)	数学 (50分)	・・・	生徒質問調査 +CBT練習	理科 (50分)

※質問調査プログラムに CBT の操作練習や、実施方法の説明等を含むため、生徒質問調査は理科の前に実施すること。

※学年全体で上記の時間割で実施することが困難な場合は、極力Aの日程（14日～16日）で調査を実施すること。

C. 4月18日以降に実施する学校・生徒（注）

（注）調査の実施日に、調査を実施できないやむを得ない事情等がある学校や、実施時のトラブルや欠席等により調査を実施できなかった生徒については、従来から教育委員会や学校等の判断により、後日に調査を実施することを可能としている。この場合の教科調査の結果は、全体の集計からは除外されるが、採点の上、教育委員会・学校に提供することとしている。

A又はBの日程で一部又は全ての調査（国語、数学、理科、生徒質問調査）を実施できなかった学校・生徒は、実施できなかったものを4月18日以降に調査を行うことができる。このうち、CBTで行う理科と生徒質問調査については、自宅、院内学級等の分教室、教育支援センター等の学校外での実施をより柔軟に取り扱うことが可能となる。

（国語、数学）

日程	A・B（4月17日）	C（4月18日以降）
問題セット	紙冊子（1種類）	
実施場所	原則として学校で実施	

（理科）

日程	A（4月14～16日）・B（4月17日）	C（4月18日以降）
問題セット	公開問題、非公開問題で構成	公開問題のみで構成
実施場所	原則として学校で実施	学校外（自宅等）での実施も可

※生徒質問調査は理科と同じ日に実施。C日程の場合は学校外（自宅等）での実施も可

調査の実施に関するスケジュール（予定）

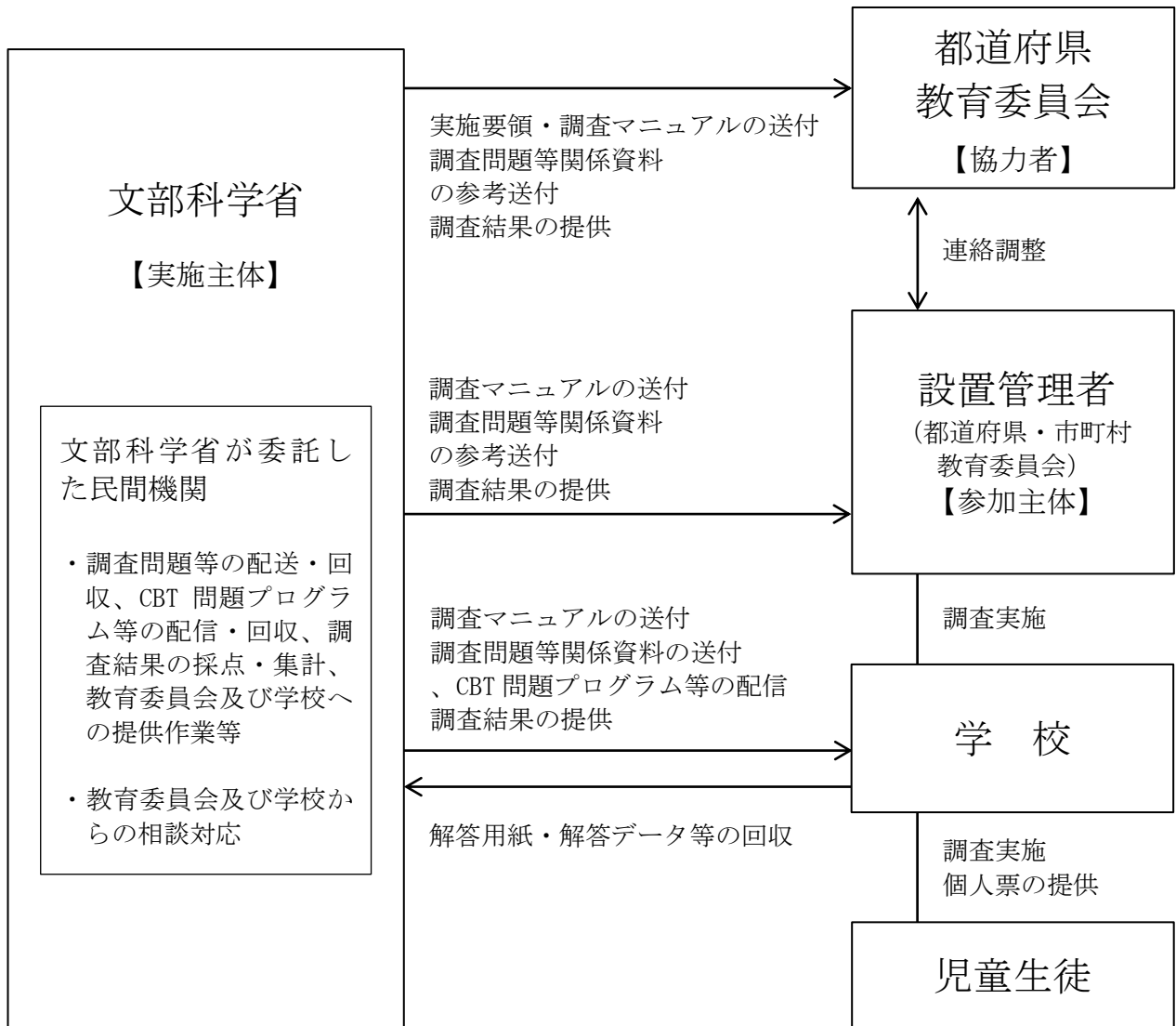
	文部科学省等（※1）	都道府県等（※2）	設置管理者	学校
R6年 12月	実施要領の通知	実施要領の受領 ・周知	実施要領の受領 ・周知	実施要領の受領 ・周知
	調査参加の意向 照会・実施要領 の遵守確認	調査参加の意向 ・実施要領の遵 守を回答	調査参加の意向 ・実施要領の遵 守を回答	
R7年 3月頃	調査マニュアル の作成・配布	調査マニュアル の受領・周知	調査マニュアル の受領・周知	調査マニュアル の受領・周知
4月	調査に関する 資材等の配送			調査に関する資 材等の受領・保 管
・教科に関する調査（中学校理科以外） 令和7年4月17日（木）（調査基準日） ・教科に関する調査（中学校理科）、生徒質問調査 令和7年4月14日（月）～17日（木）のいずれか1日で実施				
	調査に関する 資材等の回収			調査に関する 資材等の回収
	調査結果の提供	調査結果の受領	調査結果の受領	調査結果の受領
	調査報告書の 作成・提供	調査報告書の 受領	調査報告書の 受領	調査報告書の 受領

※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

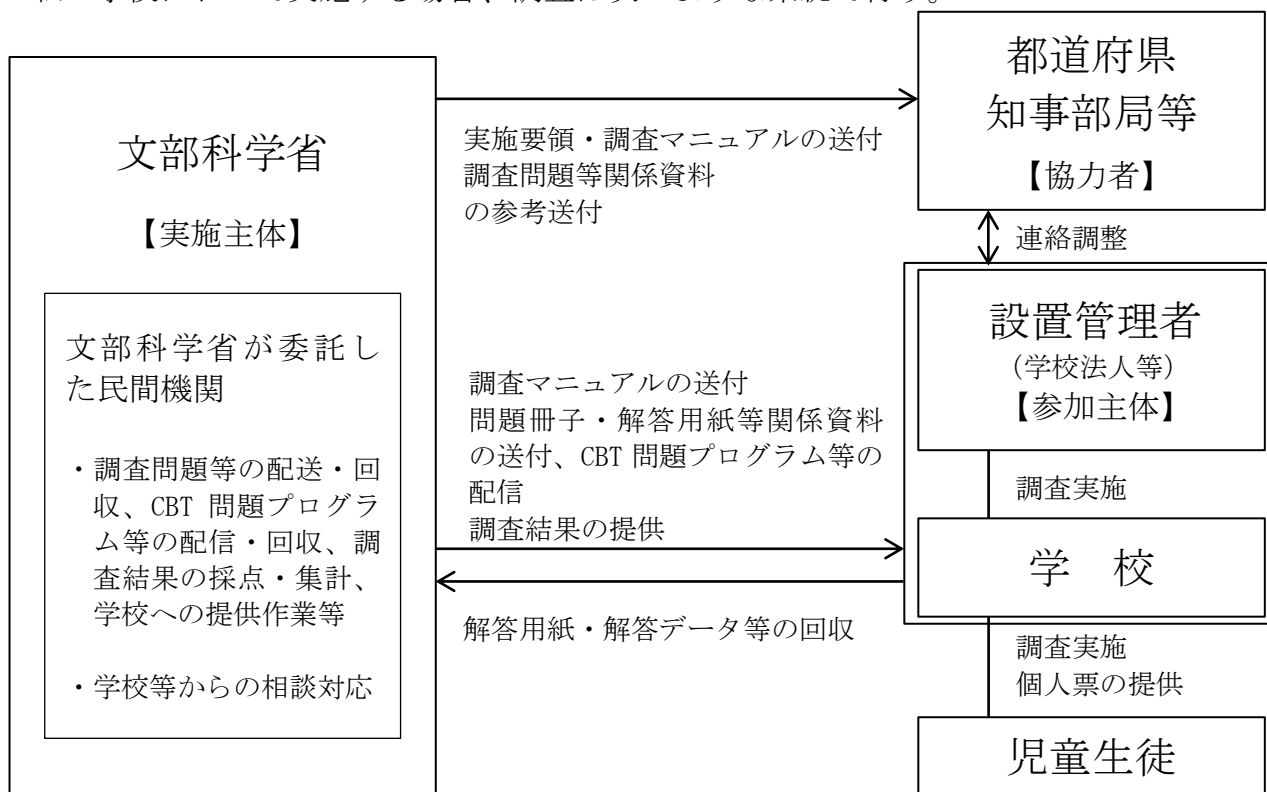
調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



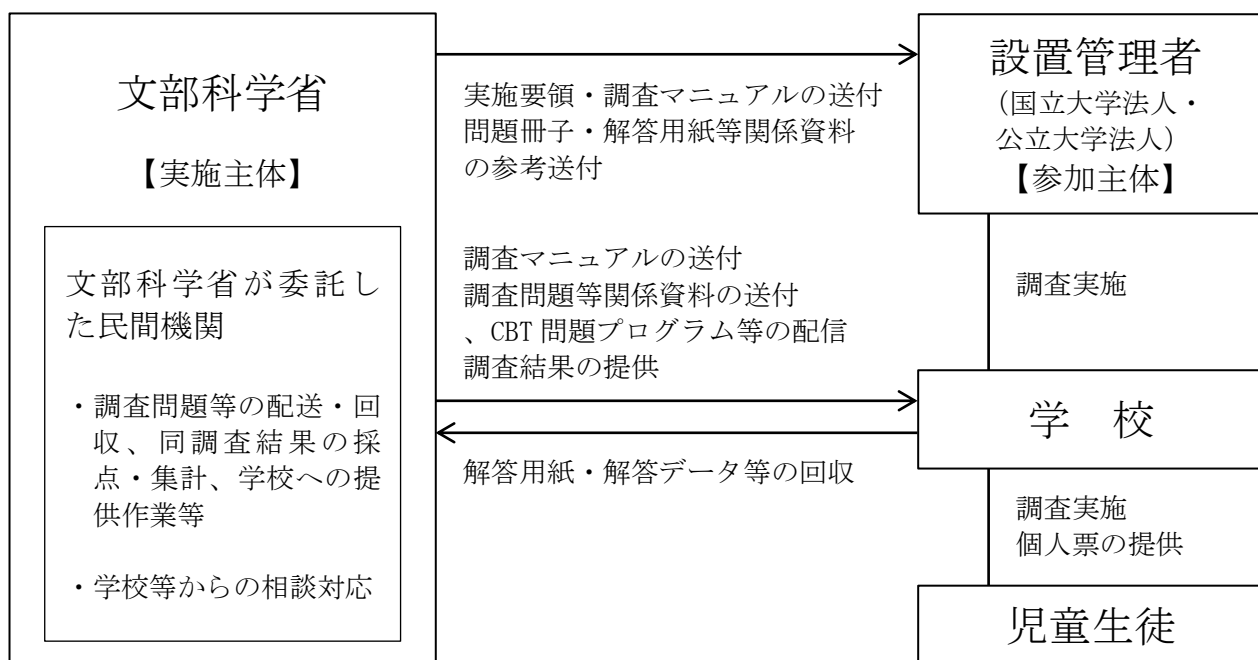
調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



調査の実施系統図【国立学校、公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について

－ 図書館資料の貸出点数の最適化 －

総合教育部 中央図書館

1. 図書の貸出点数

(1) 他市の貸出点数上限 (注) 別カウント：図書等の貸出点数上限とは別にA V資料の貸出点数をカウント

	自治体名	貸出点数 上限 (冊)	左記中のA V資料貸出点数 上限 (点)	貸出期間
	枚方市	1 2	6	図書：2週間 A V：1週間
中核市	寝屋川市	2 0	2 (CD 1 / DVD 1)	図書：3週間 A V：3週間
	豊中市	1 0	6 (CD 4 / ビデオ 1 / DVD 1)	図書：2週間 A V：2週間
	吹田市	1 5	3 (別カウント (注))	図書：2週間 A V：2週間
	高槻市	2 0	4 (CD 4 [別カウント])	図書：2週間 A V：2週間
	八尾市	1 0	2 (CD 3 / DVD 1 [別カウント])	図書：2週間 A V：1週間
	東大阪	1 0	2 (CD 2)	図書：2週間 A V：2週間
北河内	守口市	1 0	1 0	図書：2週間 A V：2週間
	門真市	1 5	2 (別カウント)	図書：3週間 A V：2週間
	大東市	1 0	1 0	図書：2週間 A V：2週間
	四條畷市	1 0	2 (CD 2 [別カウント])	図書：2週間 A V：2週間
	交野市	1 5	所蔵なし	図書：2週間 雑誌：1週間
他	箕面市	2 0	2 0	図書：15日間 A V：15日間
	茨木市	2 0	8 (CD 8 [別カウント])	図書：15日間 A V：15日間

(2) 各市のサービス状況と貸出点数上限の関係

大阪公共図書館協会 大阪府内公共図書館奉仕概況・予算一覧表（令和5年度実績）より

	属性	自治体名	貸出 点数 上限 (冊) (注1)	貸出 期間	人口 (人)	所蔵冊数 (冊)	年間受入冊数		図書等 購入費 (千円) ※R5 年度決算	貸出冊数 (冊)
							総数 (冊) (注2)	うち 購入冊数 (冊)		
1	中核・ 北河内	枚方市	12	2週間	395,300	1,218,530	57,453	43,523	144,481 うち臨時的経費 59,919 経常経費 84,562	3,816,054
2	中核	東大阪	10	2週間	486,551	864,445	33,153	31,647	66,814	1,759,837
3	中核	豊中市	10	2週間	399,029	958,199	42,742	38,595	84,869	3,064,329
4	中核	吹田市	15★	2週間	381,238	1,256,908	60,697	55,696	82,011	3,640,872
5	中核	高槻市	20★	2週間	348,020	1,623,031	43,080	36,513	87,726	2,923,851
6	中核	八尾市	10★	2週間	261,197	753,480	32,045	25,787	40,364	1,647,804
7	中核・ 北河内	寝屋川市	20	3週間	226,693	583,269	22,228	21,418	34,331	1,000,703
8	北河内	守口市	10	2週間	140,974	219,513	10,837	10,084	29,019	355,000
9	北河内	門真市	15★	3週間	116,836	284,107	15,641	14,005	16,600	224,175
10	北河内	大東市	10	2週間	116,193	533,018	16,846	15,293	34,691	703,164
11	北河内	交野市	15	2週間	77,229	233,447	9,090	8,714	17,312	453,647
12	北河内	四條畷市	10★	2週間	54,131	264,916	7,660	6,471	12,407	275,846
13	その他	茨木市	20★	15日間	285,729	1,325,969	55,117	53,647	88,282	3,464,687
14	その他	箕面市	20	15日間	138,845	864,517	25,931	24,645	62,037	1,706,206

(注1) 単位(冊)のところの数値には基本的にAV資料を含む(★は別カウント) (注2) 受入総数には寄贈図書等の受入分を含む

(3) 各サービス項目と貸出冊数上限の関係

	自治体名	貸出 点数 上限 (冊)	市民 一人 あたり 所蔵 冊数 (冊)
1	箕面市	20	6.2
2	四條畷市	10	4.9
3	高槻市	20	4.7
4	茨木市	20	4.6
4	大東市	10	4.6
6	吹田市	15	3.3
7	枚方市	12	3.1
8	交野市	15	3.0
9	八尾市	10	2.9
10	寝屋川市	20	2.6
11	豊中市	10	2.4
11	門真市	15	2.4
13	東大阪	10	1.8
14	守口市	10	1.6

	自治体名	貸出 点数 上限 (冊)	市民 一人 あたり 貸出 冊数 (冊)
1	箕面市	20	12.3
2	茨木市	20	12.1
3	枚方市	12	9.7
4	吹田市	15	9.6
5	高槻市	20	8.4
6	豊中市	10	7.7
7	八尾市	10	6.3
8	大東市	10	6.1
9	交野市	15	5.9
10	四條畷市	10	5.1
11	寝屋川市	20	4.4
12	東大阪	10	3.6
13	守口市	10	2.5
14	門真市	15	1.9

	自治体名	貸出 点数 上限 (冊)	市民 一人 あたり 購入 冊数 (冊)
1	茨木市	20	0.188
2	箕面市	20	0.178
3	吹田市	15	0.146
4	大東市	10	0.132
5	四條畷市	10	0.120
6	交野市	15	0.113
7	門真市	15	0.120
8	枚方市	12	0.110
9	高槻市	20	0.105
10	八尾市	10	0.099
11	豊中市	10	0.097
12	寝屋川市	20	0.094
13	守口市	10	0.071
14	東大阪	10	0.065

	自治体名	貸出 点数 上限 (冊)	市民 一人 あたり 図書等 購入費 (円)
1	箕面市	20	447
2	茨木市	20	309
3	大東市	10	299
4	高槻市	20	252
5	四條畷市	10	229
6	交野市	15	224
7	吹田市	15	215
8	豊中市	10	213
8	枚方市	12	213
10	守口市	10	206
11	八尾市	10	154
12	寝屋川市	20	151
13	門真市	15	142
14	東大阪	10	137

	自治体名	貸出 点数 上限 (冊)	蔵書 回転率 (回) ※
1	豊中市	10	3.2
2	枚方市	12	3.1
3	吹田市	15	2.9
4	茨木市	20	2.6
5	八尾市	10	2.2
6	東大阪	10	2.0
6	箕面市	20	2.0
8	交野市	15	1.9
9	高槻市	20	1.8
10	寝屋川市	20	1.7
11	守口市	10	1.6
12	大東市	10	1.3
13	四條畷市	10	1.0
14	門真市	15	0.8

	自治体名	貸出 点数 上限 (冊)	貸出 期間	1週 あたり 貸出 冊数 上限 (冊)
1	高槻市	20	2週間	10.0
2	茨木市	20	15日間	9.3
3	箕面市	20	15日間	9.3
4	吹田市	15	2週間	7.5
5	交野市	15	2週間	7.5
6	寝屋川市	20	3週間	6.7
7	枚方市	12	2週間	6.0
8	豊中市	10	2週間	5.0
9	八尾市	10	2週間	5.0
10	東大阪	10	2週間	5.0
11	守口市	10	2週間	5.0
12	大東市	10	2週間	5.0
13	四條畷市	10	2週間	5.0
14	門真市	15	3週間	5.0

※蔵書回転率
＝貸出冊数÷所蔵冊数

(4) 各サービス項目と貸出点数上限の関係から読みとれる全体的な傾向

①近隣他市の貸出点数上限は、20点、15点、10点のいずれかである。

20点、15点を貸出冊数の上限としている市は、

＊市民一人当たりの「a：貸出冊数」が比較的多い

＊サービスを行う資源としての「b：市民一人当たりの所蔵冊数」、「c：市民一人当たりの購入冊数」、「d：市民一人当たりの図書等購入費」も比較的高い

(枚方市は14市中、a：3位、b：7位、c：8位、d：8位)

②本市における市民一人あたりの図書購入経費とそれに伴う購入冊数は比較的低位に位置するが、貸出冊数は多く、これは限られた予算の中で魅力的な図書等の収集を行い、蓄積してきた既存蔵書を最大限有効活用して、蔵書の回転率を上げていることを示している。

(蔵書回転率：枚方市は14市中2位)

2. 本市における貸出点数上限の最適化

(1) 貸出点数上限

利用者サービス向上の観点から、本市の貸出点数の上限を現状の12点から15点に変更する。
(うちA V資料は6点まで)

(理由)

1. 貸出点数の上限を現状の 12 点から 20 点に変更した場合、貸出の増加に伴う書架上の図書の減少が懸念される。
2. 15 点までの上限変更であれば、利用者サービスの向上にもつながり、また、書架上の図書の減少も許容範囲内に収まるものと予想される。
3. 貸出点数の上限変更に伴い、予約点数の上限も現状の 12 点から 15 点に変更となることから、この点においても利用者サービスの向上につながる。
4. A V資料貸出点数の上限については、令和4年(2022年)10月1日から、3点から6点に変更して試行し、特に問題がなかったことから、令和6年(2024年)6月の図書館条例施行規則の一部改正により6点としたところであり、当面は現状維持とする。

(2) 実施日程

令和7年(2025年)1月の教育委員会定例会にて規則改正を行い、同年4月1日から実施予定。

令和7年第1回 枚方市教育委員会定例会 会議録						
開会	令和7年1月27日午前10時00分			閉会	令和7年1月27日午前11時12分	
休憩	午前11時04分 ～ 午前11時08分					
日程	議案番号	案 件				結果
1	報告第58号	臨時代理事項の報告について (1) 教職員の退職について (幼稚園)				承認
2	報告第59号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動について				承認
3	報告第60号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の普通退職について				承認
4	報告第61号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則等の一部改正について				承認
5	報告第62号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程及び枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程の一部改正について				承認
6	報告第63号	臨時代理事項の報告について (1) 令和7年度全国学力・学習状況調査への参加について				承認
7	議案第17号	枚方市教育振興基本計画の見直しについて				可決
8	議案第18号	小学校水泳授業民間活用に関する基本的な考え方について				可決
9	議案第19号	枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について				可決
10	報告第65号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について				聴取
11	議案第20号	令和6年度優秀教職員表彰について				可決
構成員	教 育 長	谷 元 紀 之	構成員	教 育 委 員	中西 悠子	
	教 育 委 員	近 藤 孝		教 育 委 員	大 中 智 恵	
	理 事	乾 口 里 美		児 童 生 徒 課 長	倉 田 仁 司	

説明員	副 教 育 長	岩谷 誠	説明員	支 援 教 育 課 長	秋 葉 隆 声
	総 合 教 育 部 長	今 市 将 和		教 職 員 課 長	高 山 和 子
	学 校 教 育 部 長	新 保 喜 和		教 育 研 修 課 長	永 山 宜 佑
	総 合 教 育 部 次 長	大 西 佳 則		教 育 指 導 課 長	吉 川 茂 樹
	学 校 教 育 部 次 長	河 田 典 子		学 校 支 援 課 主 幹 (教育支援専門官)	木 村 聡
	学 校 教 育 部 次 長	井 手 内 太 吾		児 童 生 徒 課 主 幹	中 口 恵 未 子
	学 校 教 育 部 副 参 事 (学校総合支援担当)	中 野 雅 央		教 育 研 修 課 主 幹	浦 谷 亮 佑
	教 育 政 策 課 長	笠 井 二 朗	記 録	教 育 政 策 課 課 長 代 理	高 松 健 大
	中 央 図 書 館 長	亀 野 真 紀	傍聴の人数		3 人

○谷元教育長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 委員の出席状況について報告します。

本日の会議は全員出席でございます。

以上、報告を終わります。

○谷元教育長 報告のとおり定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第1回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、改めましてご挨拶を申し上げたいと思います。このたび、12月の市議会本会議において任命の同意を賜り、令和7年1月1日付で教育長を拝命いたしました。これからは教育長として、枚方の教育の充実と発展に全力で取り組む覚悟でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、私の教育長就任に当たり、近藤委員を教育長職務代理者に指名いたしましたので、お知らせいたします。近藤委員、よろしくお願いします。

続いて、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において中西委員を指名いたします。

なお、本日審議を予定しておりました、日程10、報告第64号、「委員会の会議に付した事項の報告について（1）生徒指導について（令和6年7月30日報告分）」については、事務局から取り下げたい旨の申出がございましたので、取下げの上、日程11と日程12をそれぞれ日程10、日程11に繰り上げたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは日程に入る前に、教育委員会の活動状況について報告します。

前回、定例会で報告した以降の委員の活動状況については、お手元の資料のとおりです。今回は、12月25日のGIGAフェス2024について私からご報告させていただきます。

そのあと事務局から、1月17日に行われました、第7回日本ICT教育アワード表彰式について報告してもらいます。

では私から、今年度のGIGAフェス2024についてですが、12月25日に枚方市総合文化芸術センターで開催されました。私は会場で子どもたちの発表や体験ブースを拝見しましたが、どの会場にもぎわいを見せており、とてもよい雰囲気でした。まず、小ホールで行われた発表型イベントですが、最初にさだ小学校のピルナール合唱団によるクリスマスソングメドレーで場を盛り上げてくれました。こちらは今年度発足した有志による合唱団ということですが、このような場の中で合唱ができたということは、子どもにとってもよい経験になったと思います。

続いて行われた氷室小学校、東香里小学校、第二中学校、枚方中学校、楠葉西中学校の児童・生徒によるプレゼンテーションでは、それぞれの学校で取り組んできたPBLを、緊張しながらも堂々とプレゼンをする姿が印象的でした。内容も未来の大阪について、地域の空き家の活用について、能登半島の被災者支援についてなど多岐にわたっており、本市がめざすPBLである、地域や社会の課題に対して、その問いの解決や実現までを見据えた活動を通じて実生活・実社会で生きて働く力などを身につける探究的な学びといったものを先進的に具現化してくれていました。また、今回ゲストとして参加いただいた香里ヌヴェール学院中学校・高等学校の池田校長と、

関西外国語大学の森准教授による取り組みへの価値づけや、祇園やラニーノーズによる子どもたちへの温かい言葉がけは、子どもたちの自己有用感の高まりに大きく寄与していたと思います。予測困難な時代の中で、夢と志を持ち、可能性に挑戦する枚方市の子どもたちの育成に向け、このような舞台に立ち、自分たちの言葉で取り組んできたことを発表するといった機会は、とても有効だと強く感じました。今回は初めての試みということで、まだまだ改善の余地があると感じたところもありますが、今後、参加校や参加人数が増え、ますますプレゼンテーションの内容や子どもたちの発表する姿がよくなっていくことを期待しています。

次に、体験型イベントでは、最先端の教育活動が体験できるブースが4つありました。その中で、今回の目玉でもあったHADO体験はVRゴーグルを使用し、リアルとバーチャルが融合した最先端のテクノロジーによる新感覚のスポーツというものでした。デモンストレーションで市長と芸人のチームが子どもチームと対決をする機会がありました。そこで市長と芸人の大人チームのパワーボールが一つも子どもに当たらず、子どもチームの圧勝となって、会場が大変盛り上がったようです。

別のブースでは、企業と連携した教育版マイクラフトで、金融教育というイベントがあり、子どもに人気のマイクラフトを使いながら自分が獲得したお金を自分でどのように活用・運用するのかといった金融教育について体験的に学んでいました。

また、高校生・大学生によるテクノロジー体験のブースでは、高校生・大学生が講師となって、子どもたちが普段使っているiPadを使いながら、一人ひとりがクリエイティビティを発揮して、すばらしい作品を完成させていました。

今回のGIGAフェス2024では、子どもたちの夢や志、将来の可能性を広げるため、もっと知りたい、もっとやってみたいにつながるよう準備を進めてきたと担当課から聞いていますが、発表型、体験型、どちらのイベントも成功に終わったと思います。このGIGAフェスの目的が、枚方市が取り組んでいる教育を広く市民に情報発信することを目的としていることから、今後はさらに多くの市民、保護者、子どもたちが参加できるようなイベントになることを期待しています。

以上です。

では次に、事務局より、第7回日本ICT教育アワード表彰式について報告してもらいます。

永山教育研修課長。

○永山教育研修課長 1月17日金曜日、第7回日本ICT教育アワードが東京で開催され、出席してまいりましたので、ご報告いたします。

この日本ICT教育アワードは、首長や教育長が積極的に教育ICT環境整備に取り組み、地域創生や学校活性化につながる優れた事例を顕彰するとともに、その事例を広く全国に周知し、教育DXをさらに推進するコンテストとなっております。本市はこれまで2年連続で全国ICT教育首長協議会会長賞を受賞しておりましたが、今回は、今年度より新たに創設されました、デジタル大臣賞を受賞いたしました。様々な賞が設けられている中、大臣賞と名前がついているものは、文部科学大臣賞、総務大臣賞、経済産業大臣賞と合わせて4つでございました。そのうち2つの賞は、ICT教育について何十年もの歴史を持っている茨城県つくば市と、愛知県春日井

市でしたので、これらの自治体と肩を並べての受賞というのは価値のあることだと思っております。

本市の受賞理由といたしましては、2点ございました。

1点目は、1人1台端末の更新に向け、授業改善や通信技術、支援教育、不登校支援の専門家及び教職員で構成した意見聴取会を設置し、意見を求めるとともに、保護者や子どもの意見を取り入れながら端末の調達に取り組んだこと、2点目は、教職員が生成AIを公務で活用するためのワーキングチームを結成し、事務作業の負担軽減に向けた活用事例集の作成に取り組んだこと、これらが総合的に評価されたものです。なお、文部科学大臣賞を受賞した愛知県春日井市は、教職員の研修に焦点を当て、1人1台端末とクラウドを活用しながら、受けるだけの研修ではなく、授業と同じ環境、同じ学び方による体験型研修を行い、学び続ける教職員を育成しているということ、つくば市は未来を切り拓く力を育む「つくば教育DX」ということで、育みたい力を「つくば21世紀型能力」として整理し、つくばスタイル科では、クラウドや生成AI、プログラミング等のICTを活用した探究学習を展開し、自ら探求し、自立した学習者を育てているということが受賞理由とされておりました。表彰式では、デジタル副大臣兼内閣府副大臣の穂坂様より、直接トロフィーと賞状を受け取るとともに、受賞自治体によるプレゼンテーションでは、副教育長が登壇し、今回の受賞理由となった実践について発表をいたしました。また、私も大臣賞を受賞した4自治体の1つとして登壇し、これまでの全体的な取り組みについて発表させていただきました。ほかの自治体の発表から学ぶことも多々あり、有意義な時間となりました。

以上です。

○谷元教育長 ありがとうございます。教育委員会の活動報告については、以上です。

それでは日程1、報告第58号、「臨時代理事項の報告について（1）教職員の退職について（幼稚園）」を議題としますが、本件及び日程2、報告第59号、「臨時代理事項の報告について（1）職員の人事異動について」、日程3、報告第60号、「臨時代理事項の報告について（1）職員の普通退職について」については、いずれも職員の人事案件でございますので、一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷元教育長 それでは日程1、報告第58号から日程3、報告第60号までを一括議題とし、報告第58号についてを新保学校教育部長に、報告第59号及び報告第60号についてを今市総合教育部長にそれぞれ説明を求めます。

新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま一括して上程いただきました案件のうち、報告第58号、「臨時代理事項の報告について」、ご説明申し上げます。

議案書の5ページをご覧ください。本件は、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長職務代理者から事務委任を受けた副教育長が臨時代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

7ページの臨時代理第27号「教職員の退職について（幼稚園）」をご覧ください。本件は、

教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和6年12月24日付で教育長職務代理者から事務委任を受けた副教育長が臨時代理したものでございます。なお、ご説明の折、所属・職名・氏名につきましては省略させていただきます。

8ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」でございますが、市立幼稚園において、表に記載の教職員から退職願が提出されましたので、これを承認したものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第27号の説明とさせていただきます。

以上、報告第58号「臨時代理事項の報告について」、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○谷元教育長 今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 ただいま一括上程いただきました案件のうち、報告第59号及び報告第60号について、一括してご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の9ページをご覧ください。

ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長職務代理者から事務委任を受けた副教育長が臨時代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

まず、報告第59号について、議案書の11ページ、臨時代理第28号「職員の人事異動について」をご覧ください。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和6年12月24日付で教育長職務代理者から事務委任を受けた副教育長が臨時代理したものでございます。なお、ご説明の折、所属・職・氏名につきましては省略させていただきます。

議案書12ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」でございますが、令和7年1月1日付の人事異動により、市役所の理事が教育委員会事務局理事となり、市役所の理事を併任したものでございます。

続きまして、報告第60号、臨時代理事項の報告についてご説明いたします。

議案書13ページ、14ページと続きまして15ページをご覧ください。臨時代理第29号「職員の普通退職について」をご覧ください。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和6年12月27日付で教育長職務代理者から事務委任を受けた副教育長が臨時代理したものでございます。なお、ご説明の折、所属・職・氏名につきましては省略させていただきます。

議案書16ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」でございますが、表に記載の職員から退職願が提出されましたので、これを承認したものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告第59号及び第60号の説明とさせていただきます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○谷元教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第58号、第59号及び第60号の3件を一括して採決します。本3件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって本3件は承認することに決しました。

それでは日程4、報告第61号「臨時代理事項の報告について(1)枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則等の一部改正について」を議題としたいと思いますが、本件及び次の日程5、報告第62号「臨時代理事項の報告について(1)枚方市教育委員会事務局事務決裁規程及び枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程の一部改正について」は、いずれも同一の理由による例規改正についての案件でございますので、一括議題としたいと思いますが異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元教育長 それでは日程4、報告第61号及び日程5、報告第62号について、一括して説明を求めます。

今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 ただいま上程いただきました、報告第61号及び報告第62号の臨時代理事項の報告について、一括してご説明申し上げます。

まず、報告第61号の臨時代理事項の報告について、ご説明いたします。

議案書17ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長職務代理者の事務委任を受けた副教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案書18ページをご覧ください。報告は、ページ中ほどの「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

議案書の19ページをご覧ください。臨時代理第30号、「教育長に委任する事務等に関する規則等の一部改正について」ご説明いたします。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和6年12月27日付で教育長職務代理者の事務委任を受けた副教育長が臨時代理したものでございます。

議案書20ページをご覧ください。本件は、教育委員会事務局に新たに理事の職を置くため、「枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則」、「教育機関の統括事務に従事させる職員の事務分掌に関する規則」、「教育長職務代理者による事務の委任に関する規則」の3件の教育委員会規則について、所要の改正を行ったものでございます。

主な改正内容につきまして、新旧対照表を基にご説明いたしますので、議案書22ページをご覧ください。まず、枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則関係でございますが、第3条第1項の表を改め、事務局に置くことができる職として、新たに理事を加えました。また、第4条第1項の表を改め、副教育長、教育次長の職務との権衡を図った上で、教育長を補佐し、委員会の事務執行の調整を図るなどの理事の職務を定めました。

議案書23ページをご覧ください。次に、教育機関の統括事務に従事させる職員の事務分掌に関する規則関係についてでございますが、第2条から第4条第1項までを改め、学校給食共同調理場、中央図書館、教育文化センターの3つの教育機関の統括事務に従事させる職員として、新たに理事を加えました。

次に、教育長職務代理者による事務の委任に関する規則関係でございますが、24 ページ下段から議案書 25 ページをご覧ください。この規則は、教育長職務代理者が教育長の職務を行う場合の事務委任について定めるものでございますが、第 2 条第 2 項を改め、事務委任を受ける事務局職員の順序の第 1 位を理事としたものでございます。

恐れ入りますが、議案書 21 ページにお戻りください。以上の改正内容の施行日は、附則により、令和 7 年 1 月 1 日としたところでございます。

以上で、臨時代理第 30 号の説明とさせていただきます。

引き続きまして、報告第 62 号「臨時代理事項の報告について」ご説明いたします。議案書 26 ページ、それから 27 ページと続きまして 28 ページをご覧ください。臨時代理第 31 号、「枚方市教育委員会事務局事務決裁規程及び枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程の一部改正について」ご説明いたします。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 6 年 12 月 27 日付で教育長職務代理者の事務委任を受けた副教育長が臨時代理したものでございます。

議案書 29 ページをご覧ください。今回の改正は、教育委員会事務局に新たに理事を置くことに伴い、「枚方市教育委員会事務局事務決裁規程」、「枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程」の 2 件の教育委員会規程について所要の改正を行ったものでございます。

主な改正内容につきまして、新旧対照表を基にご説明いたしますので、議案書 31 ページをご覧ください。まず、枚方市教育委員会事務局事務決裁規程関係について、この規程は、教育委員会事務局における事務決裁について定めるものでございますが、第 2 条第 2 項の表を改め、この規程における用語のうち、その定義を定めるものに、新たに理事を加えました。

議案書 32 ページをご覧ください。第 3 条は、教育長の決裁事項を定めるものでございますが、第 1 項を改め、出張命令等の一部の人事事項が教育長の決裁事項となる職として、新たに理事を加えました。

議案書 33 ページをご覧ください。第 3 条第 2 項、第 3 項を改め、教育長の決裁事項の一部を特例により専決させることのできる職として、新たに理事を加えました。また、第 6 条第 4 項を改め、自己の有給休暇承認を行うことのできる職として、新たに理事を加えました。

議案書 34 ページをご覧ください。第 9 条第 1 項を改め、理事は、全ての教育長決裁に決定関与することしました。

また、第 13 条第 1 項の表を改め、教育長の代決をする職員の順序の第 1 位を理事とするとともに、理事、副教育長、教育次長については、全て教育長が代決することといたしました。

議案書 35 ページをご覧ください。この改正は理事の設置に伴うものではございませんが、事務処理の効率化、適正化を図るため、第 17 条第 2 項を削除し、教育委員会の所管事務を補助執行する場合における副市長専決事項について、教育長が重ねて決裁する取扱いを改めたものでございます。

次に、枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程関係についてでございますが、議案書 36 ページをご覧ください。この規程は、学校給食共同調理場、中央図書館、教育文化センターにおける事務決裁について定めるものでございますが、先ほどご説明した教育委員会事務局事務決裁規程

の改正と整合させるため、第 14 条第 1 項の表を改め、教育長、理事、副教育長、教育次長の代決者が、教育委員会事務局における決裁と同様となるようにしたものでございます。

議案書の 30 ページにお戻りください。以上の改正内容の施行日は、附則により、令和 7 年 1 月 1 日としたところでございます。

以上で、報告第 61 号及び第 62 号のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○谷元教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第 61 号及び第 62 号の 2 件について、一括して採決します。本 2 件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本 2 件は承認することに決しました。

それでは日程 6、報告第 63 号「臨時代理事項の報告について（1）令和 7 年度全国学力・学習状況調査への参加について」を議題とします。

説明を求めます。新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました、報告第 63 号、「臨時代理事項の報告について」ご説明申し上げます。議案書 38 ページをご覧ください。報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 3 項の規定により教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

39 ページをご覧ください。報告は、ページ中段に記載の「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

40 ページをご覧ください。臨時代理第 32 号、「令和 7 年度全国学力・学習状況調査への参加について」ご説明いたします。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 7 年 1 月 10 日付で教育長が臨時代理したものでございます。

議案書 41 ページをご覧ください。「1. 内容」ですが、令和 7 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領に基づき、本調査に参加するものでございます。

「2. 目的」ですが、「令和 7 年度全国学力・学習状況調査に、枚方市立小中学校が参加し、全国的な状況との関係において、本市児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、本市児童生徒の課題の改善に向けた教育の成果と課題を検証することで、今後の教育施策や教育指導に反映させ、もって児童生徒の学力向上につなげる」ことにあります。

別添の参考資料（1）をご覧ください。本件につきましては、令和 6 年 12 月 23 日付で文部科学省総合教育政策局長から大阪府教育委員会市町村教育室小中学校課長を通じて、「令和 7 年度全国学力・学習状況調査の実施について」の通知がありました。「令和 7 年度調査」につきましては、通知文の 2 ページ目にありますように、経年変化分析調査及び保護者に対する調査は実施しないこと、中学校理科に関する調査を C B T で実施すること、中学校理科に係る調査結果の示し方として I R T スコアを利用すること、引き続き、障害のある児童生徒や日本語指導が必要な

児童生徒に対する配慮を可能とすること、ＣＢＴで実施する中学校理科及び児童生徒質問調査を後日実施とする場合に、学校外での実施を可能とすること、これらの点が、主な変更点となっております。

それでは、「令和７年度全国学力・学習状況調査」の概要につきまして、ご説明いたします。

参考資料２をご覧ください。「令和７年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」をご覧ください。「１．調査の目的」「２．調査の名称」「３．調査の対象等」については記載のとおりでございます。「４．調査事項」は、（１）の「ア 教科に関する調査」（ア）のとおり、小学校調査は、国語、算数及び理科とし、中学校調査は、国語、数学及び理科となり、小学校等の第６学年、中学校等の第３学年に在籍する全児童・生徒となります。また、中学校理科については、生徒が活用するＩＣＴ端末を用いた文部科学省ＣＢＴシステム、これ以降「ＭＥＸＣＢＴ」と申し上げますが、によるオンライン方式（以下「ＣＢＴ」）という形で実施することになります。「イ 質問調査」ですが、調査する学年の児童・生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面に関する質問調査を児童・生徒の活用するＩＣＴ端末を用いたＣＢＴで実施されます。

４ページをご覧ください。「５．調査実施日等」ですが、「児童生徒に対する調査」は、令和７年４月１７日木曜日に実施される予定です。なお、アの（イ）、イの（イ）児童生徒質問調査については、令和７年４月１８日金曜日から同年４月３０日水曜日までの間で、各学校の状況に応じて適切に実施されます。調査時間ですが、ア、小学校調査については、国語及び算数、それぞれ４５分となっております。また、イ、中学校調査については、国語及び数学、それぞれ５０分となっております。

本市における調査結果の公表につきましては、本実施要領に基づき、令和７年度も各学校の授業改善、家庭学習の定着等、学力向上に生かしていくことを目的として、昨年度と同様、保護者や市民により分かりやすく伝えるという観点で公表することを考えております。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第３２号の説明とさせていただきます。以上、報告第６３号「臨時代理事項の報告について」、よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

○谷元教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第６３号を採決します。本件は承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

続きまして、日程７、議案第１７号「枚方市教育振興基本計画の見直しについて」を議題とします。

説明を求めます。今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 ただいま上程いただきました、議案第１７号「枚方市教育振興基本計画の見直しについて」、提案理由をご説明申し上げます。

議案書４２ページをご覧ください。本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規

則第2条第1項第1号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。本件につきましては、本市教育施策の中長期的な方向性を示す「枚方市教育振興基本計画」について、令和6年3月に策定されました「枚方市教育大綱」などを踏まえつつ、外部の学識経験者のご意見もいただきながら、見直し作業を進めてきたものでございます。見直しに係る経過等につきましては、令和6年11月21日開催の教育委員会協議会でもご説明させていただくとともに、見直し案のご確認等もいただいておりますので、前回までの説明以降の経過や、その後の主な修正内容などを中心にご説明をさせていただきます。

教育委員会協議会でご説明させていただいた見直し案については、令和6年11月25日開催の教育子育て委員協議会において報告を行い、ご意見をいただくとともに、12月6日から12月25日にかけてパブリックコメントを実施し、広く市民の皆様からのご意見をいただきました。初めに、パブリックコメントの結果について、ご説明申し上げます。なお、別紙1につきましては、通し番号にてページをご案内いたしますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

別紙1、45ページをご覧ください。こちらは、今回のパブリックコメント実施に係る結果報告書でございます。ページ上段の表に記載のとおり、実施期間は令和6年12月6日から令和6年12月25日までの20日間で、意見箱への投函がお一人、市ホームページの入力フォームへ提出いただいた方が3人、合計4人の方から合計7件のご意見をいただきました。その下の表には、ご意見の要旨と、それに対する教育委員会の考え方を記載しております。主なご意見といたしましては、ナンバー2、ナンバー3では、支援教育に関して、市独自の少人数学級編制の継続及び通級指導教室の拡充について、ナンバー4として、市立小学校における安全監視員について、ナンバー5では、生涯学習の推進に関して、学校教育の活用について、ナンバー6では、留守家庭児童会室及び放課後オープンスクエアに関して、本計画の教育施策との関係性について、それぞれご意見をいただきました。今回、市民の皆様からいただきましたご意見につきましては、教育委員会事務局といたしましても、いただいたご意見の趣旨を踏まえて取り組んでいるものや、直接的な表現はないものの計画内容に含まれることから、本計画の修正、加筆は行わないものとなりますが、いただいたご意見を無駄にすることなく、今後本計画に基づく各事業を進めていきたいと考えております。

続きまして、11月の教育子育て委員協議会における議会からのご意見を踏まえた修正箇所について、別紙1の見直し案に沿ってご説明申し上げます。

別紙1、見直し案7ページをご覧ください。第2章、「教育を取り巻く現状及び枚方市のこれまでの取り組み課題」では、「1、教育を取り巻く現状」として、令和2年の見直し後の教育に関する国や世の中の動きについて、7項目を新たに作成したところですが、このうち「②誰一人取り残されない共生社会の実現に向けた教育の推進」では、先の教育子育て委員協議会における委員からのご意見を踏まえ、全国的に産休・育休取得者や特別支援学級の増設等を要因とする教員不足が喫緊の課題となっていることについて、新たに追記をいたします。

以上が、前回、教育委員会協議会においてご説明させていただいた以降の主な修正箇所でございます。その他、趣旨の変わらない範囲で表記の統一など、軽微な修正を行っております。

最後になりますが、本見直し案につきましては、本定例会にてご可決いただきました後、市議

会への情報提供を行うとともに、本日から公表を開始しているパブリックコメントの結果と併せて、ホームページ等で公表を行っていく予定としております。

以上、議案第 17 号「枚方市教育振興基本計画の見直しについて」の提案理由のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○谷元教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

近藤委員。

○近藤委員 質問させていただきます。

20 ページの 5 つの重点的に進める取り組みの「（１）社会を生き抜く力の育成」の中に自ら考え対処する課題解決型学習、PBL ですが、「子ども主体の学習」とあります。昨年 12 月 25 日には、先ほど報告もありました GIGA フェス 2024 におきまして、5 校の児童・生徒がそれぞれ学校で取り組んできた PBL について発表していましたが、PBL における現在の状況と、今後どのように展開していくのかお聞かせください。

○谷元教育長 永山教育研修課長。

○永山教育研修課長 今年度は先ほど委員からございました、GIGA フェスでの発表のほかに、年間を通じて PBL チャレンジネットワークを実施し、希望制で集まった 13 校の先生方とともに市立小中学校の全ての先生が PBL に取り組めることをめざして、枚方版 PBL の要件を「ヒラカタノタカラプロジェクト」として整理いたしました。先生方が、子どもが主役の学習活動を計画・実行していけるよう設計をしております。令和 7 年度は、指定校の授業公開や教育研修課が実施する研修等において、この「ヒラカタノタカラプロジェクト」を周知し、実践事例等を市内に発信しながら、各校 1 学級以上での PBL の取り組みをめざしております。また、令和 9 年度、全校・全学級で PBL が実施できるよう、計画的・段階的に PBL の取り組みを広げていくことと予定しております。

○谷元教育長 近藤委員。

○近藤委員 ありがとうございます。

意見を述べさせていただきます。昨年 7 月の中央教育審議会の荒瀬会長の講演を聞かせていただきましたけれども、その折も課題、探究型の学習、いわゆる PBL ですが、生きるための練習であり、自分で考え、判断する行動の場面は社会で必ずあるというようなことをおっしゃっていたかと思います。この資質をつけることを、探究学習を通し身につけるともおっしゃってましたし、11 月での東香里小学校の公開授業では、香里ヌヴェール学園の池田校長の講演の中、近年の国内外の学力調査で、我が国の子どもたちは思考力、判断力、表現力に課題が見られ、前述の中教審でも、教育課程における基準の見直しの審議も行われ、1 つの提案が PBL を示しているとのことでした。しかしながら、この教育の教育手法を展開するには、令和の日本型教育を担う新たな教師の学びを通し、授業をファシリテートする力が教師に必要でしょうし、今述べていただきました令和 9 年からの全市全校での課題解決型学習 PBL の展開の広がりに向け、令和 7 年、来年度ですが、指定校での実践への研修等を含め、指導課、研修課の伴走支援をぜひ何とぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○谷元教育長 ほかに質疑はありませんか。

中西委員。

○中西委員 基本方策4の『「ともに学び、ともに育つ」教育の充実について』を見ると、ユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組むとあります。支援学級に在籍している子どもたちや、通級指導教室を利用している子どもたちが通常の学級で「ともに学び、ともに育つ」ためには、通常の学級における配慮が必要であると思いますが、今後の枚方市の支援教育の在り方について、議論いただいている枚方市支援教育充実審議会ではこういった意見がありますでしょうか。

○谷元教育長 秋葉支援教育課長。

○秋葉支援教育課長 枚方市支援教育充実審議会においては、通常の学級で「ともに学び、ともに育つ」ことが枚方市の理念として大切であることが改めて示されました。支援が必要な児童・生徒への障害の状況に応じた配慮としては、聴覚刺激を低減するために、テニスボールを学習机や椅子に取り付けることや、読み書き障害、いわゆるディスレクシアに対しては、1人1台端末を効果的に活用することで、ともに学ぶための学習環境をつくることなどが考えられています。通常の学級における配慮を検討する上で前提となるのは、子どもたちのアセスメントであり、「得意なこと」、「苦手なこと」、「困り感」等について客観的根拠を基に見取り、専門家等による発達診断だけではなく、行動面から判断するなどし、個々の教育的ニーズを理解すること、また、子どもの気持ちを聞いた上で個々のニーズに応じた基礎的環境整備と合理的配慮が大切であるとされています。また、個別の配慮を検討していくことが、通常の学級における全ての子どもたちにとって必要な配慮として広がることで、通常の学級におけるユニバーサルデザインとなることが期待されています。こういった配慮について、一方的に大人が決定することなく、子どもたちの意見を聞くことを大切にしながら、一人ひとりの障害の状況等に応じた配慮を検討し、個別の教育支援計画に記載の上、効果的に活用することが必要であることが中間報告としてもまとめられています。

○谷元教育長 中西委員。

○中西委員 ありがとうございます。

学習環境や授業での配慮については、子どもたちの意見を聞くことが大切であるとされていることで安心しました。適切な配慮があれば、通常の学級で「ともに学び、ともに育つ」ことができることが枚方のめざす教育ですので、子どもたちの意見を聞く機会を大切にし、よりよい配慮を検討していただくようお願いします。

以上です。

○谷元教育長 ほかに質疑はございませんか。

大中委員。

○大中委員 計画中5ページに、「不登校児童・生徒数が高い水準で推移している」とありますが、枚方市の不登校の現状についてお伺いします。

○谷元教育長 倉田児童生徒課長。

○倉田児童生徒課長 令和5年度の不登校は、小学校442人、中学校680人の合計1,122人となり、令和4年度の999人を上回る結果となりました。新規の不登校者数は、中学校では横ばいの状態

ですが、小学校での増加が顕著な状況になっています。不登校児童・生徒のうち、約半数近くが90日以上学校を長期欠席している状況であり、一度不登校になると長期化してしまう傾向にあります。また、不登校児童・生徒のうち、半数程度が学校以外とのつながりが無い状況となっています。そこで教育委員会事務局としましては、不登校児童・生徒は、多様な背景を持ち、またその状況も多様であることから、個の状況に応じた多様な居場所を整備していくことをめざしています。

○谷元教育長 大中委員。

○大中委員 不登校の子どもたちが増えている状況、また不登校の子どもたちの状況が多様であることについて理解しました。不登校が一概に悪いことではないと思いますが、子どもたち一人ひとりが社会的に自立していくための支援を適切に行っていくことは大切であると思います。

それでは、このような状況である不登校の問題に対して、教育委員会事務局として、また市としてどのように対応していくのか教えてください。

○谷元教育長 倉田児童生徒課長。

○倉田児童生徒課長 まず、不登校対策として大切なことは、新規の不登校を生まないことであり、そのために「発達支持的生徒指導」に力を入れています。「発達支持的生徒指導」とは、不登校の子どもだけでなく、全ての児童・生徒を対象とした、学校が安全・安心な居場所になることをめざす「魅力ある学校づくり」と「分かりやすい授業づくり」を行う取り組みです。また、全ての児童・生徒がSOSを出せるようになるとともに、教職員がそのSOSを受け止める力を向上させられるよう、スクールカウンセラー等の配置や、アプリ「ぼーち」を活用した未然防止の取り組みを行っています。不登校になってしまった子どもたちに対しては、「子どもの居場所サポートガイド～不登校支援ガイド～」を周知することにより、個々の背景や状況に応じた様々な居場所につなげられるよう支援を行っています。このガイドは、今後市長部局とも連携し、最新の情報にし、改訂を行ってまいります。

○谷元教育長 大中委員。

○大中委員 私も「子どもの居場所サポートガイド～不登校支援ガイド～」を見させていただき、子どもたちの状況に応じて、どの居場所につなげることができるのか分かりやすく工夫されていると感じました。そこで、このガイドに記載の各居場所の利用の状況と、今後の展望について伺います。

○谷元教育長 倉田児童生徒課長。

○倉田児童生徒課長 現在不登校の児童・生徒のうち、今年度から小学校に不登校支援協力員を増員したことにより、昨年度より多い20%程度が校内教育支援ルームを活用しています。今後は不登校支援協力員の全校配置とともに、この数を30%程度にすることをめざしています。また、教育支援センターの利用が現在10%弱となっておりますが、メタバース空間の利用も含めて25%程度の利用をめざしております。民間の居場所を利用する子どもたちは現在5%程度ですが、授業料支援などの支援で将来的には15%程度の利用をめざしております。今後は、そのほかの公的なつながりも強化することで、令和8年度までに全ての不登校児童・生徒が個に応じた居場所や不登校支援とつながることをめざします。

○谷元教育長 大中委員。

○大中委員 ありがとうございます。以降は、私の意見として述べさせていただきます。

ご回答の目標は非常に高いものであると思いますが、目標を高く持つことは大事だと思いますので、よろしくお願いします。新規の事業では課題等もあると思いますが、今後とも課題に正対した取り組みをお願いします。また、不登校になる前に全ての子どもを対象とした取り組みこそが一番大切なものであると考えます。学校を安全・安心な場所にするためには、学校を魅力ある場所にすると同時に、学校と保護者との連携や、地域の協力による学校風土の改善が必要であると言われています。それは教員だけの努力では困難であり、保護者とのやり取りなどに必要以上の負担をかけないような工夫も必要であると考えます。これまでも教育委員会として情報発信を工夫して行っていたしており、サポートしてくださっているところですが、より一層の取り組みをお願いします。またご回答と重ねての内容になりますが、不登校の個々の異なる状況に応じするためには、それぞれの居場所をより充実したものにする一方で、拠点を増やすことも重要です。民間への授業料支援などにより、居場所の選択肢が増えていくことが必要であると考えています。今後も引き続き取り組みをよろしくお願いいたします。

以上です。

○谷元教育長 他に質疑はございませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 17 号を採決します。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして日程 8、議案第 18 号「小学校水泳授業民間活用に関する基本的な考え方について」を議題とします。

説明を求めます。今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 ただいま上程いただきました議案第 18 号、「小学校水泳授業民間活用に関する基本的な考え方について」、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の 43 ページをご覧ください。本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第 2 条第 1 項第 1 号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

本件の経過等につきましては、令和 6 年 11 月 21 日開催の教育委員会協議会でも内容をご説明させていただくとともに、令和 6 年 11 月 25 日開催の教育子育て委員協議会において、議会にも報告を行ってきたところでございます。最終的に教育子育て委員協議会に報告した案に、議会からのご意見を踏まえた変更を行い、本日の資料のとおり取りまとめたものでございます。

それでは、別紙 2 の資料に沿って変更箇所をご説明いたします。

恐れ入りますが、別紙 2 資料の右下ページ数、9 ページをご覧ください。「6. コスト試算・比較」の項目になりますが、当初、本計画におけるコスト試算には、学校水泳プールの新改築に

係る国庫補助について、工事費の中に補助対象外経費が想定されることや、国の予算の状況、他市の申請状況などにより、採択率が制度上の補助率である3分の1を下回る可能性があるなど、補助金額の試算に不確定要素があることから含めておりませんでした。しかし、教育子育て委員協議会や、12月定例会月議会の一般質問において、補助金を考慮した場合のコスト比較についても示すべきといったご意見をいただいております。このことを受け、一番下の囲みの部分に、学校プールの新改築事業については、国の補助制度があることを記載するとともに、仮に工事費の全額を補助対象とし、全小学校で制度上満額の補助金が受けられたと仮定した場合の補助金額の合計が約36億6,000万円となることをお示ししております。

次に、11ページをご覧ください。（2）のコスト比較結果ですが、上から4行目のあたりの囲みの部分に、国庫補助を想定した場合の効果額を参考として記載することとしたものでございます。

以上、考え方自体については大きな変更はありませんが、国庫補助金の取扱いについて、先ほどの2か所の変更を行っております。ご可決いただきました後、市長部局とも協議を行い、本市小学校水泳授業の民間活用を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単な説明ではございますが、議案第18号、「小学校水泳授業民間活用に関する基本的な考え方について」、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○谷元教育長　これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

中西委員。

○中西委員　今回作成された「基本的な考え方」では、水泳授業の民間活用を全小学校へ拡大していく今後の方向性が示されています。市内44小学校のうち、令和6年度は12校で実施していますが、令和7年度に新たに増える実施校はありますか。また、今後こういったスケジュールで実施校は拡大していくのでしょうか。

○谷元教育長　笠井教育政策課長。

○笠井教育政策課長　令和7年度につきましては、1校の増加を予定しております。この「基本的な考え方」に基づき、庁内調整の上、令和7年度中に全校実施に向けた年次計画を作成する予定であり、本事業のできるだけ速やかな拡大に努めてまいります。実施計画の作成に当たりましては、各学校や事業者の意向なども踏まえながら、開始年度を検討していく予定でございます。

○谷元教育長　中西委員。

○中西委員　年に1校ずつの拡大では、全校実施までかなりの時間を要します。未実施校の児童や保護者から自校での実施を望む声も聞こえています。民間事業者との受入れ枠の確認や、実施校との授業カリキュラム調整、実施にかかる予算確保など、調整事項は多いと思いますが、泳力向上を掲げる本事業において、学校間での格差を生じさせないように、できるだけ早い全校実施に向けて取り組んでいただくとともに、民間施設に頼り切るのではなく、市営の温水プール施設の設立も検討していただきますよう要望します。

以上です。

○谷元教育長 ほかに質疑はございませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第 18 号を採決します。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして日程 9、議案第 19 号「枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

説明を求めます。今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 ただいま上程いただきました、議案第 19 号、「枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について」、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の 44 ページをご覧ください。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 2 条第 1 項第 10 号の規定により、教育委員会の議決をお願いするものでございます。46 ページには今回改正いたします規則の改め文を、47 ページには、新旧対照表をおつけしておりますので、ご覧ください。

それでは改正内容につきまして、新旧対照表に沿ってご説明いたします。恐れ入りますが、議案書の 47 ページをご覧ください。第 14 条「個人への貸出しの数量」についてでございますが、現在、個人に貸出しを行う図書館の資料の数量は、1 人につき 12 点を上限としております。このことについて、利用者サービスの観点から、今回の改正により、15 点に変更するものでございます。今回、貸出点数を増やすに当たりまして、市民のニーズを踏まえ、近隣自治体の状況を参考といたしました。

参考資料「枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について」の 1 ページをご覧ください。貸出冊数の上限につきましては、10 点としている自治体が一番多く、次いで 20 点、15 点となります。2 ページ以降に、サービスの状況などを記載しておりますので、後ほどご覧いただければと考えております。なお、本市における市民 1 人当たりの図書購入費と、それに伴う購入冊数は、比較的低位に位置しておりますが、貸出冊数は上位となっており、蔵書を有効活用できていると考えておりますが、市民 1 人当たりの図書購入費は低位であり、図書の購入が他市と比較して十分でないことについては、予算面における課題があるものと考えております。今回、貸出しの上限点数を増やすことで、蔵書の有効活用をさらに進めていきたいと考えており、12 点から 15 点への上限変更であれば、書架上の図書の減少は許容範囲内に収まるものと想定しております。また、貸出点数の上限変更に伴って、予約点数の上限も 12 点から 15 点といたしますので、これも含めて、利用者サービスの向上につながるものと考えております。

恐れ入りますが、議案書 46 ページにお戻りください。附則でございますが、本規則につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、簡単な説明ではございますが、議案第 19 号、枚方市立図書館条例施行規則の一部改正

について、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○谷元教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

近藤委員。

○近藤委員 今、今市部長からご報告がありましたけれども、参考資料を見させていただきますと、本市は市民1人当たりの図書等購入費と購入冊数が、実際にこの資料中では8位ということですが、市民1人当たりの貸出冊数は3位となっております。本当に限られた予算の中で魅力的な蔵書を構築されているというのがよく分かります。今回貸出点数の上限を15点にするということで、さらなる利用拡大を図るということでございましょうか。

○谷元教育長 亀野中央図書館長。

○亀野中央図書館長 これまでにも市民から貸出点数を増やしてほしいというお声をいただいていることもありまして、サービスを拡充する観点から、貸出点数の上限を15点に引き上げを行います。このことで、さらなる利用拡大に取り組むとともに、市民満足度の向上に努めてまいりたいと考えております。

○谷元教育長 近藤委員。

○近藤委員 ありがとうございます。意見として述べさせていただきます。

参考資料のデータを見させていただく中、日々の工夫に感謝を重ねて申し上げます。来られる市民の利便性の向上に向けまして、受付事務作業等のICT化などの取り組みや、枚方市駅の駅中での返却ボックス設置などと、常に工夫、進化させていただいていることに重ねて感謝申し上げます。公立図書館は、住民の抱える文化的な潤いのある生活を営む権利と、要求に応えるために設置し、運営するものと日本図書館協会政策特別委員会にて1989年に公表されておりますけれども、私が一番関心を持ったのが4ページの、蔵書の回転数、蔵書数に対する貸出数で効率はどうなっているのかというのを測る尺度と考えますが、その数字が資料中、都市の中での2位という、市民ニーズに合った選書や司書・スタッフの皆様の現場での様々な工夫が容易に想像がつきます。今回の貸出点数の上限引き上げで、さらに市民満足度の向上を強く期待いたします。よろしく願いいたします。

○谷元教育長 ほかに質疑はございませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これから議案第19号を採決します。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして日程10、報告第65号、「委任を受けて執行した事項の報告について(1)生徒指導について」を議題とします。なお、本件と次の日程11、議案第20号、「令和6年度優秀教職

員表彰について」につきましては、枚方市情報公開条例第5条第1号、第6号及び第7号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。

それでは、報告第65号及び議案第20号については、非公開といたします。

ここで定例会は、休憩とします。

休憩中の時間を使って、教育委員会協議会を開催します。

(休 憩)

ただいまから、定例会を再開します。

それでは日程10、報告第65号、「委任を受けて執行した事項の報告について(1)生徒指導について」を議題とします。

以降は非公開となりますので、傍聴の方は退席してください。

(定例会当日時点では、ここから非公開部分)

続きまして日程11、議案第20号、「令和6年度優秀教職員表彰について」を議題とします。

説明を求めます。新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました、議案第20号「令和6年度優秀教職員表彰について」ご説明いたします。

議案書50ページをご覧ください。本件につきましては、「令和6年度優秀教職員表彰について」、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第12号の規定により、教育委員会の議決をお願いするものでございます。

初めに、令和6年度優秀教職員表彰の概要についてご説明いたします。別紙4の1ページをご覧ください。優秀教職員表彰は、枚方市立小中学校の教職員及びチームを対象に、教職員の一層の職務意欲を高め、組織の活性化を図るとともに、元気で独創的な学校と教育を創造するため、枚方市内の公立学校において模範となる実践活動や優れた提言、提案を行った教職員やチームのうち、特に有益な調査研究、発明発見、工夫考察等をしたものについて表彰するものでございます。

2ページをご覧ください。令和6年度の優秀教職員を紹介させていただきます。個人表彰といたしまして、枚方市立川越小学校、指導教諭、岡川陽介。香里小学校、教諭、洪田将。小倉小学校、教諭、山本健斗。蹉跎東小学校、教諭、西田恵子。東香里小学校、教諭、森麻子。第一中学校、教諭、藤井恭子。招提中学校、教諭、辻拡之。桜丘北小学校、栄養教諭、小西卓。蹉跎東小学校、副主査、芝高陽平。

学校表彰といたしまして、枚方市立蹉跎東小学校。

チーム表彰といたしまして、枚方市立香里小学校・枚方市立香里幼稚園、PBLチャレンジネットワーク参加者、以上でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 20 号についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○谷元教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第 20 号を採決します。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

(定例会当日時点では、ここまで非公開部分)

ただいまから定例会を公開いたします。

以上、本定例会に附議された案件は全て議了しました。

これをもって、令和 7 年第 1 回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。

署名欄

(教育長職務代理者) 谷元 紀之

(教育委員) 中西 悠子
